

アジア太平洋SDG進捗報告書

2020





地図の網掛け部分はESCAP加盟国及び準加盟メンバーを示す。*

アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は包摂的かつ持続可能な開発の達成に向けたアジア太平洋諸国の協力を推進する国連の地域ハブである。53の加盟国と9の準加盟メンバーを擁する地域最大の政府間プラットフォームであるESCAPは、地域の経済的、社会的、環境的動向を洞察する分析などの成果物を各国に提供するシンクタンクとして位置付けられている。ESCAPの戦略的焦点は、連携と資金協力、市場統合を進める地域協力を強化・深化させることで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を達成することにある。ESCAPの研究及び分析は、政府に対する政策諮問、能力開発、技術的支援と共に、各国への持続可能で包摂的な開発目標への支援を目指している。

* 本文書で使用されている名称及び本地図に提示された資料は、如何なる国、領土、都市または地域、またはその権力の法的地位に関する、あるいは国境や境界の画定に関する国連事務局としての意見の表明を決して意味するものではない。

アジア太平洋SDG進捗報告書2020

United Nations Publication

Sales no.: E.20.II.F 10

Copyright © 2020 United Nations

All rights reserved

Printed in Bangkok

ISBN: 978-92-1-120807-8

eISBN: 978-92-1-0049580

ST/ESCAP/2900

本報告書は、教育または非営利目的に限り、出典を明記した場合に著作権者からの特別許可なしに全体または一部を使用することができる。本報告書を出典として使用した出版物のコピーをESCAP出版部に送付することが望ましい。

事前許可なしに、本報告書を再販目的またはその他商業目的で使用することはできない。使用の場合には、使用目的及び範囲について国連(ニューヨーク)のSecretary of the Publication Board宛に書面を提出しなければならない。

本版は、アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 「Asia and the Pacific SDG Progress Report 2020」の公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) による仮訳である。(訳者: 伊藤伸彰、森秀行、大塚隆志、小野田真二、加藤瑞紀、眞鍋由実、中村恵里子、北村恵以子)

本版は非公式な仮訳であり、ESCAPは一切の責任を負わない。IGESは、翻訳の正確性について万全を期しているが、翻訳により不利益等を被る事態が生じた場合には一切の責任を負わないものとする。仮訳版と原典の英語版との間に矛盾がある場合には、英語版の記述・記載が優先する。

アジア太平洋SDG進捗報告書 2020

序文

「アジア太平洋持続可能な開発目標 (SDG) 進捗報告書 2020」は、持続可能な開発のための2030アジェンダ達成に向けたアジア太平洋地域の進捗状況を評価するものである。国連によるSDGs達成のための「行動の10年 (Decade of Action)」がスタートする中、本報告書では国際的なSDG指標に関する最新のデータを活用し、追加的に必要な取り組みと今後の進捗に向けた機運をいかに高めるかについて示している。

本報告書は、現在の予測によると、アジア太平洋地域は2030年までに17いずれのSDGsも達成することが難しいことを強調している。質の高い教育や手ごろでクリーンなエネルギーへのアクセスについては多くの国で果敢な取り組みが進められているが、他の目標については進捗が遅れている。気候変動対策、海洋保全、森林保全への十分な対応なしに持続可能な経済成長への取り組みが行われている。不平等の是正、責任ある消費と生産、平和と公正及び強力な制度構築に向けた進捗は地域で一様ではない。ジェンダー平等の実現、持続可能な都市・コミュニティづくりへの進捗は非常に遅い。2030アジェンダ達成に向けた実施手段の強化に対して更なる支援が必要である。

5つのアジア太平洋準地域での進捗が一様でないことが一層明らかになっている。現行ペースの場合、どの準地域も2030年までに17いずれのSDGsを達成することはできない。不平等の是正、責任ある消費と生産、平和と公正及び強力な制度構築への進捗は、準地域間で等しく進展していない。準地域間の協力強化は特筆すべきことであるが、いずれの準地域もジェンダー平等の実現、持続可能な都市・コミュニティづくり、環境保全及び実施手段強化に関する目標への進捗は非常に遅い。本報告書はすべてのSDGsにわたり更なる行動を取るよう強力を促している。

進捗を測る上で十分なデータを有する国際的に合意された指標の数は、2017年には全指標の25%であったが、2020年には42%に増加している。しかしながら、SDG指標の半数以上におけるデータギャップを克服することは、依然としてアジア太平洋地域各国の統計システムにおける課題である。したがって、本報告書は、SDGsの進捗を測る上でデータと統



計の質向上を図る国家統計システム強化の重要性を強調している。

本報告書作成にあたり、UNESCAPは、アジア太平洋地域の国連関係機関 (国際労働機関、国連児童基金、国連開発計画、国連教育科学文化機関、国連人口基金) と緊密に連携している。アジア太平洋地域各国が、効果的な分析と透明性の高い意思決定を行うにあたってはタイムリーかつ信頼性の高い根拠が必要である。本報告書は、関係機関との連携強化により、こうしたニーズに応えることができた。

本報告書が、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた我々の行動への一助となれば幸いである。

国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 事務局長

アルミダ・S・アリスジャバナ

謝辞

本報告書は、アルミダ・S・アリスジャバナ氏 (国連事務次長／ESCAP事務局長) の全体的なリーダーシップ及びガイダンスによりESCAP統計部により作成された。また、本報告書の作成にあたっては、ハム・ホンジュ氏 (ESCAPプログラム、経済、ファイナンス担当事務局長) ならびにカーベール・ザーヘディ氏 (ESCAP持続可能な開発担当事務局長) から貴重なガイダンス等を頂いた。

本報告書はアジア太平洋地域にある以下の
国連機関からインプットの提供を受けた。



International
Labour
Organization



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



協力:

Tite Habiyakare (ILO), Roshan Bajracharya (UNESCO), Christophe Lefranc (UNFPA), Oyuntsetseg Chuluundorj (UNFPA), Henrica Jansen (UNFPA), Bishwa Tiwari (UNDP), Asako Saegusa (UNICEF), and Jayachandran Vasudevan (UNICEF).

制作チーム

全体監督・最終レビュー

Gemma Van Halderen

コーディネーター

Arman Bidarbakht Nia

執筆者のコアチーム

Arman Bidarbakht Nia, Eric Hermouet, and Dayyan Shayani

レビューアー

Jan Smit, Paul Anthony Bunsell

分析・データ管理

コーディネーター: Eric Hermouet and Dayyan Shayani
Krisana Boonpriroje, Marisa Limawongpranee,
Ngoc Thanh Huyen Tran and Panpaka Supakalin

レイアウト・グラフィックデザイン

Darya Dickinson

編集

Mary Ann Perkins

事務支援

Krisana Boonpriroje, Rattana Duangrapruen

写真クレジット

Part I – Shutterstock ID 301527815, credit: Godlikeart;
Part II – iStock ID 913742000, credit: WangAnQi;
Shutterstock ID 390471148, credit: Frame China;
iStock ID 1092025956, credit: EndraRizaldi;
iStock ID 927670356, credit: Creative_Stock;
iStock ID 458964763, credit: Tarzan9280;
iStock ID 819676998, credit: lkonya;
Part III – iStock ID 1180187740, credit: Orbon Alija;
Annexes – iStock ID 492003846, credit: Clarbondioxide

目次

序文	V
謝辞	VI
略語表	IX
読者のためのガイド	XI
この報告書を読むべきは誰か?	XI
この報告書の結果をどのように解釈すべきか?	XI
データはどこから来たのか?	XI
エグゼクティブサマリー	XII
PART I - アジア太平洋地域の進捗	1
1.1 持続可能な開発目標に対し、アジア太平洋地域はどの程度の進捗を達成したのか?	2
1.2 社会開発	8
1.3 経済発展	16
1.4 環境開発	17
1.5 目標に到達するためのパートナーシップ、データ、科学技術、連結性、そしてファイナンス	18
1.6 本地域の高い優先順位	19
1.7 アジア太平洋地域におけるSDGsの進捗状況を評価するためのデータの入手可能性	22
1.8 まとめと結論	24
PART II - 準地域の進捗	27
2.1 北東アジア	33
2.2 東南アジア	35
2.3 南西アジア	37
2.4 中央アジア*	39
2.5 太平洋	41
2.6 まとめと結論	43
PART III - 2030アジェンダのための国家統計システムの強化	45
3.1 誰も取り残さないためにデータによって政策をナビゲートする	46
3.2 最大のギャップ: コミュニケーション、アドボカシー、意識向上	48

* 訳注: コーカサス3国及びロシアを含む

3.3 統計が存在し、政策立案に利用されていることを確実にする	48
3.4 地域ビジョンへのコミットメントを達成するための各国の準備	50
3.5 2030アジェンダを成功させるための開発パートナーの支援	50
ANNEXES	53
Annex 1 - 準地域別のSDGの進捗	54
Annex 2 - テクニカルノート	74
Annex 3 - SDG進捗評価に選択された指標一覧	79
Annex 4 - アジア太平洋地域及び準地域の国リスト	87
Annex 5 - [Navigating Policy with Data to Leave No One Behind] 宣言に対するモニタリング指標	88

略語表

ATM	現金自動預払機
ASEAN	東南アジア諸国連合
CO2	二酸化炭素 (排出)
CSO	市民社会組織
DAC	開発援助委員会 (OECDの下)
DESA	(国連) 経済社会局
DQAF	データ品質評価フレームワーク
ENEA	北東アジア
EPIC	Every Policy is Connected
ESCAP	(国連) アジア太平洋経済社会委員会
EU	欧州連合
FAO	国連食糧農業機関
FDI	海外直接投資
FPOS	公的統計の基本原則
GDSS	一般データ公表システム
GDP	国内総生産
GHG	温室効果ガス (排出)
GNI	国民総所得
HIV	ヒト免疫不全ウイルス
ICT	情報通信技術
ILO	国際労働機関
IMF	国際通貨基金
ISO	国際標準化機構
LDC	後発開発途上国
NCA	中央アジア
NCD	非感染性疾患
NEET	ニート
NSDS	持続可能な開発に関する国家戦略
NSO	国家統計局
NSS	国家統計システム
ODA	政府開発援助
ODIN	オープンデータインベントリインデックス
OECD	経済協力開発機構
OHI	海洋健全度指数

PARIS21	21世紀における開発のための統計パートナーシップ
PM2.5	粒子状物質(大気中に浮遊する粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの)
PPP	購買力平価
R&D	研究開発
SCP	持続可能な消費と生産
SD	持続可能な開発
SDGs	持続可能な開発目標
SDMX	統計データ・メタデータ交換
SEA	東南アジア
SIAP	(国連)アジア太平洋統計研修所
SIDS	小島嶼開発途上国
SO2	二酸化硫黄(排出)
SSWA	南西アジア
TVET	技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練
UIS	ユネスコ統計研究所
UNCLOS	国連海洋法条約
UNCTAD	国連貿易開発会議
UNDP	国連開発計画
UNEP	国連環境計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNFCCC	国連気候変動枠組条約
UNFPA	国連人口基金
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
USD	米ドル
WB	世界銀行
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関

読者のためのガイド

この報告書を読むべきは誰か？

この報告書は3種類の読者を想定して準備された。

- 第1の読者は、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に関する地域のハイレベル政策対話に関与する**ステークホルダー**（利害関係者）である。まず政府関係者、そして政府間グループ、市民社会、非政府組織、メディア、学識経験者、企業の代表者が含まれる。
- 第2の読者は、アジア太平洋地域において更なる分析が必要な優先課題の洗い出しを行う、**地域アナリスト**である。
- 第3の読者は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた進捗状況を測定するための方法論を開発する、**各国の専門家**である。

この報告書の結果をどのように解釈すべきか？

読者は以下の点に留意して、本報告書の知見を活用するよう奨励される。¹

- 本報告書の分析では、すべての国が等しく取り扱われる。SDGsターゲットに向けた地域と準地域の進捗状況については、構成国の人口、経済、土地面積による重みづけを行わない形で考察されている。国の規模による影響を避けるために、地域と準地域のそれぞれのターゲットに対する進捗状況の評価において、中央値を採用している。すなわち、地域または準地域における進捗状況は、当該地域における「典型的な国」を代表するものである。
- 本報告書の結果は、これまでの報告書と比較することはできない。毎年新しいデータが入手可能になり、より広範なSDGs指標に関するデータと更新された過去のデータが、分析に使用されているためである。
- 本報告書では2つの異なる測定方法が使用されている：現在状況指数（目標レベルでのこれまでの進捗状況のスナップショット）と予想進捗指数（ターゲット及び指標レベルでの進捗ギャップのダッシュボード）である。現在

状況指数は、アジア太平洋地域がSDGsの各項目でどのような立ち位置にあるかを分析したものである。一方、予想進捗指数は、これまでの進捗ペースから判断して、アジア太平洋地域が個々のSDGsターゲットを達成する可能性がどの程度あるかを考察したものである。スナップショットとダッシュボードの結果は測定方法が異なるため、比較することはできない。

- スナップショットでは、2000年以降の進捗状況を計測した。2000年を選択したのは、ミレニアム開発目標の期間中から今日までの間に、この地域がどのように進捗したかを評価するためである。ミレニアム開発目標には含まれていなかったものも含めたすべてのSDGsに対して、進行中の開発動向が影響を与えていることが示されている。2015年を基準年とする代替案では、有意な進展を観察するのに十分な期間を確保することができなかったであろう。

データはどこから来たのか？

- アジア太平洋地域の国々のデータは、国連経済社会局（DESA）統計局が管理するグローバルSDGs指標データベースから抽出したものである。この地域の半数以上の国で少なくとも2つのデータポイントが利用可能なSDG指標のみが計算に含まれている。SDG指標が入手できなかった18のSDGターゲットについては、これらのターゲット達成に向けた進捗状況を評価するために、グローバルなSDGデータ保管機関から入手可能な追加指標のデータを使用した（Annex 3参照）。
- データ不足のために、ボックスで使用されている指標のすべてが、必ずしも進捗状況評価に含まれているわけではない。ボックスの目的は、詳細な分析を行い、特定の課題を浮き彫りにすることである。
- 異なる人口グループにおける不平等な進捗を説明するために、24の指標についての細分化された統計が分析に組み込まれた。この分析は、どのグループが取り残されているのか、あるいは取り残されやすいかを特定するための出発点として実施された。

¹ 詳細についてはAnnex 2を参照。

エグゼクティブサマリー

持続可能な開発に向けた行動の10年の始まりにおいて、アジア太平洋地域は2030年までに17の持続可能な開発目標 (SDGs) のいずれをも達成する軌道には乗っていない。しかしながら、SDGsへの進捗は直線的なプロセスではない。将来の加速された進捗のための基盤は浮上してきている。

データは、加速された行動なしには、アジア太平洋地域が、2030年までにSDGsを達成することを期待できないと明確に示している。

例えば「質の高い教育をみんなに」(目標4)などのいくつかの目標では大幅な進捗が達成されたが、更なる努力がなければ、本地域が2030年までに17の目標すべてを達成することはできないであろう。特に、本地域では、後退がみられる「つくる責任つかう責任」(目標12)及び「気候変動に具体的な対策を」(目標13)の傾向を反転させる必要がある。

データが入手可能なほとんどの指標について、本地域は2030年に設定されたターゲットを達成できないであろう。これらの指標の20%に関して2030年の状況は、現在の傾向を反転させるために即時の措置が講じられない限り、2015年の状況よりも悪化するであろう。

本地域は、経済成長に関連するSDGsターゲットについては順調な進捗を見せている。本地域の一人当たりの実質GDP成長率は、2017年の世界平均の2倍以上であり、そして同時に、本地域の多くの国では、所得格差が減少してきている。しかし、より持続可能に及び公平に成長するためには、本地域の現在の経済的發展を、人間の福祉及び健全な環境に結び付けなければならない。

社会開発の野心を達成するためには、本地域は、剥奪の多角的側面に対応し、そして地域の人々の最も基本的な権利に取り組まなければならない。

所得貧困ターゲットの達成に大きな成功を収めているにもかかわらず、本地域は、2030年までに、他の形態の貧困、飢餓及びジェンダーの平等、並びに国内及び国家間の不平等の是正に関連するすべての測定可能なSDGターゲットを達成できない可能性がある。朗報は、本地域が多くのターゲット分野(食料安全保障、意思決定における女性の役割、そして基本的な下水施設へのアクセスなど)で、有望な進捗を遂げ、それによって将来の加速のための強力な基盤を構築したことである。

健康及び福祉、教育、水及び下水施設、並びに安全で公正な社会のための人々の基本的なニーズに焦点を当てた目標(目標3、4、6及び16)に対し楽観主義である根拠がある。

アジア太平洋地域が軌道に乗っている測定可能なターゲットの半分以上は、これらの4つの目標に該当する。他方、これらの目標の中にあつたとしても、本地域は重要なターゲット、例えば、ヘルスカバレッジ(健康保険)、医療施設及び医療従事者へのアクセス、学習成果、安全に管理された飲料水へのアクセス、適切な下水及び衛生施設、並びに人身取引問題などについては進捗を遂げていない。

本地域の環境の持続可能性における進捗の欠如は著しい。



2030年の野心を達成するためには、本地域は、ほとんどの測定可能な環境ターゲットの進捗を大幅に加速させるか、現在の傾向を反転させる必要がある。最優先のターゲット中には、エネルギーの効率性及びエネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を含む気候関連行動、温室効果ガス排出量、気候関連の危険性及び自然災害、都市における大気質及び廃棄物管理、並びに海洋及び沿岸の生態系に対する人間活動の影響などが挙げられる。

進捗状況は、アジア太平洋の5つの準地域で同じではない。



アジア太平洋の準地域全体で最も多様な進捗パターンが見られるのは、次の3つの目標である：「人や国の不平等をなくそう」（目標10）、「つくる責任つかう責任」（目標12）、そして「平和と公正をすべての人に」（目標16）。すべての準地域が、順調に進捗を遂げているターゲットであっても、どの準地域も、次の10年間に現在の進捗を維持または加速させることなしには成功を収めることを期待できない。

アジア太平洋地域は、持続可能なファイナンス（資金調達）、包摂的かつ持続可能な貿易、科学技術、キャパシティビルディング及び証拠に基づく首尾一貫した政策立案において、あらゆるレベル及びすべてのステークホルダーとのパートナーシップを活性化する必要がある。



ある程度の進捗は見られるものの、アジア太平洋地域は、2030年までに目標17に含まれる測定可能な如何なるターゲットも更なる努力なしに達成することはできないであろう。全体的な進捗を加速させるために、本地域は実施手段を強化するための努力を倍増する必要がある。特に、低所得国、とりわけ後発開発途上国（LDCs）を支援し、政府の収入を多様化し、開発のた

めの持続可能なファイナンスに向け追加的資金を動員する；既存の二国間協力、三角地域協力及び国際協力メカニズムを強化し、そして科学、技術、イノベーションの移転を促進するための新しいメカニズムを構築する；世界市場への長期的かつ無制限のアクセスを確保するために同地域のLDCsを支援する；そして、特にLDCsや小島嶼開発途上国に対する投資を増やし、かつ統計開発の能力を構築する。

統計の効果的なコミュニケーションの欠如及び指標への不十分な需要は、SDGsの進捗状況をモニターするための証拠の根拠を損なう同じコインの両面である。



SDGs指標に関するデータの入手可能性は、アジア太平洋地域では過去数年間で大幅に向上した（2017年の25%から2019年の42%）。しかし、SDG指標の半分以上でデータが不足している。データの入手可能性は、進捗が遅いいくつかの目標では非常に制限されており、政策とデータの連携を強化する必要性が強調されている。このことは、統計への需要、及び投資を増加させるために、データ使用者とのより効果的なコミュニケーションと関与によって達成できるであろう。現在のデータ需要に対応するために国の統計システムが必要とする9つのキャパシティエリアを調査すると、統計的アドボカシー及び意識向上とともに、コミュニケーションと統計リテラシーが、本地域の国々にとって最大の課題であることを示している。



PART I - アジア太平洋地域の進捗



1.1 持続可能な開発目標に対し、 アジア太平洋地域はどの程度の進捗を 達成したのか？

「質の高い教育をみんなに」(目標4)及び「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)に関する2030年のターゲットのほとんどは手の届く範囲内にあるが、本地域はその取り組みを加速させなければならない。

17の持続可能な開発目標(SDGs)に対するアジア太平洋地域の進捗状況を分析すると、グラスが半分満たされていることがわかる(図1)。2000年以来最も顕著な進捗は、「質の高い教育をみんなに」(目標4)及び「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)のいくつかの要素で達成された。2030年までにターゲットに向けて予想される進捗状況の評価(図2)は、この2つの目標の達成は、本地域がその取り組みを加速させれば、手の届く範囲にさえあるかもしれないことを示唆している。それにもかかわらず、ターゲットレベルの分析は、緊急の行動が必要な懸念分野を明らかにしている。特に、再生可能エネルギーの割合を増やし、教育の質を高める(ボックス1)と同時にすべての人に対する教育への平等なアクセスというターゲットを達成するためには、更に多くのことを成せねばならない。

SDGターゲットの半分以上は、データ不足のため測定できない。

これらの結果は限られた情報に基づいており(十分なデータが入手可能であるのはSDGターゲットの半分未満である)、かつ17の目標の進捗状況の全体像を示すには更に多くのデータが必要であることを念頭に置いておくことが重要である。一部の目標では、ごく少数のターゲットのみのデータによって進捗状況が歪められてしまう場合もある(例えば、目標13及び14)。他の場合では、データの入手可能性がターゲット間で不均衡であるため、結果がすべての側面における進捗状況の全体像を反映していない。

環境を保護し、自然災害のリスクを軽減し、そして気候変動対策を講じるために、緊急の行動が必要とされている(目標12及び目標13)。

アジア太平洋地域は、「つくる責任つかう責任」(目標12)及び「気候変動に具体的な対策を」(目標13)の推進において最も懸命に努力してきている。しかし実際、本地域は正しい方向にさえ進んでいない(図1)。これらの調査結果は、アジア太平洋地域に対し、統合された政策を通じて、天然資源の持続可能な利用を緊急に促進し、化学物質と廃棄物の管理を改善し、自然災害に対する強靱性(レジリエンス)と自然災害のリスクを低減する能力を高め、そして気候変動の悪影響に適応するよう警鐘を鳴らしている(図2)。

いくつかの目標での進捗にもかかわらず、本地域において2030年までに目標を達成するには従来通りのやり方(BAU)では不十分である。

本地域での開発努力は、「貧困をなくそう」(目標1)、「飢餓をゼロに」(目標2)、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)、「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)、「働きがいも経済成長も」(目標8)、「緑の豊かさを守ろう」(目標15)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)、加えて「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)において多大な進展を遂げた。しかしながら、アジア太平洋地域は、2030年までに更なる努力なしにはこれらの目標を達成することは期待できない。2030年まで本地域が従来通りのやり方(BAU)を継続するとすれば、最も脆弱な人々のグループに適切な社会保障を提供することができなくなり、本地域には健康保険が適用されないより多くの人々が住むようになり、インフォーマルかつ不安定な雇用が高いレベルのまま、十分なディーセントワーク(働きがいのある人間らし

い仕事) 及び生産的な雇用がなくなり、そして人身取引の犠牲者、難民及び避難民の数は増加する可能性が高いであろう(図2)。

進捗が停滞しているSDGターゲットでは、より迅速な加速が必要である。

「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)については、ほとんど進捗がない。これらの目標を達成するために、本地域は、経済の多様化、輸送インフラの改善、収入及び機会の不平等の是正、そして海洋及び沿岸の生態系保護において地域の進捗を拡大していく必要がある(図2)。

いくつか目標の進捗を加速させるための基盤は構築されている。

2000年以降の不十分な進捗或いは後退にもかかわらず、最近の傾向は、今後10年間でいくつかの目標での進捗を加速させることへの希望を与えている。労働生産性の最近の向上(ボックス9)、持続的な経済成長、銀行業務へのアクセスの増加、多くの国での所得格差の是正、開発のためのリソースフローの増加、マテリアルフットプリント及び国内物質消費量のわずかな減少、そして化石燃料補助金の大幅削減、これらすべては、アジア太平洋地域が多くのターゲットにおいて加速するための基盤を築いた例を提示している。本地域が継続し、協調した取り組みを倍加させるのであれば、進捗が遅れているターゲット分野の将来は明るくなるかもしれない。

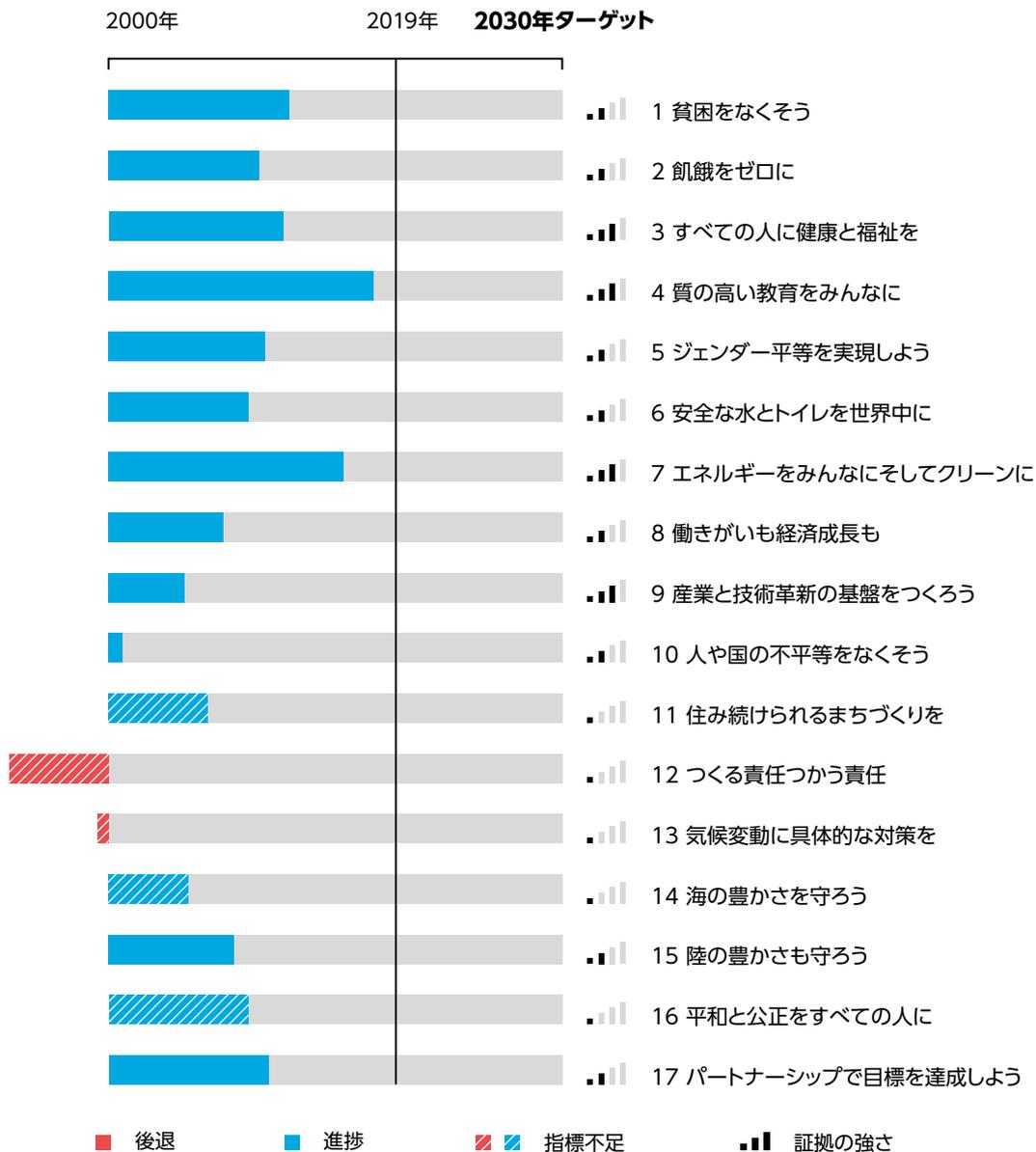


図1. 2019年におけるSDGの進捗状況のスナップショット: アジア太平洋地域

目標 1

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.b 貧困撲滅政策

目標 2

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.a 農業への投資
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

目標 3

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.5 物質乱用

目標 4

- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設

目標 5

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

目標 6

- 6.b 水と衛生管理への参加
- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力

目標 7

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.a エネルギーに関する国際協力
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合

目標 8

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業設立
- 8.4 資源効率
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

目標 9

- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

目標 10

- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト
- 10.3 差別の撤廃
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)

目標 11

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

目標 12

- 12.c 化石燃料補助金
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への移行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング

目標 13

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

目標 14

- 14.1 海洋汚染
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

目標 15

- 15.b 森林管理への資金
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

目標 16

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.6 有効な公共機関
- 16.2 人身取引
- 16.b 非差別的な法規
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築

目標 17

- 17.1 課税及び徴税
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 後発開発途上国のための無税市場へのアクセス
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性

■ ターゲット達成への進捗が維持されている

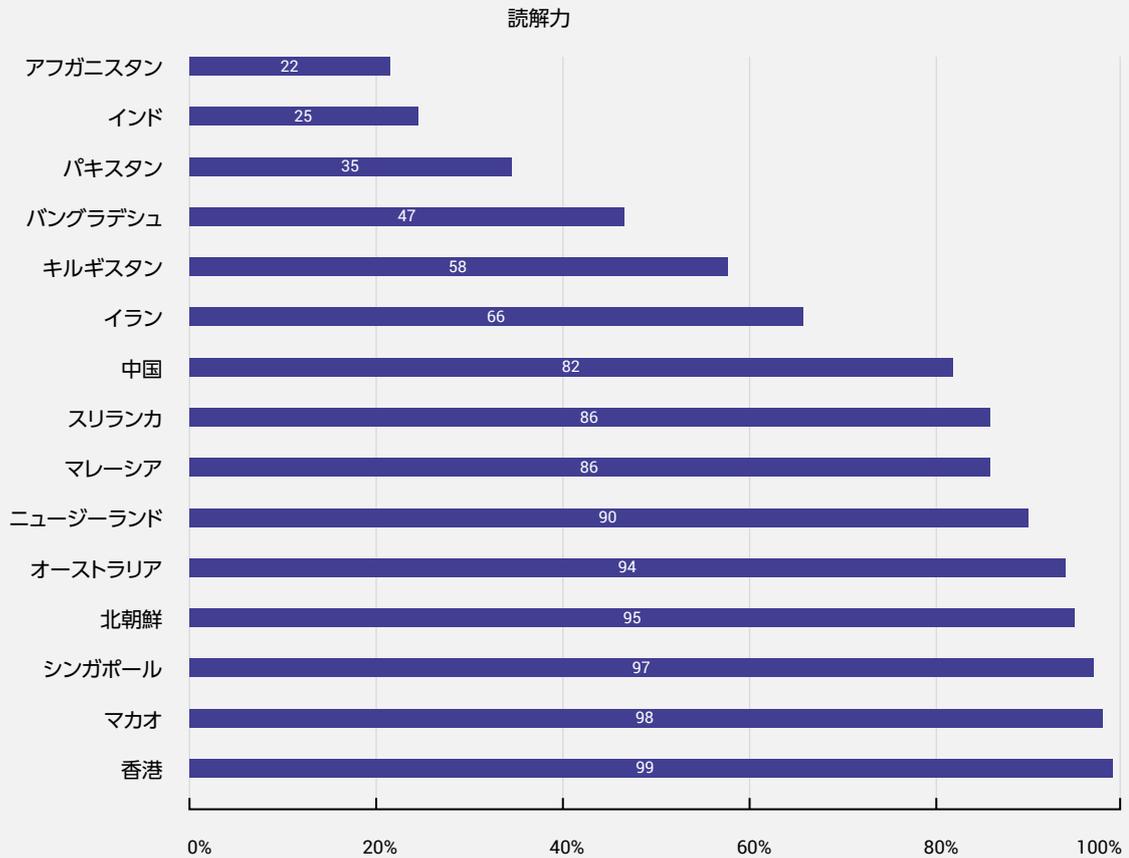
■ ターゲットを達成するための進捗を加速する必要がある

■ トレンドが反転している

■ 計測不可

図2. 2030年に予想される進捗のダッシュボード: アジア太平洋地域

ボックス 1. 本地域の国々は、必要な学習能力を生徒に提供するために懸命に努力している

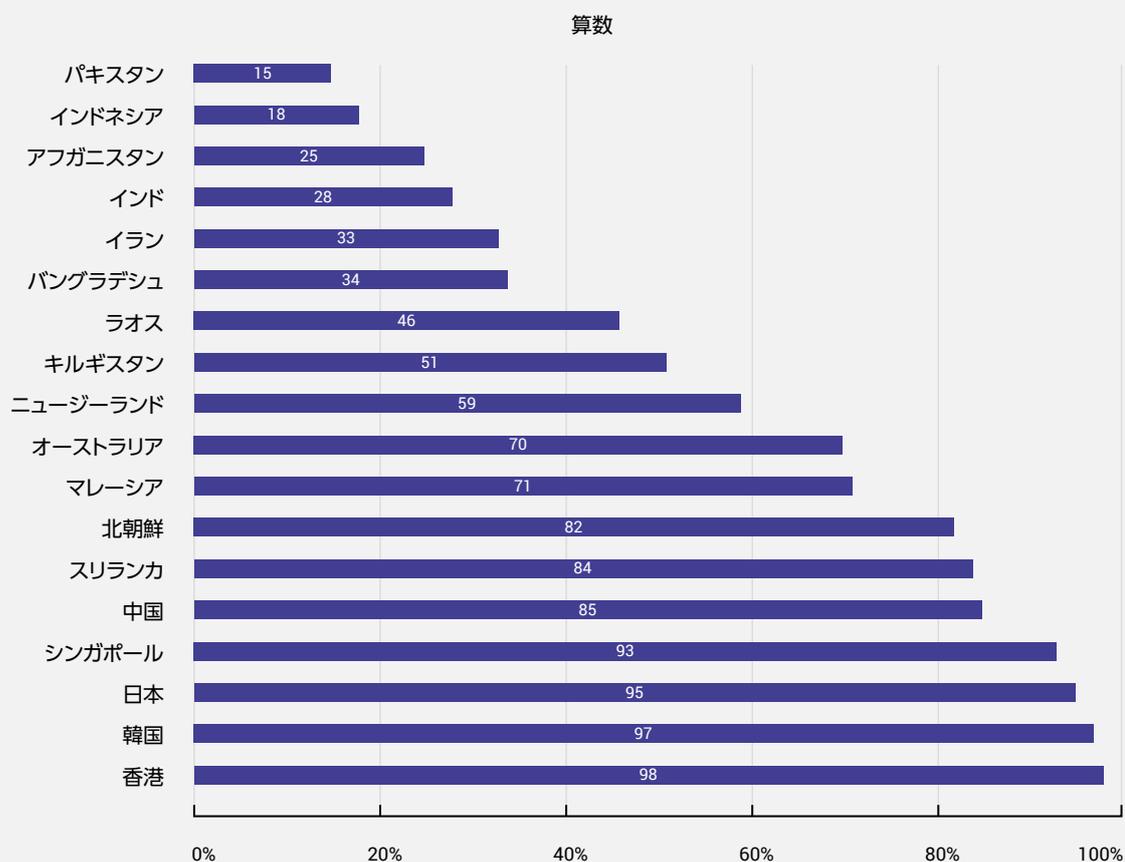


2018年、初等教育2年生または3年生で最低限の読解力を有している児童 (パーセンテージ)

過去数十年間にわたり、アジア太平洋地域の国々は、すべての子ども達の初等及び中等教育へのアクセスと入学を拡大することに驚くべき成功を収めている。しかしながら、基礎教育を進め、そして完了させることは、学習の均等化の一部にすぎない。世界中で6億1,700万人以上の子ども及び青年が、「最低限の習熟度 (読解力・算数)」(SDG指標4.1.1)に達していない。これらの子ども達のほぼ半数はアジア太平洋地域に住んでいる。^{a/}

データが存在する国の40%では、3人に1人の児童が、初等教育の2年生または3年生での読解力の最低限の習熟度を達成していない。一部の国では、この割合は75%を超えている (例えば、インド及びアフガニスタン)。状況は算数に関して更に悪化しており、データがある国の半分では、2年生または3年生の40%を超える児童が最低限の習熟度を達成していない。

a/ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) Institute for Statistics (UIS). (2018). Skills and innovation in G20 countries (Montreal, Canada).



2018年、初等教育2年生または3年生で算数の最低限の能力を有している児童 (パーセンテージ)

質の高い教育を提供する上で教師が果たす重要な役割は広く認識されているにもかかわらず、国によっては、教師が未だ国の最低限のトレーニングを受けていない或いは資格を有していない場合がある。入手可能なデータがある本地域の国の63%は、初等教育において、教師に対する児童の割合が、訓練を受けた教師に対する児童の割合よりも高くなっている。つまり、訓練を受けた教師の方が、訓練を受けていない教師よりも、より少ないということである。^{b/}

このことは、本地域で提供される教育の質に重大な問題があり、そしてSDGの目標 4を確実に達成するためには、教育と学習の主要な要素 (例えば、カリキュラム、教師、学校のリソースなど) に焦点を当てるべきであることを明確に意味している。

出典: UNESCO, UIS data centre (2019年12月10日入手)

b/ UNESCO. (2018). Paving the road to education: a target-by-target analysis of SDG 4 for Asia and the Pacific (Bangkok).

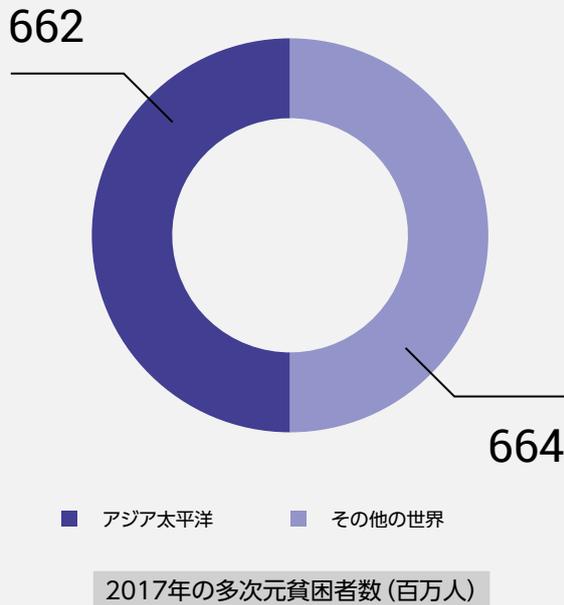
1.2 社会開発

貧困及び飢餓を根絶し、そして不平等を是正する努力は、剥奪の多次元側面に対応しなければならない。

金銭的及び物質的貧困の測定方法は、人々が如何にして多角的な剥奪を経験しているかを示さないことがよくある(ボックス2)。2030アジェンダの中心は、すべての人にとって飢餓とあらゆる形態の貧困を終わらせ、そして誰も取り残されないことを確保することである。予想される進捗のダッシュボード(図2)は、アジア太平洋地域が、国際的及び国内的に定義された閾値に従って所得貧困を根絶するという目標を達成する軌道にあることを示している。しかしながら、現在の進捗のペースでは、本地域は、2030年までに他の形態の貧困、飢餓、ジェンダーの平等、そして国内及び国家間の不平等の是正に関連するすべての測定可能なターゲットを達成できそうにない。

データがある大部分の国では、最貧困にある五分位階級の人口の半分未満が社会援助プログラムの対象となっている。少なくとも20カ国で、中程度または重度の太り過ぎである5歳未満児の割合は2000年以降増加しており、場合によってはその率は2倍以上になっている。少数の例外(ラオス、フィリピン、サモア及びタイ)を除いて、データがある国では、男性の平均賃金は女性の平均賃金よりも高くなっている。本地域の女性と女兒達は、親密なパートナーから暴力行為を受けやすい(ボックス3)。また、同地域の10カ国中4カ国では、貧困層と富裕層の所得格差が拡大し続けている。

ボックス 2. 所得の貧困を超えて、多次元剥奪



世界的に、極度の貧困層（1日あたり1.90ドル未満で生活する人々）の数は、1990年から2015年までに19億人から7億3,000万人に減少した。減少のほとんどはアジア太平洋地域で、特に中国では貧困人口の数

出典: UNDP (2019年)

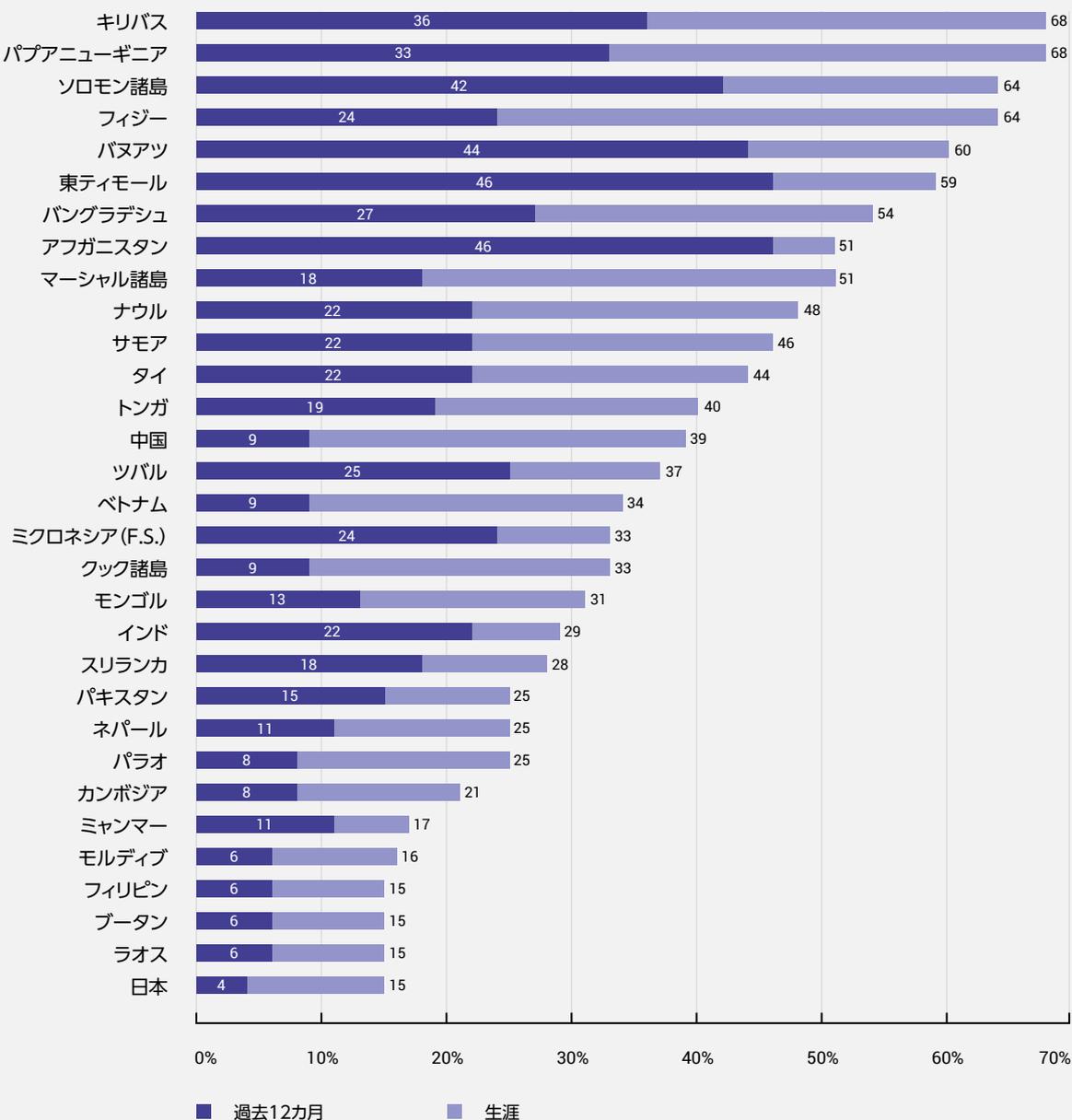
a/ 多次元貧困指数の2019年の発表は、2017年の人口と調査年の人口を使用した。他方、2010年の発表は、2000年から2008年までの調査年のデータを使用した。多次元貧困の測定には、例えば、複数指標クラスター調査 (MICS)、人口及び保健調査などのような、全国世帯調査のデータを使用する。

b/ 多次元貧困指数は、データが不足しているため、2019年のほとんどの太平洋諸国では計算されていない。バヌアツは、2019年の多次元貧困指数に含まれた唯一の太平洋の国である。

が、7億8,000万人から1,000万人未満に減少した。このような極度の貧困層の急激な減少にもかかわらず、国連開発計画 (UNDP) とオックスフォード貧困人間開発イニシアチブ (OPHI)^{a/}によって策定された多次元貧困指数 (MPI) は、2017年に世界的に多次元貧困人口が、極度の貧困人口の2倍であったことを示している。2008年から2017年の間にほぼ33%から23%に減少したにもかかわらず、世界には13億人以上の多次元貧困層が存在し、そのほぼ半数がアジア太平洋地域に住んでいる。多次元的に貧しい13億人の人々の内、3分の2が中所得国に住んでおり、約半分が18歳未満の子ども、3分の1が10歳未満の子ども達である。

一般の人口に占める多次元貧困人口の割合は、アジア太平洋諸国間では大きく異なり、^{b/} 1%未満 (アルメニア、カザフスタン、モルディブ、タイ及びトルクメニスタン) から40%以上 (アフガニスタン、バングラデシュ及び東ティモール) の範囲に及ぶ。多次元貧困人口が30%を超える国の大半は、後発開発途上国 (LDCs) である。

ボックス 3. 女性及び女兒に対する親密なパートナーの暴力



身体的及び／または親密なパートナーの暴力を経験した女性、2000年～2019年

アジア太平洋地域の31カ国の2000年から2019年の間のデータ^{a/}は、15歳以上でこれまでにパートナーを有した女性及び女兒の4～46%が、過去12カ月間に身体的及び／または性的暴力を経験したことを示している (SDG 指標 5.2.1)。

a/ 本データは、2019年5月までに公開された各種調査報告書から、女性に対する暴力に関する世界保健機関(WHO)の多国間研究のために開発された方法論で収集された最新の(入手可能な場合は全国的な)調査データ、人口及び保健調査の家庭内暴力モジュール(測定基準)、または、国連欧州経済委員会の女性に対する暴力モジュールを反映している。

過去12カ月間の親密なパートナーの暴力に関するデータと生涯にわたる暴力に関するデータを比較すると、暴力に関する女性の経験及び予防プログラムの成功に対する理解が深まる。例えば、アフガニスタンとマーシャル諸島の両国で、51%の女性が生涯に少なくとも一度は身体的及び／または性的暴力を経験している。アフガニスタンでは、これらの女性のほとんどがこのような暴力を継続的或いは繰り返し経験しているが、親密なパートナーの暴力を経験したことのあるマーシャル諸島の女性のほぼ3分の2は、暴力を減らしたり或いは止めたり、加えて／または暴力的な関係から抜け出すことができた。

これまでのところ、データがあるすべての国の内、同等の方法で複数の全国的調査を完了しているのはわずか8カ国である。本地域の女性と女兒に対する暴力を根絶するための進捗状況について結論を出すには、更に多くのデータが必要である。

出典: Henrica A.F.M. Jansen/kNOwVAWdata (2019). "Regional Snapshot: Women Who Experience Intimate Partner Violence, 2000-2019." United Nations Population Fund (UNFPA) Asia and the Pacific Region.

所得貧困の削減に加えて、本地域は、将来の加速のために強力な基盤を構築できるいくつかのSDGターゲットにおいて有望な進捗を遂げている。例えば、栄養不良の蔓延度は、2000年の17%から2017年には11%に低下した(しかし、この進捗率は2030年の飢餓撲滅ターゲットを達成するには十分な速さではない)。国会における女性の議席数の割合は、2000年の13%から19%に増加した(但し、この割合は世界平均の24%を下回っている)。基本的な下水施設を利用している人口の割合は、2000年以降48%からほぼ75%に増加している(この割合は、世界平均よりも速い進捗率であるが、この進捗率では、本地域が2030年までにターゲットを達成するには不十分である)。

本地域は、以下のターゲットにおいて2030年までに野心を満たすために取り組む努力を加速する必要がある;自然災害の悪影響に対する脆弱なグループの強靱性(レジリエンス)を高める;最貧困層グループに対して社会的保護を提供する;農村住民のために基本的飲料水及び下水施設へのアクセスを増加させる;5歳未満児における発育阻害及び栄養不良の蔓延度を低下させる(ボックス4);女性がリーダーシップと意思決定に参加できるようにする;男性と女性の平等な雇用機会及び報酬(特に15~24歳の人口に対して)を確保する;所得格差を埋める;そして、特に後発開発途上国(LDCs)への開発援助を増加させる。

ボックス 4. 子ども達の発育阻害、消耗性疾患及び太り過ぎ

- 本地域における発育阻害と消耗性疾患は依然として高く、実際、地域の大半の国では発育阻害率が20%を超えている。入手可能な最新のデータによれば、2018年にアジア太平洋地域で、少なくとも9,300万人及び3,800万人の5歳未満児が、それぞれ発育阻害 (SDGG指標2.2.1) 及び栄養不良 (SDG指標2.2.2) であった。
- アジア太平洋地域は、世界で最も子どもの消耗性疾患率が高く、そしてその数も多く、11人に1人近くの子どものが、消耗性疾患による高い死亡リスクにさらされている。アジア太平洋地域で消耗性疾患に苦しんでいる3,800万人近くの子どもの内、3分の1以上が重度の急性栄養失調 (SAM) を患っている。アジア太平洋地域では、5歳未満児の推定1,900万人が、2018年に太り過ぎと判断された (SDG指標2.2.2)。
- 栄養不良の三重負担^{a/}は、子どもへの食事の質の悪さによって引き起こされている: 世界の3人に2人の子どもは、健康的な成長と発達のために推奨される最低限の多様な食事を与えられていない。貧しい食生活は、現在病気の世界的負担にとって主たる危険要因である。栄養は、多層的システムと様々なステークホルダーによるアプローチを通じて、健康、水及び下水施設、教育及び社会保護システム全体に組み込まれる必要がある。栄養への投資が生み出す利益は大きい。例えば、発育阻害の削減に投資された1ドル毎に、負担が高いレベルの国では約18米ドルに相当する経済的利益を生み出す。

出典: UNICEF

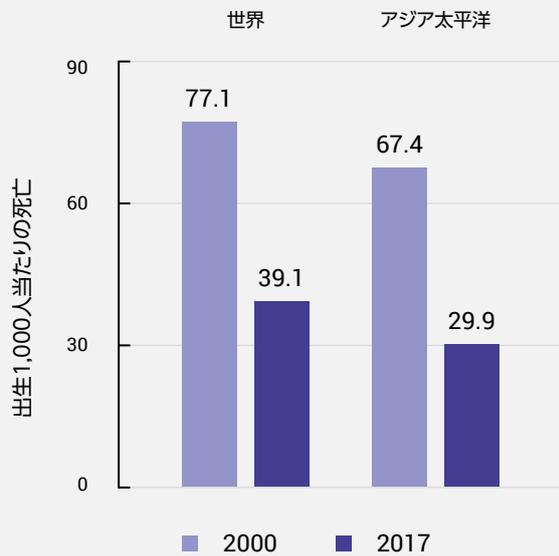
a/ 子どもの低栄養状態と共に、太り過ぎ及び肥満、並びに微量栄養素欠乏症が、同一世帯或いは同一人物に存在することは、栄養不良の「三重負担」と呼ばれている。

顕著な成功にもかかわらず、本地域は2030年までにその人口の最も基本的なニーズに対応するという深刻な課題に直面している。

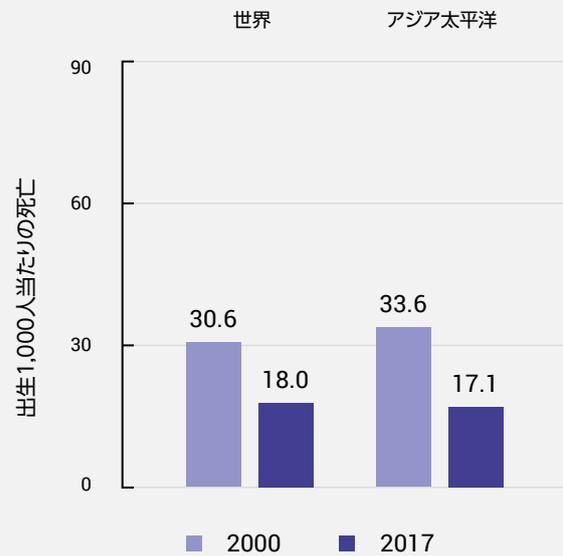
健康及び福祉、質の高い教育、きれいな水と下水施設、そして安全で公正な社会での生活は、SDGsがあらゆる場所のすべての人々に確保されることを目指す上での最も基本的なニーズである。アジア太平洋

地域が軌道に乗っている測定可能なターゲットの半分以上は、これら4つの目標に該当する (図2)。例えば、2000年以降、本地域は妊産婦死亡率を大幅に低減させた; 新生児及び子どもの死亡率は大幅に低下し、そして世界平均よりも速いペースで低下している (ボックス5); 汚染の健康への影響は低減し; 意図的な殺人による死亡は大幅に減少した; そして、質の高い教員の数が増加した。

ボックス 5. 新生児及び子どもの死亡率



5歳未満児死亡率、アジア太平洋地域及び世界



新生児死亡率、アジア太平洋地域及び世界

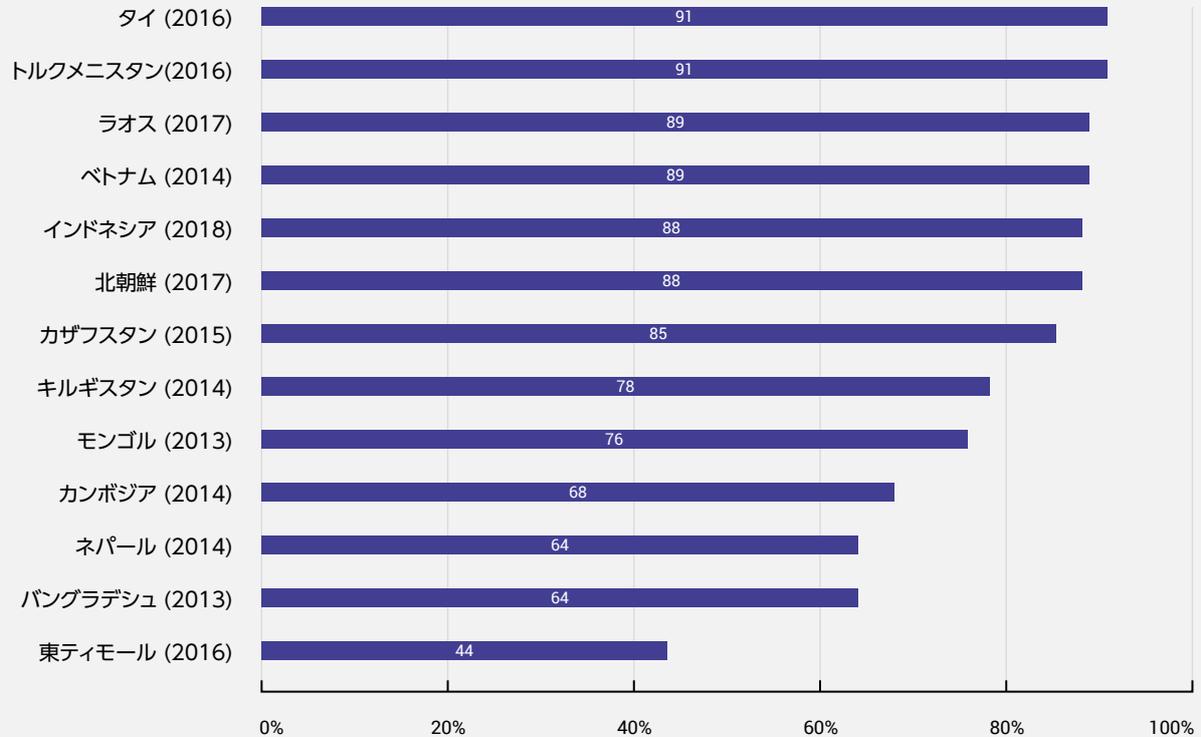
本地域では、5歳の誕生日を迎える子ども達の数がかつてないほど増えている。2017年、本地域の「5歳未満児死亡率」(SDG指標3.2.1)及び「新生児死亡率」(SDG指標3.2.2)は、2000年から2017年の間に、それぞれ55.7%及び49.1%減少し、1,000人の出生当たり29.9人及び17.1人になった。5歳未満児の死者の総数は、2000年の495万人から2017年の217万人に減少した。2017年の177万人(82%)以上の5歳未満児の死亡は、生後28日の間に発生した。ほとんどの新生児の死亡は、早産、分娩中の合併症(出生窒息)、感染症及び先天性欠損症によるものである。

出典: UNICEF

その顕著な成功にもかかわらず、本地域は、2030年までに地域の人々の最も基本的なニーズに関するSDGターゲットを達成するという課題に直面している。アジア太平洋地域の世帯及び周囲の大気汚染に起因する死亡率は、世界平均より25%高くなっている。自殺は、人口10万人当たり年間約12人の割合で発生している(高所得国では平均して約20人)。デー

タのある国の大部分では、中等教育が終了するまでに、80%未満の学生が数学の最低限の能力しか身につけていない(ボックス1)。本地域のLDCsでは、農村人口の半分以上が、安全に管理された飲料水へのアクセスを欠いている。本地域の一部の国では、5歳未満児の出生登録は未だ50%未満である(アフガニスタン、バングラデシュ、パキスタン、ツバル及びバヌアツ)。

ボックス 6. アジア太平洋地域の若い子ども達は、学校教育への準備ができているか？



直近の年で、選択された国における (パーセンテージ)、健康、学習及び心理社会的幸福において順調に発育している5歳未満児

就学前及び幼児期の教育的発育は、生涯を通じて学習する子どもの能力を発展させる上で重要な役割を果たす。15歳の生徒を対象とした2016年生徒の学習到達度調査 (PISA) のスコアは、世界的に参加した65カ国中58カ国で、少なくとも1年間就学前教育に通った生徒が、そうでない生徒よりも高いスコアを示した。^{a/}

データのある国のほぼ半数で、データは、5歳未満児の20%以上が順調に発育しておらず (SDG指標4.2.1)、このことは、これらの子どもは、学校教育や学習への準備ができていないことを意味している。

幼児期のケアと教育への投資の既知の利点及び幼児期のケアと教育の質を向上させるためという近年の世界的なコミットメントにもかかわらず、この分野は本地域のほとんどの国で最も資金不足の分野であり続けている。更に、目標4で、1年間の就学前教育を伴う10年間の無料義務教育を要請しているが、本地域では、義務的な就学前教育について法的規定を設けている国はほとんどない。

出典: UNESCO, UIS data centre (2019年12月10日入手)

a/ Organization for Economic Cooperation and Development (OECD). (2016). Education Indicators in Focus. What are the benefits from early childhood education? (Paris).

本地域は、証拠が、進捗の欠如を示しているターゲットにおいて、その努力を拡大かつ加速する必要がある。感染症の蔓延防止、メンタルヘルスの拡充と物質乱用の削減、道路交通事故による死亡者の減少、ヘルスカバレッジ（健康保険）と医療施設と医療従事者へのアクセスの向上、学習成果及び幼児期発育へのアクセス

向上（ボックス6）、特に農村地域における人々の、安全に管理された飲料水、適切な下水施設及び衛生施設（ボックス7）へのアクセス向上、そして子どもに対するあらゆる形態の暴力と拷問の終了（ボックス8）、これらは2030年までには手の届かない（程度は異なるが）ことが予想される測定可能なターゲットである。

ボックス 7. 飲料水、下水施設及び衛生施設の進捗

全体として、アジア太平洋地域は、過去10年間で安全な飲料水サービスへのアクセス改善に大きな進捗を遂げた。現在人口の1%だけが飲料水として地表水を使用しており、また約92%が基本的な飲料水へのアクセスを有している。しかし、「安全に管理された」飲料水を定義する3つの基準（SDG指標6.1.1）を考慮すると、この割合はアジア太平洋地域で97%から89%に低下し、水質に関する大きな問題を示している。例えば、ブータンでは、改善された飲料水源へのアクセスは100%であるが、汚染されていない飲料水源はわずか34%だけである。

本地域では、野外での排泄習慣の減少と基本的な下水施設へのアクセスの改善に大きな進捗が遂げられた。例えば、インドとネパールは、野外排泄率の大幅な低減を達成し、ネパールは2019年10月に野外排泄がないと宣言された。他の国々は、農村地域と比較して、都市部における野外排泄を根絶することに大きな成功を収めた。貧困は水、下水施設及び衛生施設へのアクセスの決定要因のひとつかもしれないが、貧しい都市の居住者は、裕福な農村部の住民よりもより良いアクセスを有しているかもしれない。しかし、地域内では、基本的な下水施設の不平等をより大きく是正することにある程度成功した。例えば、カンボジアでは、2000年から2017年にかけて、都市の基本的な下水施設の範囲が46%から96%に増加し、同時期に最も裕福な人々と最も貧しい人々のギャップが60%以上減少した。^{a/} 水、下水及び衛生施設への投資は不可欠であり、かつ困難である。世界銀行による最近の研究では、「水供給、下水及び衛生施設（SDGターゲット6.1及び6.2）を達成するために必要な資本投下は、現在の投資レベルの約3倍に相当する」と見積もられている。^{b/}

出典：UNICEF

a/ World Health Organization/United Nations Children's Fund Joint Monitoring Programme. (2019). Progress on household drinking water, sanitation and hygiene 2000–2017 (New York), p. 35.

b/ Guy Hutton and Mili Varughese. (2016). The costs of meeting the 2030 Sustainable Development Goal targets on drinking water, sanitation, and hygiene. Water and Sanitation Program: Technical Paper (Washington, D.C., World Bank), p. 7.

ボックス 8. 子どもに対する暴力と拷問

保護者による身体的な暴行や心理的な攻撃を経験している子ども（2～14歳）（SDG指標16.2.1）の平均割合は、データがあるアジア太平洋諸国全体の70%であり、37%～85.5%の範囲である。家庭での暴力に対処するには、法的禁止、意識向上、そして代替案及び社会的規範の変化を促進するための子育て支援の組み合わせが必要である。2016年以降、モンゴル（2016年）とネパール（2018年）の追加2カ国のみが、如何なる状況においても子どもに対するあらゆる形態の暴力の完全な禁止を可決した。^{a/} 一方、子育て支援プログラムを実施している国の数は増加している。例えば、現在、ASEAN加盟国の半分は、暴力的な暴行を減らすことに特化した育児支援プログラムを実施している。^{b/}

SDG指標16.2.3の性的暴力（18歳までに性的暴力を経験した18～29歳の若い女性と男性の割合）に関するデータが存在する国の数は、途方もなく少なく、性的暴力の防止と対応の取り組みを妨げている。

出典: UNICEF

a/ あらゆる形態の体罰を終わらせるためのグローバル・イニシアチブ、<https://endcorporalpunishment.org/>を参照。

b/ ASEAN secretariat (2019). Ending violence against children in ASEAN Member States: Midterm review of priority areas under the ASEAN Regional Plan of Action on the Elimination of Violence against Children 2016–2025.

1.3 経済発展

急速に成長する経済と人間の福祉及び健全な環境を保護するための対策をバランスさせることは、本地域がSDGs全体で成功するための最良の手段である。

2030アジェンダは、人々と地球を尊重し、すべての人々に繁栄をもたらす責任ある経済成長を目指している。現在の傾向は、経済成長及びインフラ開発の良い進捗を示している。例えば、本地域は、SDGターゲットである実質国内総生産（GDP）の一人当たりの成長については順調であり（2017年には年間4.2%、世界平均の2倍以上）、モバイルネットワーク及び銀行業務への普遍的アクセス、そして中位・先端テクノロジー

産業の付加価値の増加には大きな進捗を達成している。しかし、本地域の経済成長には環境的及び社会的コストがないわけではない。本地域は、GDP1単位当たり、世界平均よりも60%多い天然資源を消費しており、そして1単位の製造業付加価値を生み出すために20%多くの二酸化炭素を排出している。

同時に、経済成長はディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の十分な拡大を示してはいない。一部の国ではインフォーマル部門の雇用は総雇用の70%を超えており、そして本地域の不安定な雇用は依然として世界平均を上回っている。データがある国のほとんどでは、雇用された女性の賃金は男性の賃金

よりも低く、そして15～24歳の女性の失業率は同世代の男性よりも高い。アジア太平洋地域では、労働者一人当たりの実質GDP（2011年PPPドルに基づく）として計算された労働生産性は、世界平均を下回っている。

しかし、希望を持てる理由がある。取り組みを加速することにより、本地域は、急成長する経済を人間の福祉及び健全な環境とバランスさせることができる。2018年には、アジア太平洋地域の人口のほぼ90%が少なくとも4Gモバイルネットワーク（世界平均よりも10%ポイント高い）でカバーされており、そして本地域は、製造部門からの二酸化炭素排出原単位を低減するために、クリーンで環境に配慮したテクノロジーを採用している。データがある国の内、80%は、2000

年以降、製造業付加価値1単位当たりの二酸化炭素排出量を削減している。また、本地域の100万人の住民毎に、1,000人近くの専従研究者がいる（2000年から50%増であるが、未だヨーロッパ平均の3分の1未満である）。

より持続可能かつより均等に成長するために、本地域は、災害に対する強靭性（レジリエンス）の向上、国家政策への気候変動対策の統合、化学物質と廃棄物の持続可能な管理、そして天然資源の効率的な利用を実施しつつ、経済生産性、完全雇用、ディーセントワーク、手頃で公平な信頼できるインフラへのアクセス、LDCsの経済成長、加えてLDC経済における産業のシェアに関するSDGターゲットを優先する必要がある。

1.4 環境開発

地球の共有資源（大気、水、土壌及びエネルギー）の持続可能な利用を達成するために、アジア太平洋地域が軌道に乗っていないという証拠は圧倒的である。

2030年ターゲットを達成するには、本地域は環境資源の枯渇及び劣化させている現在の傾向を反転させる必要がある。アジア太平洋地域の総最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合は、2000年の23%から2016年には16%に低下した。これは世界の諸地域の中でも最も低い率のひとつである。2018年、本地域の少なくとも2,400万人の生活が自然災害の影響を受けた。本地域は、世界の温室効果ガスの半分を排出しており、そしてその量は2000年以降2倍になっている。アジア太平洋地域の総森林面積は2000年と比較して僅かに増加したものの、35%の国々は森林を失い続けている。

本地域は、2030アジェンダの測定可能な環境ターゲットのほとんどについて、その進捗を大幅に加速するか、傾向を反転させる必要がある。一部の対象ターゲットでは重要な対策が講じられている。例えば、都市住民の野外排泄習慣は、2000年の8%から1.5%に低下した（ボックス7）。再生可能電力を生産する本地域の総容量は、2000年以降、世界の他のどの地域よりも速く、約5倍に増加した。このことは、環境の悪化を是正するのに遅すぎることはないという希望を与える。

エネルギー効率及びエネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーのシェア、有害廃棄物の発生、温室効果ガスの排出、すべての人口グループ(特に貧困層及び脆弱なグループ)への気候関連の危険及び自然災害の影響、都市の大気質及び廃棄物管理、海洋汚

染の形跡、海洋及び沿岸生態系への人間活動の影響、生物多様性の保護、そして水関連生態系の保護と回復(図2)などには、依然として大幅な改善が必要である。

1.5 目標に到達するためのパートナーシップ、データ、科学技術、連結性、そしてファイナンス

ODAとFDIの減少に直面しつつ、地域のパートナーシップ及び協力は、開発のための資金、データ、科学技術及び連結性のギャップを埋めるために極めて重要である。

2030アジェンダは、持続可能な開発への統合された道である。その道は、持続可能なファイナンス、包摂的かつ持続可能な貿易、科学技術の変革、能力構築及び証拠に基づく首尾一貫した政策立案において、あらゆるレベル及びすべてのステークホルダーに通じるパートナーシップの活性化を必要とする。目標17は、2030アジェンダの地域での実施へのパートナーシップ構築における成功をモニターするための枠組みを提供する。

一部の進捗にもかかわらず、アジア太平洋地域は、一層の努力なしには、2030年までに目標17に基づく如何なる測定可能なターゲットを達成することはありえないであろう(図2)。データがあるアジア太平洋地域3カ国の内1カ国で、国内予算の半分未満しか国内税収入によって賄われていない(65%の世界平均未満)。アジア太平洋地域で特別なニーズがある国では、海外直接投資(FDI)(GDPのシェアとして算定)の流入は、2010年以降減少しており、純対外債務はGDPの40%を超え、政府開発援助(ODA)の総額は、2012年以降、2008年の額(約900万米ドル)まで劇的に減少した。2000年以降、本地域ではインターネットへのアクセスが大幅に増加したが、進捗は不十分であり、本地域の人口の半分以上が未だインターネットを使用していない。

いくつかのターゲットの大幅な進捗は、本地域が目標(目標17)のパートナーシップにつき全体的な進捗を拡大できるという楽観論に根拠を与えている。アジア太平洋地域は、2000年以降増加している商業サービスの輸出シェアを持つ世界で唯一の地域であり、そして本地域のLDCs間のシェアは更に急速に増加している。GDPのシェアとしての個人送金額の流入は、2000年以降、本地域のLDCsで2倍になった。本地域のデータを有する4カ国の内3カ国で、90%以上の完全な出生登録が達成された。

2030アジェンダは、アジア太平洋地域が実施手段を強化するための取り組みを加速させるのであれば、同地域にとって未だ手の届くところにある可能性がある。本地域は、開発途上国が、政府の収入を多様化し、そして持続可能な開発のために追加の財源を多角的な資金源から動員するために、国内の能力を強化する必要がある。現在は本地域のほとんどの先進国では0.3%であるが、先進国は、自国の国民総所得(GNI)の0.7%をODAとして拠出すると国際的コミットメントを実施するために努力を倍増する必要がある。既存の二国間協力、三角地域協力及び国際協力メカニズムを強化しつつ、そして新しいものを構築する中で、科学、技術及びイノベーションの移転を促進することが優先されるべきである。本地域のLDCsは、グローバル市場への長期的及び無制限のアクセスを確保するために、更なる支援を必要としている。特にLDCsや小島嶼開発途上国の統計開発に対する投資の増加及び能力開発は、アジア太平洋地域で2030アジェンダの実施を成功させる鍵である。

1.6 本地域の高い優先順位

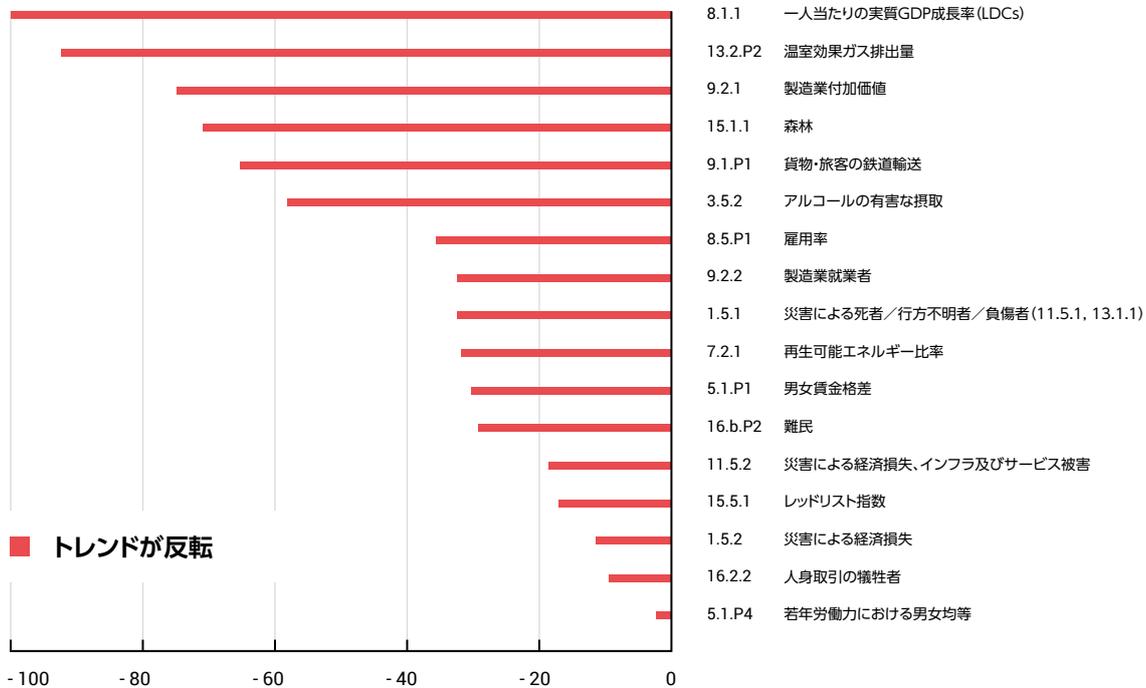


図3. アジア太平洋地域で2030年までに予想される進捗のギャップ：トレンドが反転

図3及び4は、各SDG指標の進捗ギャップ²を-100 (最大の後退) 及び100 (有意な進捗なし) のスケールで示す。図3の赤いバーは後退のサイズを示し、図4の黄色のバーは埋められるべき進捗ギャップのサイズを示す。進行状況のギャップ値が0~10の指標は順調であると見なされ、緑色で図5に一覧表示されている。

2 予想進捗指数の詳細については、Annex 2-テクニカルノートを参照。

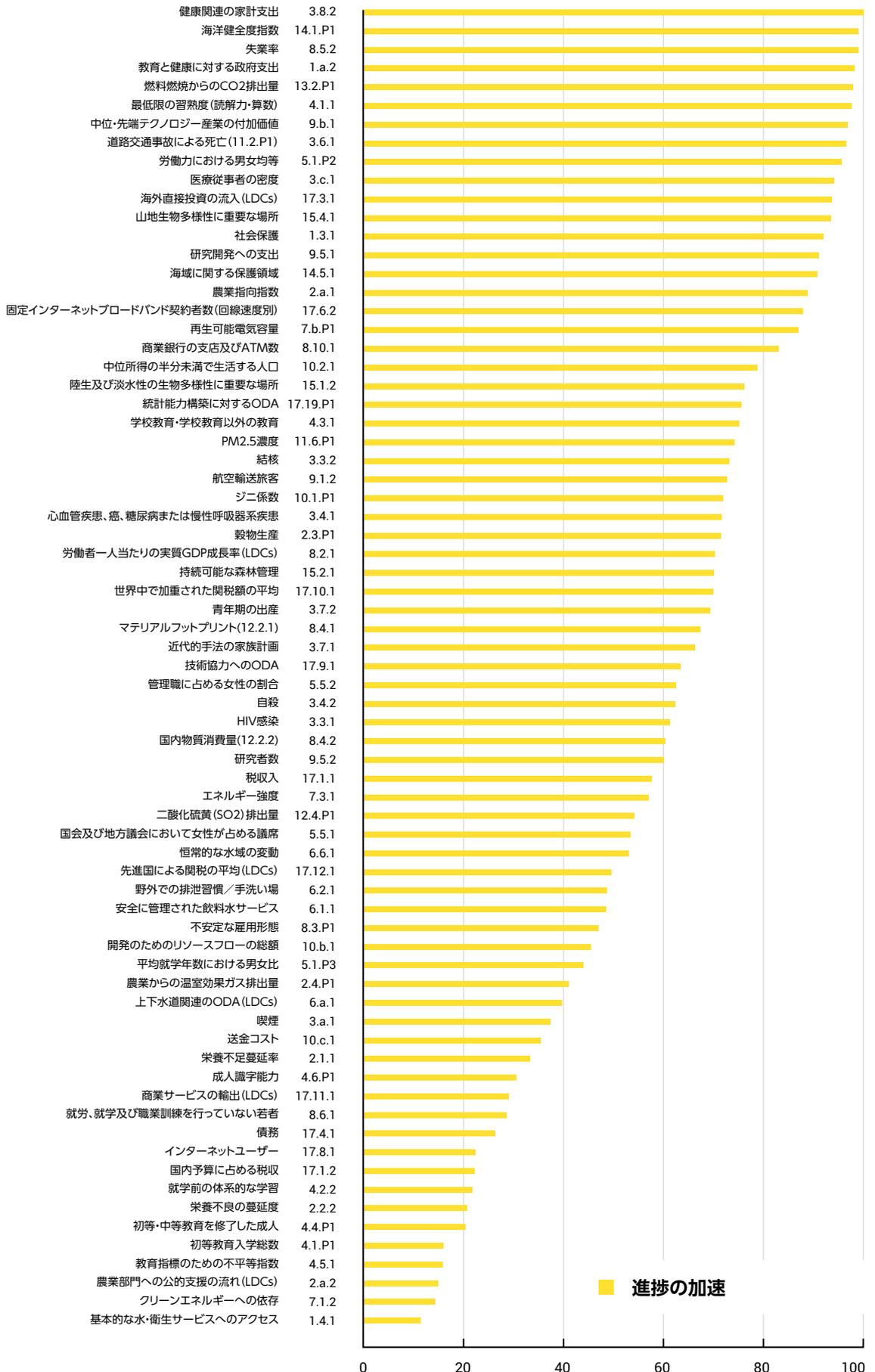


図4. アジア太平洋地域で2030年までに予想される進捗のギャップ: 進捗の加速

軌道に乗っている指標

- 1.1.1 国際的な貧困
- 1.2.1 各国の貧困
- 2.2.1 発育障害の蔓延度
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会ひの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.3 マラリア
- 3.9.3 意図的ではない汚染
- 3.b.1 国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口
- 3.d.1 保健キャパシティと健康危機への備え
- 4.1.P2 非就学児童・生徒
- 4.1.P3 人口に対する入学総数
- 4.b.1 奨学金のためのODA (LDCs)
- 4.c.1 組織的な教員研修
- 5.5.P1 女性研究者
- 6.b.1 上下水道管理への参加のための政策・手続
- 7.1.1 電気へのアクセス
- 7.a.1 クリーン／再生可能エネルギーへの国際支援 (LDCs)
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.10.2 銀行口座を持つ成人
- 9.4.1 CO2排出原単位
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 11.1.P1 野外での排泄習慣(都市)
- 12.c.P1 化石燃料補助金
- 15.b.1 生物多様性に係るODA (LDCs)
- 16.1.1 意図的な殺人
- 16.6.1 政府支出
- 17.3.2 個人送金額
- 17.19.1 途上国で統計能力を強化するための財源

図5. アジア太平洋地域で軌道に乗っているSDG指標

SDGの目標とターゲットは相互に関連しており、開発のあらゆる側面で否定的な傾向は反転させなければならない。

全体として、本地域は、データが入手可能なほとんどのSDGターゲットを達成することができないであろう(図3)。図3の赤いバーは、指標の20%に関し本地域が軌道を外れていることを示しており、2030年の状況は、現在の傾向を反転させるため即時に行動が取られない限り、2015年よりも悪化するであろう。

アジア太平洋地域において各々の開発支柱のいくつかの傾向を反転させなければならないことは明らかである。コース修正の主要な課題は次のとおり:

- **経済指標** - LDCsの経済成長; 雇用と生産の合計における製造業のシェア; 特に青少年の生産的雇用機会; そして輸送インフラ;
- **環境指標** - 温室効果ガス排出; 森林地域の喪失; 自然災害の影響; 再生可能エネルギーの不十分なシェア; そしてレッドリスト指数で測定される生物多様性の喪失;

- **社会的指標** - 難民と人身取引被害者の数; ジェンダー賃金格差; そして有害なアルコール消費。

負の傾向を持つ指標の中には、例えば人々、経済及びインフラへの災害の影響、雇用及び賃金のジェンダー格差など、いくつかは高度に相互に関連し、かつ分野横断的である。

2030年までにSDGの28のターゲットを達成するには、肯定的な傾向のペースが維持されなければならない。

アジア太平洋地域は、進捗状況を評価するために利用できる指標の4分の1において順調に進んでおり、その多くは、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)及び「質の高い教育をみんなに」(目標4)に該当する。本地域は、28のターゲットに対する31の指標で測定される現在の進捗ペースを維持することで、2030年ターゲットを達成できる可能性がある。

1.7 アジア太平洋地域におけるSDGsの進捗状況を評価するためのデータの入手可能性

データの入手可能性は着実に増加しており、目標に向けた進捗は適切なデータの入手可能性と結びついている。

2017年には、進捗評価のための十分なデータがあったSDG指標はわずか25%であった。データの入手可能性は、着実に増加し、2019年にはSDG指標の42%に達した(図6)。この増加は、アジア太平洋地域の統計コミュニティが、SDGsをモニターするためにデータを高めるといった要求に応じていることを示している。

それにもかかわらず、データのない指標の数(現在は232の内71)は、統計コミュニティが依然として克服すべき課題を抱えており、更なる投資が必要であることを示している(図7)。

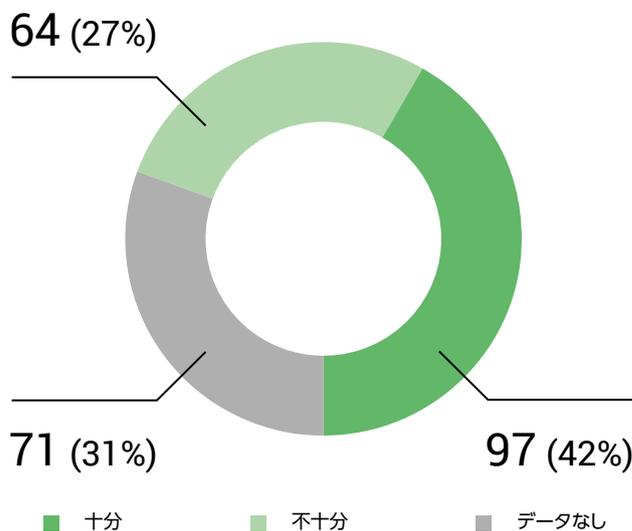


図6. 2019年、アジア太平洋地域におけるSDG指標のデータ入手可能性

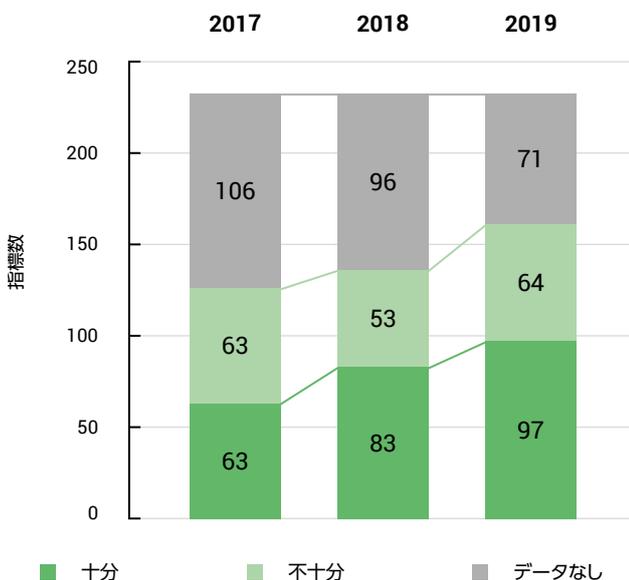


図7. 2017年～2019年、アジア太平洋地域におけるSDG指標のデータ入手可能性

一部の目標は他の目標よりもデータの入手可能性が高く(図8)、そして進捗が限られている目標と比較した場合、データの入手可能性が高い目標で最も進捗があったことに注意すべきである。このことは、データと統計への政策の優先順位付け及び投資が、高度に相互関連していることを強調している。

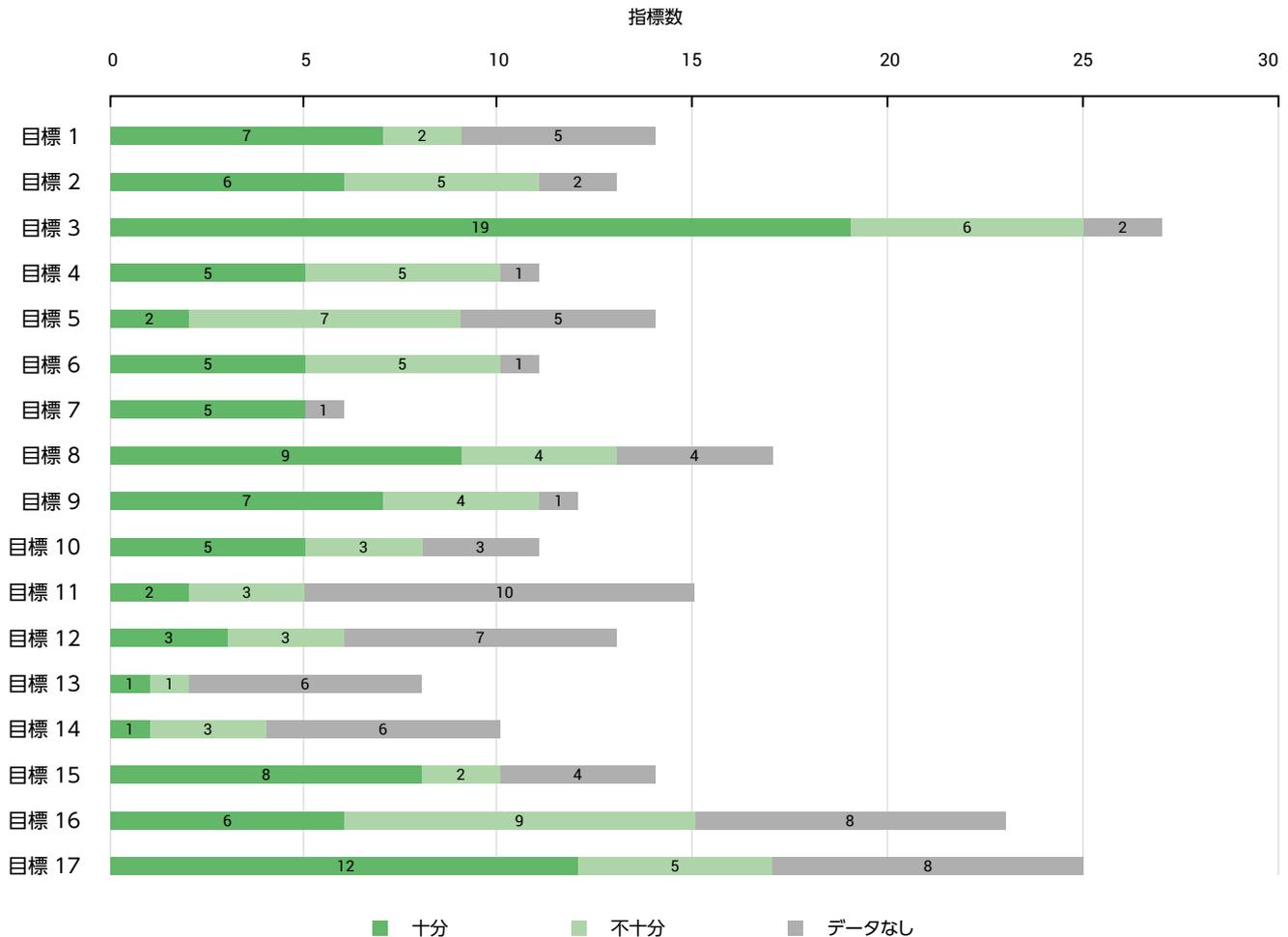


図8. 2019年、アジア太平洋地域におけるSDG指標のデータ入手可能性 (目標別)

図6、7及び8は、以下の分類に従って、アジア太平洋地域におけるデータの入手可能性の側面を示している。

- **十分なデータ:** 少なくとも地域の半分の国について、2000年から2019年の間に2つ以上のデータポイントを有しつつ、基礎となるデータシリーズを少なくとも持つ指標。これは、歴史的傾向を見積もるために必要な最低限である。
- **不十分なデータ:** 少なくともひとつのデータポイントは有し、基礎となるデータシリーズを持つが、歴史的傾向を見積もるには不十分な指標。このような限られたデータの入手可能性を備えた指標であっても、地域の現在の状況を照らすには有用かもしれない。

- **データなし:** 本地域の58カ国のいずれにもデータがない指標。

1.8 まとめと結論

アジア太平洋地域は、17のSDGsすべてで地域の進捗を加速する必要がある。

「質の高い教育をみんなに」(目標4)と「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)における大きな成功にもかかわらず、本地域は、一層の努力なしには2030年までに17の目標すべてを達成できない可能性がある。特に、本地域は「つくる責任つかう責任」(目標12)及び「気候変動に具体的な対策を」(目標13)における否定的な傾向を反転させる必要がある。

本地域が、いくつかのターゲットで進捗を加速させることができることを期待する理由はある。

現在の傾向は、アジア太平洋地域がいくつかのターゲットの進捗を加速する勢いを生み出していることを示している。例えば、本地域は経済成長を維持し、少なくとも18カ国で所得格差が少なくなり、そして本地域の再生可能電力生産能力の総容量は、世界の他のどの地域よりも増加している。本地域では、何十年にもわたる資源集約的な生産の後、マテリアルフットプリント及び国内物質消費がわずかに減少し、基本的な下水施設を利用する人口の割合が大幅に増加し、そして妊産婦、新生児及び子どもの死亡率が大幅に低下した。少なくとも4Gモバイルネットワークによるアジア太平洋地域の人々のカバレッジは拡大し、製造部門からの二酸化炭素排出原単位は減少し、そして本地域の都市人口において野外排泄の習慣は大幅に低下している。

本地域の進捗状況を評価するために、SDG指標の42%のみが入手可能である。

SDG指標に関するデータの入手可能性は、過去数年間で大幅に増加しているが、SDG指標の半分以上でデータが欠如している。特に、進捗の遅い目標ではデータの入手可能性が非常に限られており、政策とデータの結び付きを強化する喫緊の必要性が浮き彫りになっている。



PART II - 準地域の進捗



産業用発電所や貿易ハブから離島諸国まで、アジア太平洋地域には比類なき多様な国々が存在している。アジア太平洋の5つの準地域における進捗の達成状況は同一ではない。Part IIでは、準地域において2030アジェンダの達成に向けて順調な進捗を見せる分野と遅れを取っている分野を取り上げていく。

準地域全体の進捗状況は均一ではない。

図9に示すように、アジア太平洋の準地域全体では、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「つくる責任 つかう責任」(目標12)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)における進捗状況で最も差が見られる。

2つのSDG指標からのデータによると、**中央アジア**は、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)への対応が他のどの準地域より進んでおり、順調であると思われるが、**東南アジア**は目標10に関して後退した唯一の準地域である。

同様に、**太平洋**は、「つくる責任 つかう責任」(目標12)への対応を順調に進める唯一の準地域である一方で、**南西アジア**はかなり後退している。

中央アジアは、「平和と公正をすべての人に」(目標16)への対応で最も顕著に進捗しているが、**太平洋**、**東南アジア**と**南西アジア**では後退が進み、目標達成から更に遠ざかりつつある。

北東アジアは、「飢餓をゼロに」(目標2)と「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)において、準地域の中で最も顕著な進捗を見せた。しかし、5歳未満児の太り過ぎの割合が大幅に増加していることにより、飢餓のゼロに向けた進捗は阻害されている。「貧困をなくそう」(目標1)に対しては、**東南アジア**及び**南西アジア**では他の準地域よりも進捗が見られなかった。同様に、**太平洋**は、「飢餓をゼロに」(目標2)、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)において他の地域よりも遅れている。

5つの準地域全体における総体的な進捗を示す好事例としては、特に農村地域での着実な改善が顕著に見られる電力へのアクセスが挙げられる。この傾向が続いた場合、すべての準地域において2030年までにエネルギーへの普遍的アクセスを確保するという目標は達成されるだろう。

その他の目標に対する進捗に関しては、準地域間で均一的な傾向は見られない。例えば、道路交通事故による死亡率は**太平洋**では減少したが、その他の地域では2000年以降ほとんど変化していない。労働生産性に関しては、5つの準地域においてそれぞれ異なる割合で増加し続けている(ボックス9)。また、就学、就労及び職業訓練を行っていない若者の割合における男女格差は依然として高いが、**太平洋**の2%から**南西アジア**の36%までその割合は広がっている(ボックス10)。

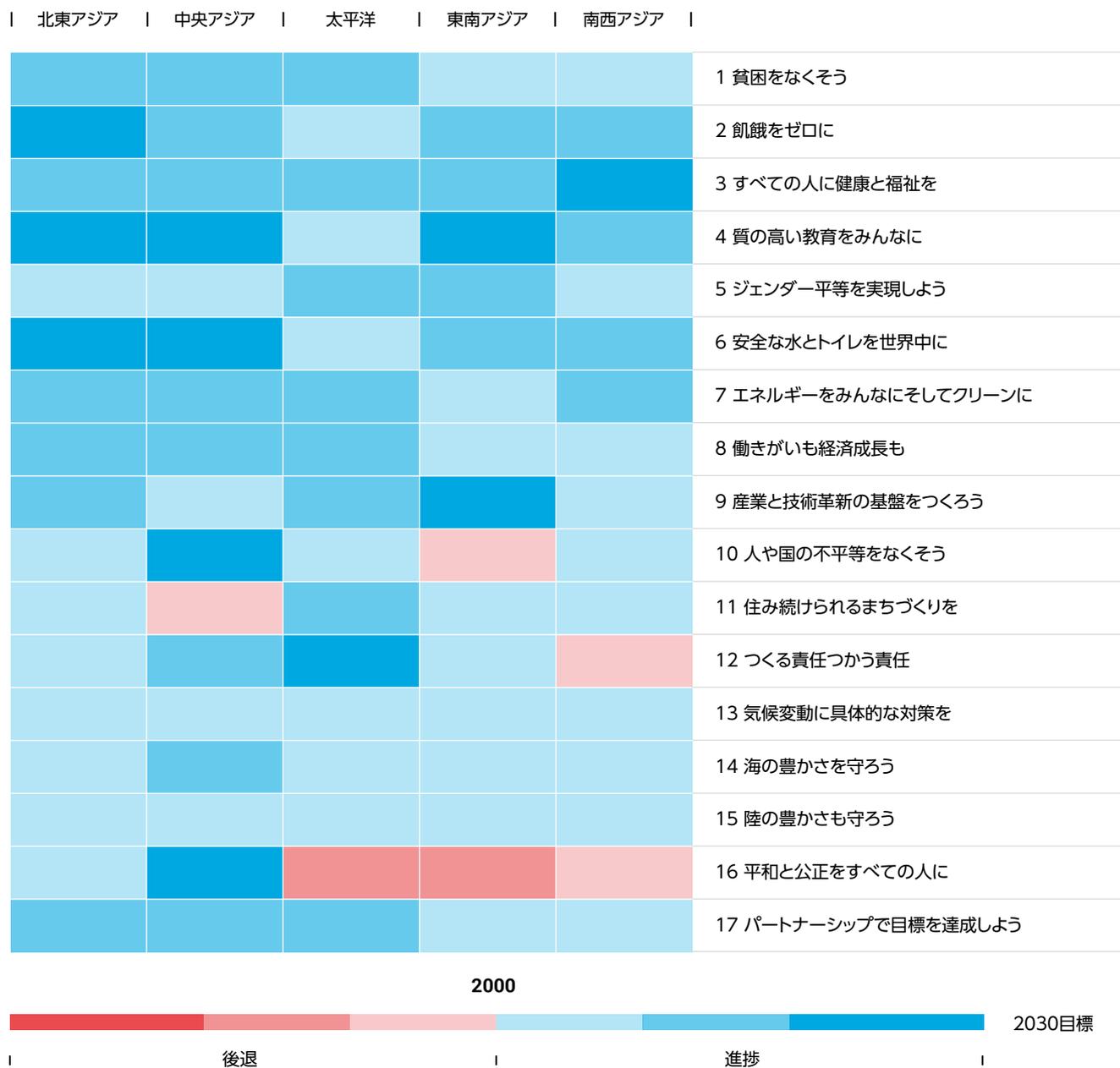
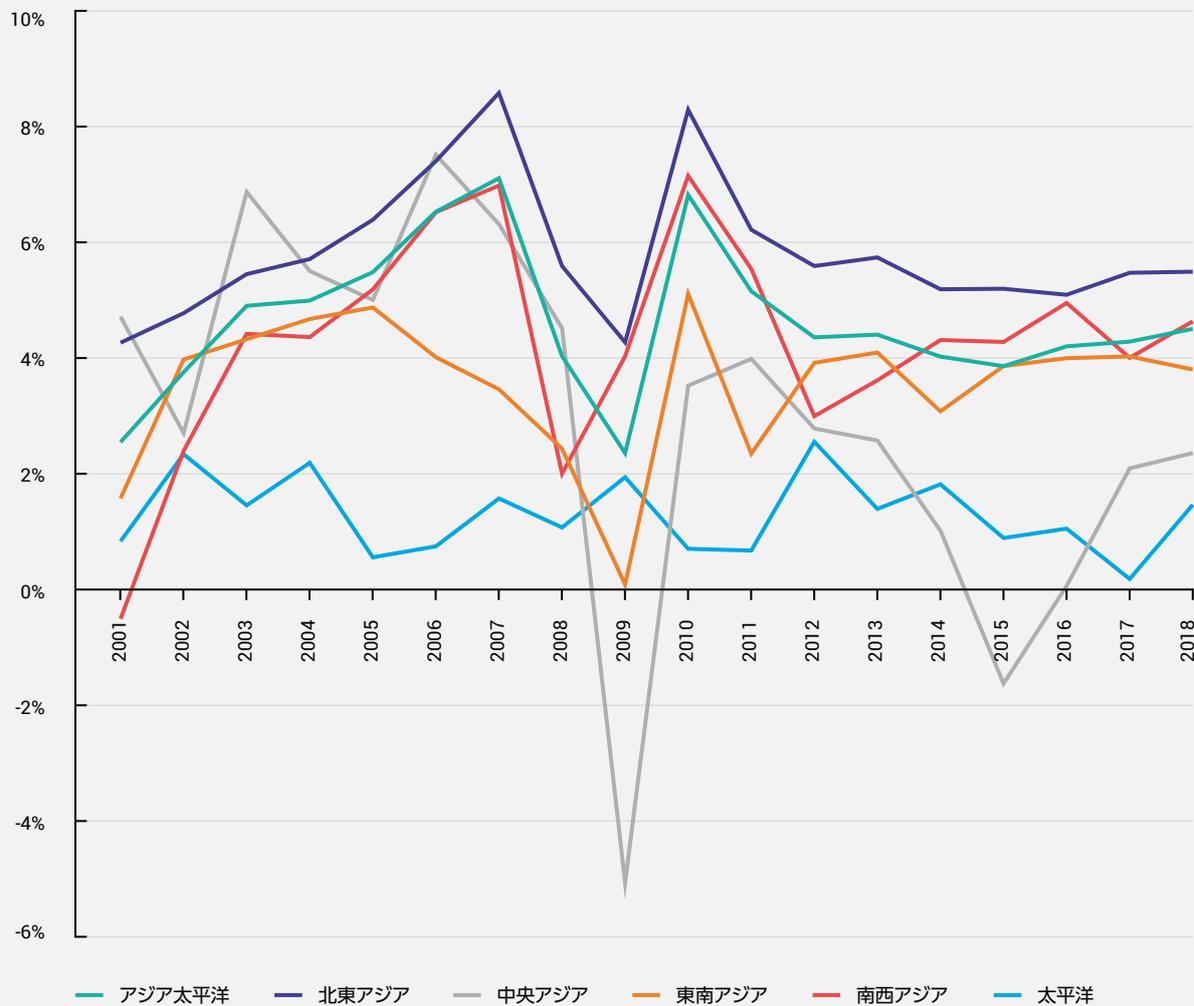


図9. SDG進捗状況のスナップショット：準地域比較

ボックス 9. 労働生産性



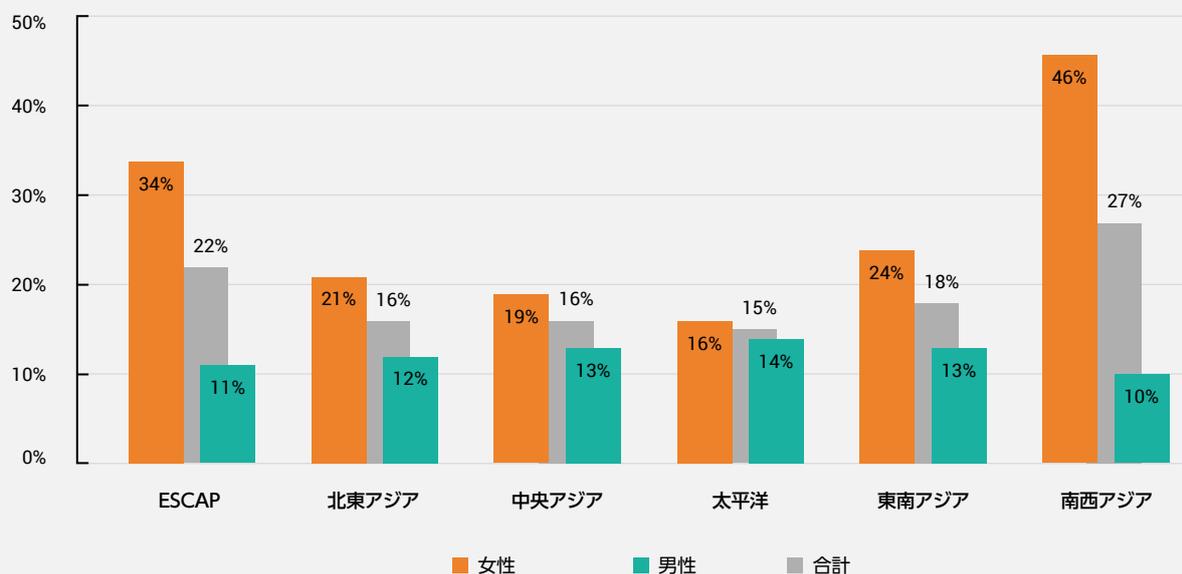
2001年から2018年に係る労働生産性の年間成長率
(2011年購買力平価 (PPP) 米ドルでの労働者一人当たりのGDP)

労働生産性 (SDG指標8.2.1の労働者一人当たりの実質GDP成長率として測定) は、この地域では引き続き好調であるが、2018年の成長率は2010年の成長率を下回っている。2017年から2018年の間、アジア太平洋地域の労働生産性の成長率は4.5%であり、世界平均 (2.1%) の2倍以上である。

しかし、アジア太平洋全体においては格差が見られている。2017年から2018年の間、労働者一人当たりの平均年間生産量は、北東アジア (5.5%) と南西アジア (4.6%) で最も顕著な増加が見られたが、中央アジア (2.3%) と太平洋 (1.5%) ではわずかな増加に留まった。実際、太平洋の労働生産性は世界平均よりも低いままである。

出典: ILOSTAT, ILO modelled estimates (2018年11月)

ボックス 10. 就学、就労、職業訓練を行っていない若者



アジア太平洋地域と準地域で就学、就労、職業訓練を行っていない若者の割合（性別別、2018年）

2018年には、若者の約5人に1人が、仕事を通じて専門的な経験を積んだり、教育や職業プログラムを通じてスキルを身につけたり、磨いたりすることができていなかった（SDG指標8.6.1）。これは、若者の雇用に関する国家戦略の策定と運用を、国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として実施すること（SDG指標8.b.1）等、本問題に的を絞った政策の緊急の必要性を示している。

若者をめぐる状況は南西アジアが最も警戒すべき状況であり、若者の4分の1以上（27%）が就学、就労、職業訓練を行っていない。

特に若い男性よりも若い女性の方が就学、就労、職業訓練を行っていないため（若い男性の11%に対して若い女性は34%）、アジアの若い女性をめぐる状況改善に向けた取り組みを進める必要がある（但し、太平洋準地域は例外として除く）。南西アジアでは、就労、就学、職業訓練を行っていない若い男性の割合は最も低い（10%）が、若い女性においてはその割合が最も高かった（驚くべきことに46%であり、つまり南西アジア準地域のすべての若い女性の内ほぼ半数は失業し、教育や職業訓練を受けておらず、将来的な社会・経済的疎外の危険にさらされていることとなる）。就学、就労、職業訓練を行っていない若者の割合における男女差は、南西アジアでは36%、東南アジアでは11%であったが、太平洋ではわずか2%であった。したがって、若者の就労、就学、職業訓練の戦略を成功させるには、特に若い女性に影響を与えうる問題を説明するために、性別の側面を考慮しなければならない。

残念なことに、2015年以降、就学、就労、職業訓練を行っていない若者の割合を減らすこと、または指標における性差の是正においてはほとんど進展が見られていない。

出典: ILOSTAT、ILO modelled estimates (2018年11月)

ジェンダー平等、持続可能な都市とコミュニティ、環境、そして実施手段に関連する目標において、すべての準地域で進捗が遅れている。



準地域全体において、「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)、「陸の豊かさを守ろう」(目標15)、「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)に対する進捗が遅れている、もしくは後退している。

「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)において、進捗自体は著しくないものの、**太平洋**は他の準地域をリードしている。それにもかかわらず、太平洋では、排出量と災害の影響によって測定された「気候変動に具体的な対策を」(目標13)において他の準地域に遅れをとっている。

北東アジアは、「海の豊かさを守ろう」(目標14)、「陸の豊かさを守ろう」(目標15)において他の準地域から遅れを取っており、ほとんどの環境関連指標でも停滞または後退を示している。

中央アジアは、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)で後退している唯一の準地域である。粒子状物質(特にPM2.5)の濃度上昇は、この後退の一因となる要素である。

国会における女性が議席を占める割合は、すべてのアジア太平洋準地域で世界平均を下回っている。長年にわたり限定的ではあるが進捗が見られたものの、そのペースは未だ世界平均に追いついていない。現在のペースに基づくと、アジア太平洋地域における2030年までの女性議員の割合は30%未満をはるかに下回るであろう。

次のセクションでは、各準地域における進捗状況を詳しく分析していく。



2.1 北東アジア

北東アジアは、「貧困をなくそう」(目標1)、「飢餓をゼロに」(目標2)、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)、「働きがいも経済成長も」(目標8)、「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)において順調に進んでいる、もしくは大きな進捗を見せている。分析を強化するにはより多くのデータが必要ではあるものの、上記以外の目標について進捗は不十分である。特に、北東アジア準地域は「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)に対する取り組みを強化していく必要がある。

北東アジア準地域は、極度の貧困の撲滅(2011年 PPPドルで1日当たり1.90ドル未満の収入で生活している人口が1%未満)、基本的な飲料水などのサービスへのアクセス(94%がアクセス可能)、基本的な衛生設備へのアクセス(85%がアクセス可能)において大きな進捗を遂げてきた。栄養不足についても、人口の約50%が栄養不足となっている北朝鮮を除き、同準地域では同様の進捗が達成されている。こうした進捗には不平等の是正が伴っている。2015年、中国の下位40%の貧困層における世帯収入の伸び率は9.1%であり(全人口の伸び率よりも高い)、北東アジアを不平等の是正へと導いていくことが予想されている。

更に、北東アジア準地域は「すべての人に健康と福祉を」(目標3)においても大きな進捗を遂げている。妊産婦、新生児、乳児及び5歳未満児の死亡率において、準地域の内最も低い平均値を示している。しかしながら、多くの収入を医療に費やす人口の割合は増加している。北東アジアにおける女性の能力強化(エンパワメント)は進んでおり、議会における女性の割合はアジア太平洋準地域の中で最も高い値となっている。2017年の対象年齢女性の50%以上が高等教育に在籍しており、その割合は過去10年間で倍増している。

北東アジアにおける一人当たりGDP(米ドル表示、2010年基準)は、2000年から2017年に倍増している。本準地域の急激な経済成長は、平均で年間430億米ドル(過去10年間で比して3倍以上)に上るODA(政府開発援助)、FDI(海外直接投資)、その他民間資金等の開発に向けた資金の流入によってもたらされている。しかし急速な経済成長に伴い、エネルギー需要の急増と化石燃料への依存が高まっている。燃料燃焼による二酸化炭素排出量は急激に増加し、2000年以降で2倍以上になっている。しかし前向きな点として、化石燃料排出量は2000年から2009年の平均年間増加率7.2%から、2010年以降には2.2%へと減少傾向にある。

北東アジア準地域は環境保護への取り組みも強化している。総海洋面積に占める保護海洋面積(3.8%)は、アジア太平洋地域内で、太平洋準地域に次いで大きい。土地面積に占める森林面積は、2000年の19.6%から2015年の22.2%へと30万km²以上増加している。しかしながら、大気汚染はPM2.5の平均濃度が45.1マイクログラム/m³であり、同地域において依然として重要な課題となっている。また、有害廃棄物の発生量は2000年から2015年にかけて5倍に増加し、約4,000万トンに達している。更に、データが入手可能な同準地域内の大多数の国では、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への最も低い準拠率(50%以下)を示しており、特に条約の対象となる汚染物質を排除または制限するための国家措置とその有効性に関する報告に関するものである。

北東アジア準地域はFDIの大きな受益者であり、過去5年間で年平均2,800億米ドルを超え、地域全体の半分である。また同時に、商品の輸出量は2000年から4倍に増加し、世界の総輸出量の22.6%にもものぼる。インターネット接続については、北東アジアの国々は人口の最も高い割合が高速インターネット接続を所有している。約3人に1人が固定ブロードバンドを介して10 Mbit/秒を超える速度で接続しており、これはアジア太平洋地域平均の2倍以上である。また人口の57%がインターネットへのアクセスを有している。



2.2 東南アジア

現在の進捗ペースによると、東南アジア準地域は、「質の高い教育をみんなに」(目標4)と「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)において順調に進展している。また、「飢餓をゼロに」(目標2)と「すべての人に健康と福祉を」(目標3)などの目標においても前向きに進捗している。しかし、その他の目標に向けた取り組みを強化していく必要があり、特に負の傾向を反転すべき「人や国の不平等をなくそう」(目標10)や「平和と公正をすべての人に」(目標16)において進捗を加速しなければならない。

東南アジア準地域は、2011年PPPドルで1日当たり1.90ドルという国際貧困ラインを下回る収入で生活

する人口割合に基づく測定によると、極度の貧困への対策において大きな進捗を遂げた。本準地域で国際貧困ライン以下の生活にある人口割合は、2000年の30%から2017年の5%に減少した。同様のペースで進んでいけば、2030年までに極度の貧困は撲滅されるであろう。しかし、本準地域における進捗状況は不均一である。東ティモールでは、2014年には人口の30.7%が極度の貧困の影響下にあった。進捗は見られるものの、一部の人々は未だ脆弱な状況にある。法定年金受給年齢以上の人口の29.2%のみが年金を受給しているが、高齢化社会の中でより深刻になる可能性がある。同様にデータが入手可能な5カ国では、雇用人口の約80%は職場でけがをした場合の保護はない。

医療に関しては、東南アジアは非常に複雑な状況である。例えば、いくつかの国（ラオス、ミャンマー、東ティモール）における妊産婦死亡率は、その他の国（ブルネイ、タイ、シンガポール）と比較して10倍高い可能性がある。東南アジアはマラリアとの闘いにおいて大きな進捗を遂げてきたが、結核の撲滅においては限定的な進捗となっている。結核の新規感染・再発例は依然として人口10万人当たり300人に影響を及ぼしており、その割合はアジア太平洋地域の2倍である。人口の31.3%、または集団治療（大規模な予防的薬物治療）または個別治療の形での挺入れを必要とする人口が2億人を超える本準地域において、無視されがちな熱帯病が依然として地域の発展に負担をかけている。子どもの栄養不良に関しては対照的である。減少傾向にはあるものの、同地域においては発育障害が最も顕著に見られ、一部の国では3分の1以上の子どもが影響を受けている。同時に、太り過ぎの子どもの割合は2000年以降3倍に増加している。教育施設はすべての人に安全で効果的な学習環境を提供するものである。東南アジア高所得国における大多数の小学校が電気へのアクセスが可能だが、ミャンマーとラオスでは、学校の約3分の2が電気にアクセスできない状況にある。

東南アジア準地域では、2000年から2017年までの一人当たりのGDP平均成長率は年率3.8%である。これはアジア太平洋地域の平均成長率よりもやや低い、それでも世界の2倍の成長率である。2000年以降東南アジアからの商品輸出量は10倍に増加し、2018年の世界の商品輸出量の7.4%を占めるまでになり、経済発展はこうした好調な輸出の伸びによって実現されてきた。本準地域の研究開発への投資額は比較的低位（北東アジアの3分の1未満）、2016年のGDPの0.7%に相当している。これは、本準地域の更なる経済発展を支えるための技術能力の向上において、懸念の原因となっている。

エネルギー需要の高まりも、東南アジア準地域の持続可能な経済発展の障害となっている。地域全体レベルでは、最終エネルギー消費全体に占める再生可能エネルギーの割合は、10年間の減少傾向が見られた後、2010年以降安定傾向にあるが、東南アジアにおける再生可能エネルギーの割合は減少し続けている。更なる環境問題には、森林地帯をめぐる課題がある。東南アジアは、アジア太平洋地域において森林面積の割合が最も高い（国土の48%）が、森林面積の割合が減少している唯一の準地域である。カンボジア、インドネシア、ミャンマー、東ティモールの4カ国において、森林面積の純変化がマイナス傾向にある。

貿易は、本準地域が、2030アジェンダを達成する上で重要な実施手段となっている。東南アジアは、過去5年間にわたり全アジア太平洋の貿易のための援助（aid-for-trade ODA）の約30%を受け取っている。また、本準地域は巨額の個人送金を受けており、その額は2017年GDPの2.8%（600億米ドル以上）にもなる。インターネット接続に関しては、本準地域はアジア太平洋地域全体から遅れを取っており、10Mbit/秒より高速な固定ブロードバンドへのアクセスを持つ人口比は地域平均の12.2%と比して依然として比較的低い割合（2018年には4.4%）となっている。



2.3 南西アジア

南西アジア準地域は、「飢餓をゼロに」(目標2)、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)において順調に進んでおり、同じペースで進捗が進んだ場合、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)に向けた2030年目標を達成することまでも期待できる。本準地域が反転させるべき「つくる責任つかう責任」(目標12)を除き、その他の目標についてはより限定的な進捗しか達成されていない。

南西アジア準地域は、他の準地域よりもいくつかの社会的側面において進捗が遅れている。本準地域では、2011年PPPドルで1日当たり1.90ドル未満の収入で

生活する人口が10%と貧困が依然として重要な問題であり、アジア太平洋地域において極度の貧困状態にある2億9,000万人の内、2億2,000万人を抱えている。データが入手可能なすべての5カ国において、所得格差は拡大している。更に、本準地域人口の約40%が、基本的な下水施設にアクセスがなく、栄養不足(人口の14.4%に相当)は依然としてすべてのアジア太平洋準地域の中で最も高い値となっている。南西アジアは、ジェンダー平等については対照的な様相を見せている。地方自治体の審議機関における女性代表率は40%を超える最も高い値となっているが、一方で同地域では現在または元パートナーによる女性への暴力の割合が最も高い値にもなっている。

南西アジア準地域は依然としてその他の地域から遅れはとっているものの、妊産婦、新生児及び5歳未満児の死亡率は大きく進展が見られる(2000年代初頭と比して半数に減少している)。本準地域は、アジア太平洋地域の医学研究と基本的な保健部門に対する全ODAの内半分を受領しているが、いくつかの基本的サービスへのアクセスが欠けている。例えば、安全でない水、下水及び衛生サービスに起因する死亡率(人口10万人当たり16.4人)は、アジア太平洋地域平均の2倍である。医師の全人口に対する割合は他の地域よりも低く、そして周囲の大気汚染により、人口10万人当たり100人近くが死亡している(地域全体の平均を大幅に上回る)。

経済発展に関し、南西アジア準地域は様々な進捗を見せている。同地域の一人当たりGDPは依然としてすべてのアジア太平洋準地域の中で最も低い値となっているが、過去5年間の成長率に関しては他の準地域よりも優れている。これは経済が他の地域に追いつきつつあることを示しているが、依然として懸念事項は残されている。高い労働災害率(データは非常に限定的ではある)、本準地域の国々のなかで最も高いインフォーマル雇用率、就労や就学をしていない若者の割合も高く、また本準地域ではいくつかの最も高い児童労働の割合を示している。本準地域はSDG目標に向けた進捗を更に加速させ、また現況を大幅に反転させていかなければならない。本準地域の経済は依然として炭素依存型かつエネルギー集約型であり、製造業付加価値1単位当たりの二酸化炭素排出量が最も高く、アジア太平洋地域及び世界平均よりも高い値となっている。また、再生可能エネルギー消費のシェアは減少傾向にある(しかし依然としてアジア太平洋地域平均値の2倍ではある)。

本準地域は電気へのアクセスの面で大きな進捗を遂げている(1990年以降アクセスは倍増した)。しかし、人口の半数以上は主に家庭用エネルギーの需要に対して非効率的な技術(例:直火、ストーブ、暖房器具、ランプ)と組み合わせた固体燃料または灯油に依存している。また、本準地域にはPM2.5濃度が最も高いいくつかの国々が含まれており、自然災害の影響を受ける人々の数は増加している。

FDIの流入は2010年以降増加しているものの、南西アジアにおける成長は、北東アジア及び東南アジアよりも減速している。世界の輸出全体に占める商品輸出の割合は比較的 low、北東アジア及び東南アジアよりも低い成長率である。一部の国(バングラデシュとインド)における財及びサービスの輸出額に対する債務の割合は1990年代以降25%から5%未満に減少したが、パキスタンやスリランカを含むその他の国々では、その割合はアジア太平洋地域で最も高く、約20%に上昇している。南西アジア準地域経済の一部では、開発資金の調達において個人送金額に大きく依存している(ネパールとスリランカではそれぞれGDPの27%と8%に相当)。ODAは2000年代初頭から2倍以上に増加しており、経済、社会、環境の発展を支援するためには現在の水準を維持していかなければならない。



2.4 中央アジア

中央アジア準地域は、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)に関する目標を達成するための軌道に乗っている。残りの目標への進捗は不十分で、特に「住み続けられるまちづくりを」(目標11)については後退している。また、「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「陸の豊かさを守ろう」(目標15)については非常に遅い進捗となっている。

中央アジアの貧困状況については、近年のデータが欠落している。本準地域のほとんどの国では、極度の所得貧困を非常に低いレベルにまで削減しており、

2011年のPPPドルで、1日1.90ドル未満の生活をしている人口は5%未満である。その一方、最新のデータでは、1998年にトルクメニスタンで51.4%、2003年にウズベキスタンで62.1%が極度の所得貧困とされている。社会援助プログラムの対象となる最貧困にある五分位階級の人口の割合は、キルギスタンやタジキスタンなど一部の国では15%未満であるのに対し、ジョージア、カザフスタン、ロシアなどの国では80%近くに達している。中央アジアにおいて栄養不足にある人口の割合は2017年に3.4%であり、アジア太平洋の準地域の中で最も低くなっている。しかし、データがある中央アジアの半数の国では、中程度または重度の太り過ぎの子どもが10%を超えており、アジア太平洋地域の中では最も高い割合となっている。

中央アジア準地域は、妊産婦死亡率や5歳未満児死亡率などの健康指標に関して、最も優れた成績を収めている地域のひとつである。妊産婦死亡率は、他の地域よりも低いベースから始まり、1990年の出生10万人当たりの死亡数65.7人（地域全体平均330人）から、2017年の出生10万人当たりの死亡数29.1人（地域全体平均114.8人）へと徐々に減少している。新生児死亡率、乳児死亡率、5歳未満児死亡率にも同様のパターンが見られる。このような進展は、強力な医療インフラによって可能になった。例えば、本準地域における2014年の人口10万人当たりの医師数は、36.2人と最も高く、アジア太平洋地域の平均の2倍以上となっている。しかし、健康指標の面ではいくつかの懸念が残っている。HIVの新規感染は、他の準地域や世界の他の地域では減少しているが、中央アジアでは増加を続けており、2017年には人口10万人当たり50.9人となり、世界平均の2倍に達している。HIV新規感染は、男性により大きな影響を与えているようであり、男性の新規感染率が女性の2倍に達している。また、中央アジア準地域の社会開発は強力な教育システムによって支えられている。2016年の初等・中等・高等教育の入学総数（適齢人口に対する割合）は、初等教育で95.1%、中等教育で99.5%、高等教育で52.7%と、アジア太平洋地域で最も高い水準にあった。

中央アジアは、一人当たりGDPの年間成長率が2000年から2007年まで平均で7.8%、この地域では年間最高成長率を何度か記録したが、2008年から2014年までは平均2.2%、2015年から2017年までは実質的にゼロであった。その結果、本準地域は高水準の失業にも苦しんでいる。特に15～24歳の人口については、2017年の失業率はアルメニアで38.2%、ジョージアで28.9%、ロシアで16.2%に達している。経済成長の鈍化と並行して、本準地域からの商品輸出も急激に減速している。2000年から2010年までの年間成長率は15%を超え、アジア太平洋地域の中でも最も高い成長率を誇っていたが、現在では年間成長率は1%にまで低下しており、地域の中で最も鈍化している。その結果、世界の商品輸出総額に占める中央アジアのシェアは2010年以降低下している。

中央アジアの経済は、環境の観点からも強い課題に直面している。2000年以降、エネルギー強度は低下しているものの、中央アジア経済は依然としてエネルギー強度が高い。その経済は、付加価値1ドル当たり8.4メガジュールのエネルギーを必要としており（2011年PPPドル）、アジア太平洋地域の準地域として最も高い平均値となっている。同時に、最終エネルギー消費量全体に占める再生可能エネルギーの割合は、アジア太平洋地域平均の16%に対して3.8%と非常に低く、過去20年間全く進捗が見られない。

中央アジア準地域は、アジア太平洋地域の森林面積の半分以上を占めており、財（木材など）やサービス（生物多様性、炭素隔離、水保全など）の提供を通じて環境に重要な役割を果たしている。国土面積に占める森林面積の割合は、2000年から2005年にかけて減少した後、わずかに増加している。



2.5 太平洋

太平洋準地域は、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)、「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)、「つくる責任つかう責任」(目標12)に関する目標について、軌道に乗っているか、または大幅な進展を遂げている。しかし、太平洋準地域は、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)、「陸の豊かさも守ろう」(目標15)など、いくつかの目標の進捗を加速させる必要がある。

太平洋準地域のほとんどの国が極度の貧困を非常に低いレベルにまで削減したとはいえ、最新のデータによると、パプアニューギニアでは人口の38% (2009年)、ソロモン諸島では人口の25.1% (2013年)が、2011年PPPドルで1日当たり1.90ドル未満の生活をしていることが未だ示されている。これらの国では、社会的セーフティーネットがないか、最も脆弱なグループの人々のための社会的セーフティーネットが非常に限られている。ミクロネシア、キリバス、パプアニューギニア、ソロモン諸島では、最貧困にある五分位階級の人口の5%未満が社会援助プログラムの対象となっている。同様に、基本的な水と衛生サービスへのアクセスという点で、太平洋準地域は、比較的人口の多い最貧国の状況悪化に引きずられて後退している。

この準地域は、妊産婦と子どもの死亡率に関して大幅な進展を遂げているが、これは主に高所得経済における進捗によるものである。高所得経済を除くと、太平洋地域の乳児死亡率と5歳未満児死亡率の平均は、アジア太平洋地域の中で最も高くなる。同様に、一部の国では、結核の罹患率も人口10万人当たり300人を超えており、2000年以降進捗の兆しが見られないという危機的な問題が残っている。また、特に慢性B型肝炎蔓延の問題もある。アジア太平洋地域の7カ国では、5歳未満児の2%以上が罹患しており、その内6カ国が太平洋準地域に属している。高所得経済を除くと、太平洋準地域は成人の識字率で遅れをとっている(2010年に64%)。しかし近年のデータでは、ほとんどの国で青少年の識字率が100%に近づいているため、これらの国々が他の地域に追いつきつつあることは朗報である。

太平洋準地域は、女性の能力強化の点で、アジア太平洋地域の他の準地域に比べて遅れをとっている。準地域の14カ国の内2018年のデータがある9カ国では、国会における女性の議席占有率は10%未満であり、2000年以降の改善はごくわずかである。女性に対する暴力も同様に懸念される問題である。アジア太平洋地域で身体的暴力や性的暴力を経験している女性の割合が最も高いのは、太平洋準地域の5カ国である(ボックス3を参照のこと)。

太平洋諸国の経済発展には大きな格差がある。2010年の恒常為替レート(米ドル)で表される一人当たりGDPは、2,000米ドル未満から20,000米ドルを超える国まで様々である。全体として、本準地域の一人当たりGDPの年間成長率はアジア太平洋地域平均の3分の1である。インフラ整備に関しても同様の格差が存在する。例えば、アジア太平洋地域では2017年に人口の90%近くが4Gモバイルネットワークでカバーされているのに対し、太平洋準地域ではその割合はまだ50%未満であった。しかし太平洋準地域が今後10

年間で経済発展を加速しようと期待できる理由がある。例えば、太平洋準地域の発展途上国では、2018年にGDPに占める商品輸出の割合が30%近くに達しており、アジア太平洋地域の平均を上回っている。また、太平洋準地域の多くの国では、GDPに占める商業サービスの輸出の割合が年平均8.4%の成長率を記録し、地域平均を大きく上回っている。

多くの国が海面上昇に対して脆弱なため、太平洋準地域は気候変動への取り組みを強化する必要がある。太平洋準地域の化石燃料からの一人当たりのCO2排出量は、アジア太平洋地域の中で最悪のパフォーマンスであり、年間11.1トン、地域平均の2倍以上となっている(本準地域の先進経済からの排出量が多いことが理由のひとつである)。朗報は、この数値が2005年の一人当たり13トン以上から減少したことであり、この進捗を加速させることが期待されている。太平洋準地域はまた、海洋保護区に関する目覚ましい努力をしており、領海(排他的経済水域)の21.2%が保護対象となっており、これはアジア太平洋地域平均の2倍となっている。しかし本準地域には、領海の1%未満しか保護をしていない国が未だ10カ国ある。更に、太平洋準地域は2010年以降、総森林面積の減少傾向を反転させている(オーストラリアの森林面積の増加が主な理由である)。

太平洋準地域においてSDGsの実施を成功させるためには、開発努力に対する持続可能なファイナンスングが鍵となる。例えば、技術協力のためのODAは、本準地域の多くの国にとって重要な実施手段であり、7カ国のGDPの3%以上を占めている。個人送金額は、過去20年間でアジア太平洋のすべての準地域で増加しているが、太平洋準地域ではその水準は安定しており、2017年にはGDPの約0.2%であり、他のアジア太平洋準地域の一部の国と比べても10分の一の水準にとどまっている(但し、この準地域の一部の国では、個人送金額は非常に高い水準にとどまっている)。

2.6 まとめと結論

進捗への障害は準地域によって異なる。

すべての準地域において進捗の障害は異なる。各々の準地域において、法の支配と不平等、温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー、国内物質消費量、マテリアルフットプリントなど、いくつかのターゲットは依然として困難な状況にある。すべての準地域は、2030年までにこれらのSDGsターゲットを達成するための進捗を加速させるために、緊急の行動をとる必要がある。一方で、すべての準地域は、人々を貧困から救い出し、妊産婦、新生児、子どもの死亡率を減らし、電気、飲料水、下水施設のための基本的なサービスへのアクセスを確保するという点で成果を上げてきた。これらのターゲットに関して、準地域はこの進捗のペースを維持しなければならない。

準地域間の協力と交流は、SDGsに向けた進捗を加速させることができる。

すべての準地域は、少なくともひとつの目標において進捗をリードしている。例えば、北東アジア準地域は、「飢餓をゼロに」(目標2)、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)、太平洋準地域は「つくる責任つかう責任」(目標12)で進捗をリードしている。これは政府間政策フォーラムにおいて、各準地域の教訓を活用し、アジア太平洋地域全体で準地域のベストプラクティスを採用する機会を提供している。



An aerial photograph of a large, paved plaza with a grid pattern. Several people are walking across the plaza, providing a sense of scale. The image is positioned on the left side of the page.

PART III - 2030アジェンダのための 国家統計システムの強化

PART Iのデータ入手可能性評価では、SDGsの達成に向けた今後10年間に於いて、アジア太平洋地域がデータギャップを埋めるという大きな課題に直面していることが示された。アジア太平洋地域の国家統計システム (NSS) は、この課題を克服する鍵を握っている。

2030アジェンダは、目標達成に向けた進捗状況のレビューは、主に各国の公式データソースに基づいて行われることを含む、一連の原則によって導かれている。更に、ハイレベル政治フォーラムにおいてフォローアップ・レビュー状況を伝えるためのSDGs年次進捗報告書は、グローバルな指標枠組みに従っている。これはNSSによって作成されたデータと地域レベルで収集された情報を使用するものである。

本セクションでは、以下の質問に答えていく。

- アジア太平洋地域のNSSは、SDGsをモニターする準備がどの程度できているか?
- アジア太平洋地域のNSSは、SDGsの実施を支援するために、どのような準備ができているか?
- アジア太平洋地域で既に実施されている活動にはどのようなものがあるか?
- 統計開発のためのパートナーシップの役割は何か?

3.1 誰も取り残さないためにデータによって政策をナビゲートする

信頼性の高いタイムリーな統計は、証拠に基づく意思決定に不可欠であり、透明性、説明責任、包摂的な社会のために重要な価値を有している。公的統計の作成・利用における変革は、2030アジェンダを成功裏に実施するために極めて重要である。2018年に、アジア太平洋地域は宣言「Navigating Policy with Data to Leave No One Behind³」(誰も取り残さないためにデータによって政策をナビゲートする)を採択し、公的な統計が、国連の「公的統計の基本原則」と整合的なものとするために、利用可能で、アクセス可能で、影響力のある分析と透明性のある意思決定のために利用されることを確保するための各国の責任を再確認した。⁴

同宣言では、以下の9つの分野において、各国が、政策立案者と統計作成者の間で協力的かつ統合的な努力を行うことをコミットさせている。

9つのコミットメント(公約)を公開データにマッピングすることで、アジア太平洋地域の国家統計システムの強みと改善が必要な分野を特定することができる(マッピングの詳細についてはAnnex 5参照)。2018年の値は、図10に示されている。

3 宣言は www.unescap.org/sites/default/files/ESCAP_CST_2018_7_Declaration.pdf から入手可能。

4 詳細は <https://unstats.un.org/fpos/> から入手可能。

- a. 統計開発と国家開発政策・計画を統合する。⁵
- b. 必要に応じて、国家モニタリング枠組みを強化し、発展させる。
- c. 必要に応じて、国家統計システムに対するハイレベル諮問機関を設置する。
- d. 必要に応じて、国家統計システムの役割、責任、調整メカニズムを特定する。
- e. 国家統計局 (NSOs) の責任者に、それぞれの統合された国家統計システムの開発と調整の主導的役割を担う権限を与える。
- f. 国家統計システムが、新技術、革新的技術、最先端技術を十分に活用可能とするために、必要な立法規定や制度的メカニズムを整備する。
- g. 統計に関するコミュニケーションを改善し、統計リテラシーと文化を強化する。
- h. 証拠に基づく政策立案と透明性のあるガバナンスのための公的統計の利用拡大を提唱する。
- i. 宣言の実施を可能にするため、必要に応じて国家政策、戦略、法律を見直す。

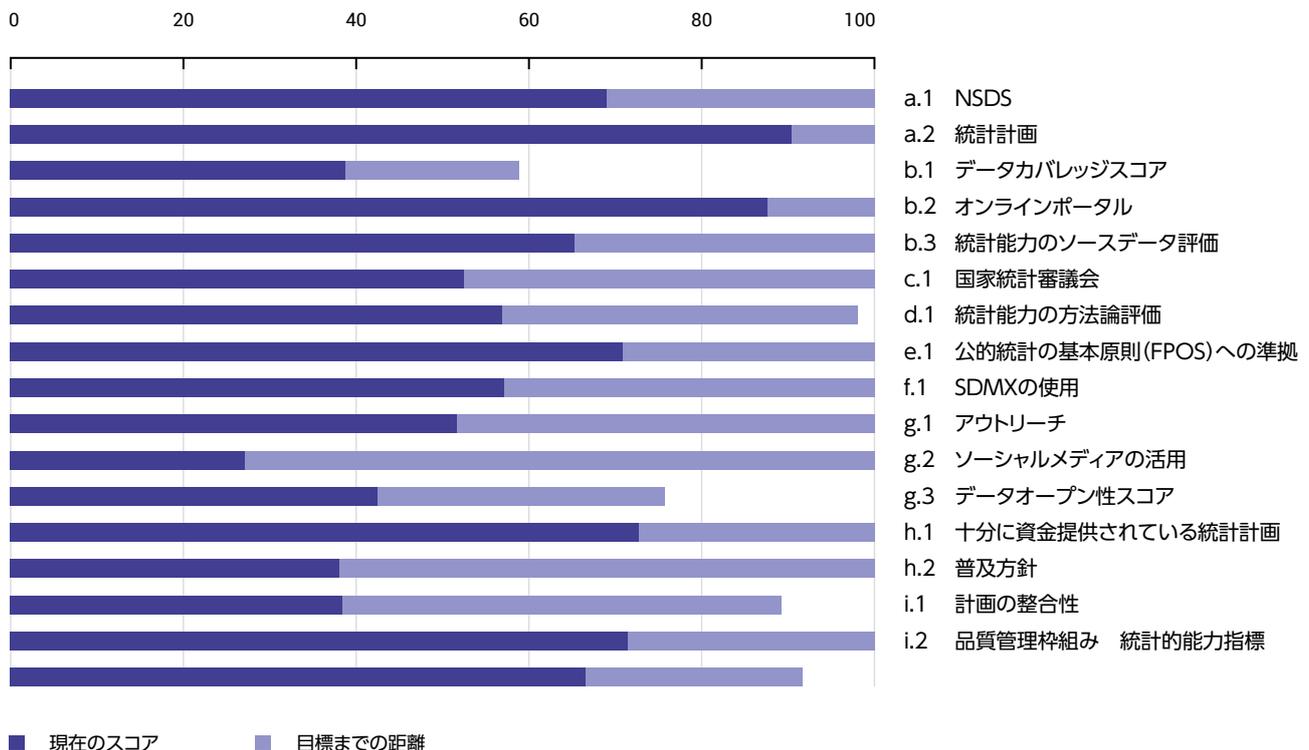


図10. NSS強化の現状と目標到達までの距離、2018年

5 国家開発政策や計画の構造、機能、用語は国によって異なる。そのため、統計開発を統合するための努力は、その国の文脈に応じて様々な形態や形式をとることに留意する。

3.2 最大のギャップ: コミュニケーション、アドボカシー、意識向上

アジア太平洋地域のNSOの内、データと情報を普及するためにソーシャルメディア (FacebookやTwitter) を使用したのはわずか27% (指標g.2)、データを普及するための方針があるのは38% (指標h.2)、ユーザーに積極的にアウトリーチしたのは半数 (指標g.1) であった (図10参照)。

更に、国の政策文書における統計用語や指標の使用率は現在38.4%となっており、地域目標の89.2% (指標i.1) には遠く及ばない。特に、国家戦略や政策がデータや証拠に沿ったものであることを確実にするために、コミュニケーションと統計リテラシーに焦点を当てる必要があることを強調している。

この課題に取り組むために、ESCAPは、公的統計の作成者と利用者との関与と対話を強化することを目的とする「Every Policy is Connected (EPIC)⁶」と呼ばれるツールを開発した。EPICは、すべての公共政策が人々の社会経済的福祉や生活環境と結びついているという前提に基づいている。政策はまた、実施の進捗状況のベンチマーキングを可能にする指標によって結びつけられている。EPICは2030アジェンダ達成の文脈で開発され、サモアの14の政策分野で、また、フィリピンとベトナムのジェンダー平等及び女性の能力強化に焦点を当てたパイロット事業において成功している。

3.3 統計が存在し、政策立案に利用されていることを確実にする

アジア太平洋地域では、必要に応じて、次の取り組みも求められる。政策立案とモニタリングのための強固な証拠を生み出す指標セットを含む国別のモニタリング枠組みを強化・発展させるための取り組み、その枠組みを計画立案と予算編成のプロセスに統合するための取り組み (コミットメントb)、利用者を代表するNSSのハイレベル諮問機関を設置するための取り組み (コミットメントc)、革新的な技術を活用し、データを共有するためのパートナーシップを構築するための取り組み (コミットメントf)。

政策立案のための強固な証拠を確保するためには、データの入手可能性だけでなく、データへのオープン性とアクセスが必要である。オープンデータインベントリインデックス (ODIN) は、ギャップを特定し、オープンデータに関する政策を推進し、アクセスを改善し、

NSOとデータ利用者との対話を促進することを支援するために、公的統計のカバレッジとオープン性を評価するものである。モニタリング枠組みには、データカバレッジ (b.1) とデータオープン性 (g.3) という2つのODINスコアが含まれている。

アジア太平洋地域の上位5カ国のODIN平均スコアは38.8であり、地域の目標である58.8 (指標 b.1) を20ポイント下回っている。

世界的に見ても、NSSはよりオープンになり、データへのパブリックアクセスを増やしている。ここでもODINのスコアを用いたところ、2018年のオープン性のスコアはシンガポールが最も高かった (ボックス10を参照)。

6 www.unescap.org/resources/working-paper-series-sdwp09september-2019-every-policy-connected-epic-generic-tool-policy を参照。

ボックス 10. シンガポール:オープンデータの改善

シンガポールの全体的なODINスコアは、2017年から2018年にかけてデータの入手可能性とオープン性が向上した結果、21ポイント上昇した。100点満点中99点とほぼ完璧なオープン性スコアを有するシンガポールのNSO (SingStat) ^{a/} のウェブサイトは、他国の素晴らしい手本となっている。2018年に、シンガポールは完全に再設計されたウェブサイトを立ち上げ、テーブルビルダーや、統計の作成に使用される概念、方法、アプリケーションを説明する情報概要など、多くの機能を備えることとなった。この新しいウェブサイトでは、アクセスのしやすさとオープン性が向上している。更にシンガポールでは、データの利用規約をオープンデータ基準に準拠するように更新し、完全にオープンなデータ利用ポリシーを実現している。^{b/}

a/ www.singstat.gov.sg/ を参照。

b/ <https://odin.opendatawatch.com/Report/annualReport> を参照。

アジア太平洋地域では、より多くのユーザーと統計作成者の対話も必要としている。その例として、国家統計審議会や関連するハイレベル機関が、NSOの活動、特にプログラムの優先順位について統計官のトップに助言を与えることが挙げられる(コミットメントc)。現在、この種のメカニズムは、アジア太平洋地域の半数の国にしか存在していない(指標c.1)。このような諮問機関は、政策立案者やメディア、民間部門、一般市民などの統計利用者の関心と要求を代表して、利用者のニーズに応えるシステム全体の統計プログラムの開発とモニタリングを支援すべきである。

データ交換を改善することでデータへのアクセスをしやすくするための方法として、統計データ・メタデータ交換 (SDMX) を利用する方法もある。これは、国際機関とその加盟国の間で、統計データやメタデータの交換の仕組みやプロセスを標準化し、近代化(「産業化」)することを目的とした国際的なイニシアチブである。現在、アジア太平洋地域の21カ国でSDMXが利用可能か否かの情報が得られるが、その内12カ国でしか利用されていない(指標f.1)。⁷

7 <https://sdmx.org/> を参照。

3.4 地域ビジョンへのコミットメントを達成するための各国の準備

アジア太平洋地域は、世界の他の地域と比較して統計的能力指標⁸のスコアが比較的高い(66.5)ものの、目標の91.6を25ポイント以上下回っている。統計能力

を強化するためには、まだ相当の努力が必要である。トレーニングは、アジア太平洋地域においてESCAPの取り組みの中心的な要素である。

3.5 2030アジェンダを成功させるための開発パートナーの支援

アジア太平洋地域の国々は、開発パートナーに対し、3つのコミットメントを行うよう呼びかけた。

- 協調的な技術的、資金的、科学技術能力開発の援助を提供すること。
- 如何なる統計研究や調査を実施する前に、NSOもしくはNSSに相談すること。
- 国際的な統計基準の強化を継続し、技術支援を提供すること。

「統計への支援に関するパートナー報告書2019」によると、データ及び統計へのODAは11%増加し、2016年の6億2,300万米ドルから2017年には6億8,900万米ドルとなった。これは主にSDGモニタリング枠組みの採択に牽引されたものである。2015年から2017年にかけてはアフリカが統計に関する援助の最大シェアである50%を受けたのに対し、アジア太平洋地域が受けたコミットメントのシェアは18%であり、2011年から2013年にかけて受けた32%よりもはるかに低いシェアとなった。更に13%は、地域に特化したものではなく、グローバルなプロジェクトやプログラムにコミットされた(図11参照)。

8 統計的能力指標は、診断的枠組みに基づいて、その国の国家統計システムの能力の概要を提供する。それによって、方法論、ソースデータ、定期性と適時性の3つの側面を評価する。

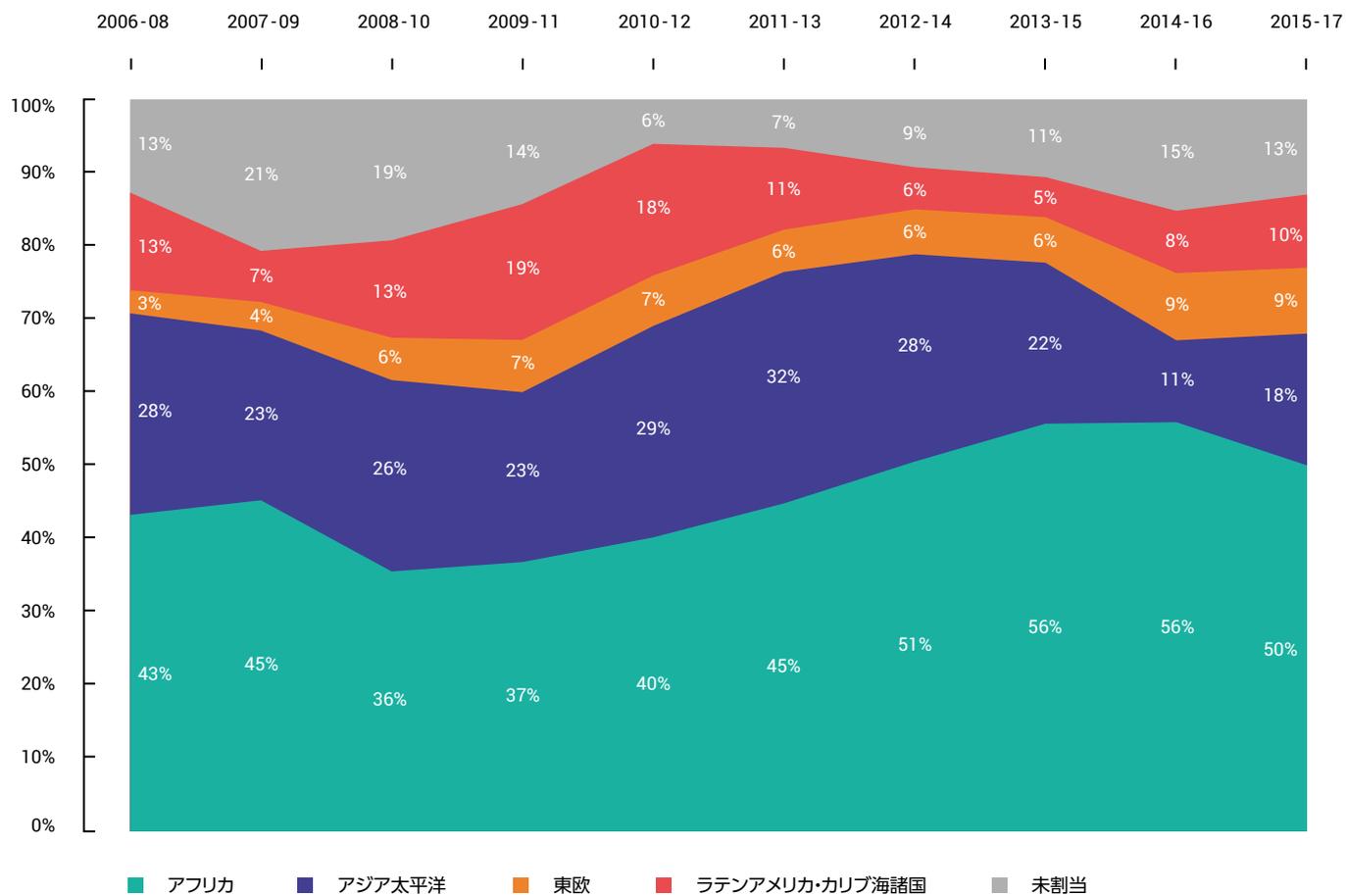


図11. 地域別の統計支援への国際的なコミットメント(2006年~2017年) (パーセンテージ)



ANNEXES



Annex 1 – 準地域別のSDGの進捗

北東アジア

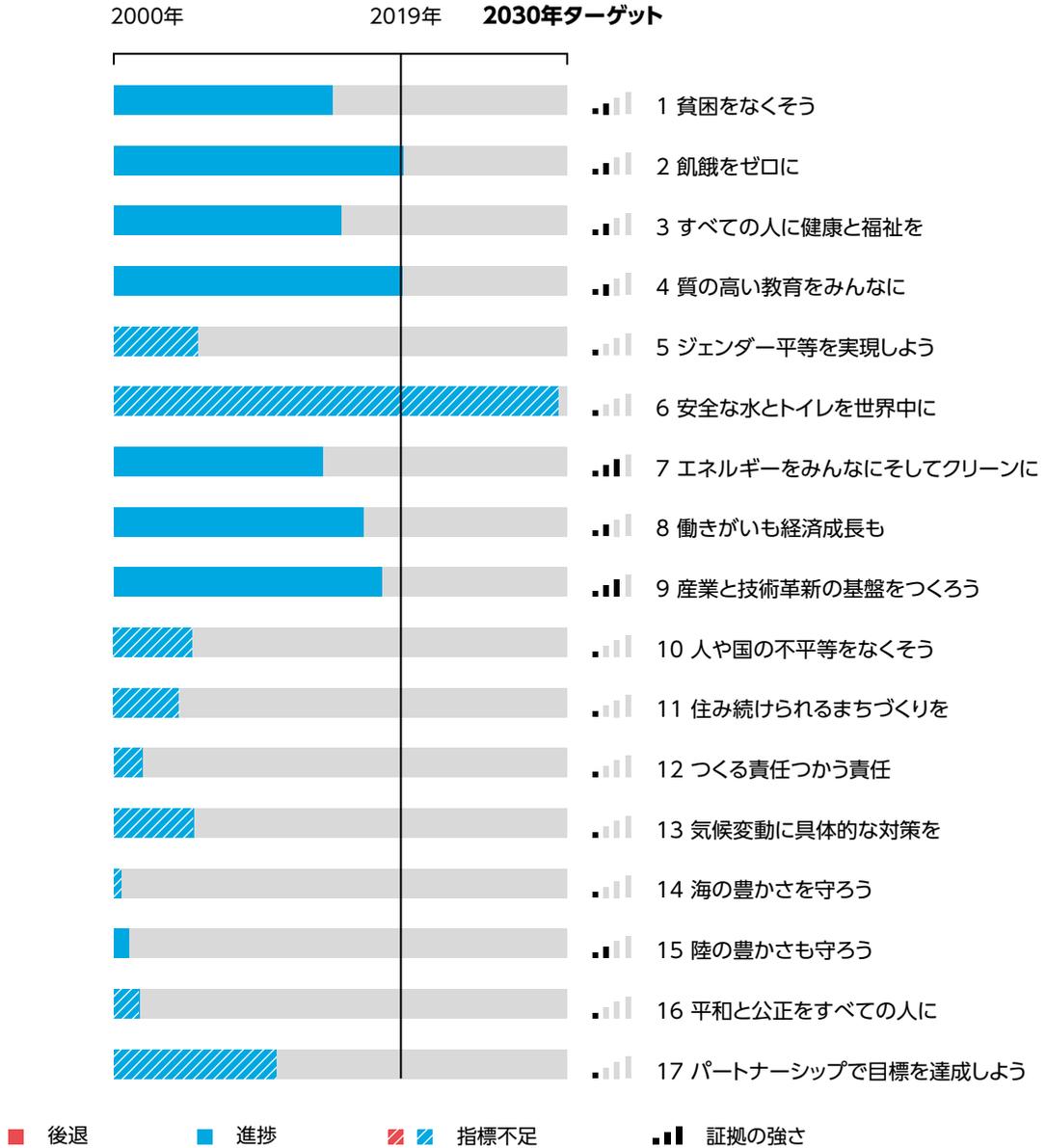


図12. 2019年におけるSDGの進捗状況のスナップショット：北東アジア

目標 1

- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.b 貧困撲滅政策

目標 2

- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

目標 3

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.5 物質乱用
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

目標 4

- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員

目標 5

- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

目標 6

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

目標 7

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.a エネルギーに関する国際協力

目標 8

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の設定
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.6 ニートの若者
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

目標 9

- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

目標 10

- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

目標 11

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

目標 12

- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金

目標 13

- 13.2 気候変動対策
- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

目標 14

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

目標 15

- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

目標 16

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.b 非差別的な法規
- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築

目標 17

- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性
- 17.19 統計に関する能力構築

■ ターゲット達成への進捗が維持されている

■ ターゲットを達成するための進捗を加速する必要がある

■ トレンドが反転している

■ 計測不可

図 13. 2030年に予想される進捗のダッシュボード：北東アジア

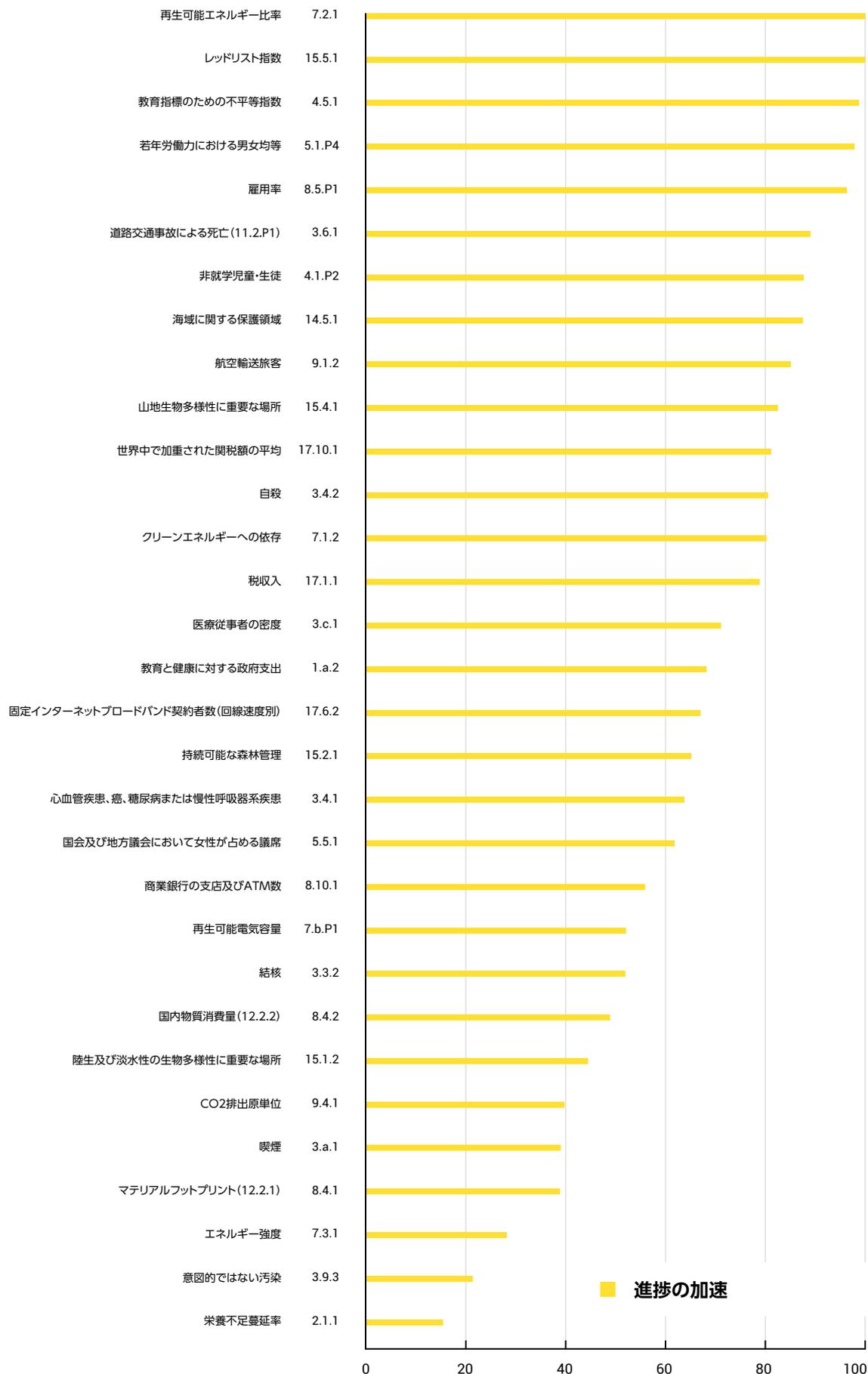
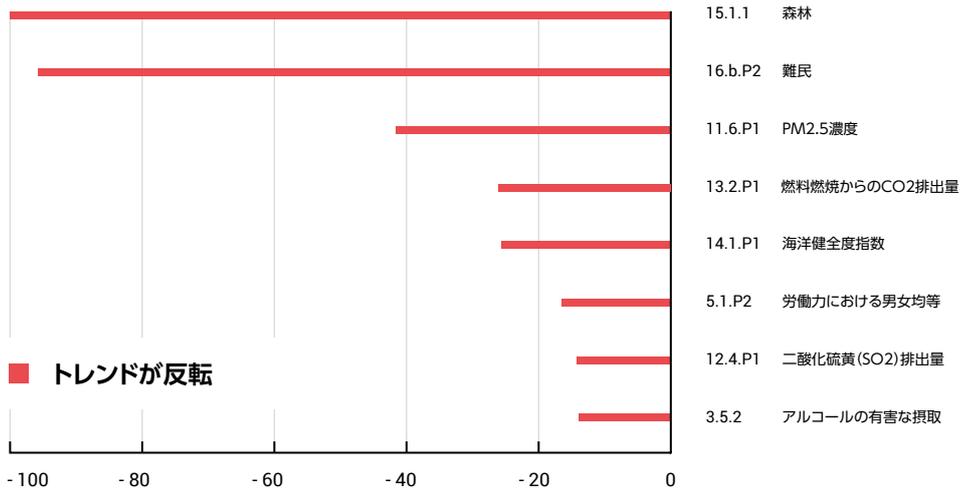


図14. 2030年に予想される進捗のギャップ：北東アジア



軌道に乗っている指標

- 1.4.1 基本的な水・衛生サービスへのアクセス
- 2.3.P1 穀物生産
- 2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.7.2 青年期の出産
- 3.b.1 国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口
- 3.d.1 保健キャパシティと健康危機への備え
- 4.1.P1 初等教育入学総数
- 4.1.P3 人口に対する入学総数
- 4.2.2 就学前の体系的な学習
- 4.3.1 学校教育・学校教育以外の教育
- 6.1.1 安全に管理された飲料水サービス
- 6.2.1 野外での排泄習慣／手洗い場
- 6.6.1 恒常的な水域の変動
- 7.1.1 電気へのアクセス
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.3.P1 不安定な雇用形態
- 8.10.2 銀行口座を持つ成人
- 9.2.1 製造業付加価値
- 9.5.1 研究開発への支出
- 9.5.2 研究者数
- 9.b.1 中位・先端テクノロジー産業の付加価値
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 11.1.P1 野外での排泄習慣(都市)
- 16.1.1 意図的な殺人
- 17.8.1 インターネットユーザー

図15. 2030年に予想される進捗のギャップ：北東アジア

東南アジア

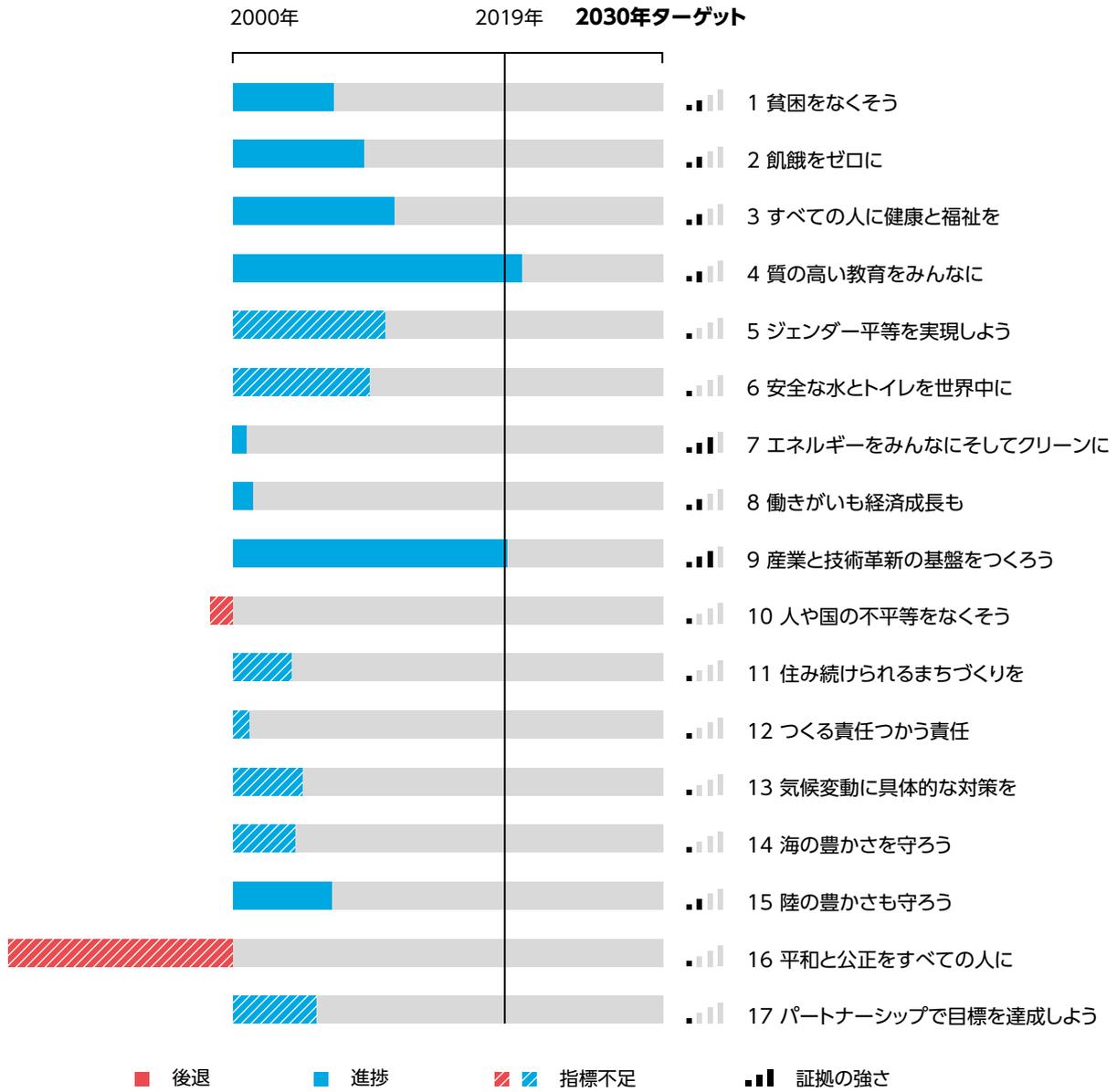


図16. 2019年におけるSDGの進捗状況のスナップショット：東南アジア

目標 1

- 1.1 国際的な貧困
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

目標 2

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.a 農業への投資
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

目標 3

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

目標 4

- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.c 質の高い教員
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金

目標 5

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

目標 6

- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.1 安全な飲料水
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

目標 7

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

目標 8

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の設定
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

目標 9

- 9.b 国内の技術開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

目標 10

- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

目標 11

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.2 公共輸送システム
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

目標 12

- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達の慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金

目標 13

- 13.2 気候変動対策
- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

目標 14

- 14.1 海洋汚染
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

目標 15

- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

目標 16

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.2 人身取引
- 16.b 非差別的な法規
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築

目標 17

- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性

■ ターゲット達成への進捗が維持されている

■ ターゲットを達成するための進捗を加速する必要がある

■ トレンドが反転している

■ 計測不可

図17. 2030年に予想される進捗のダッシュボード：東南アジア

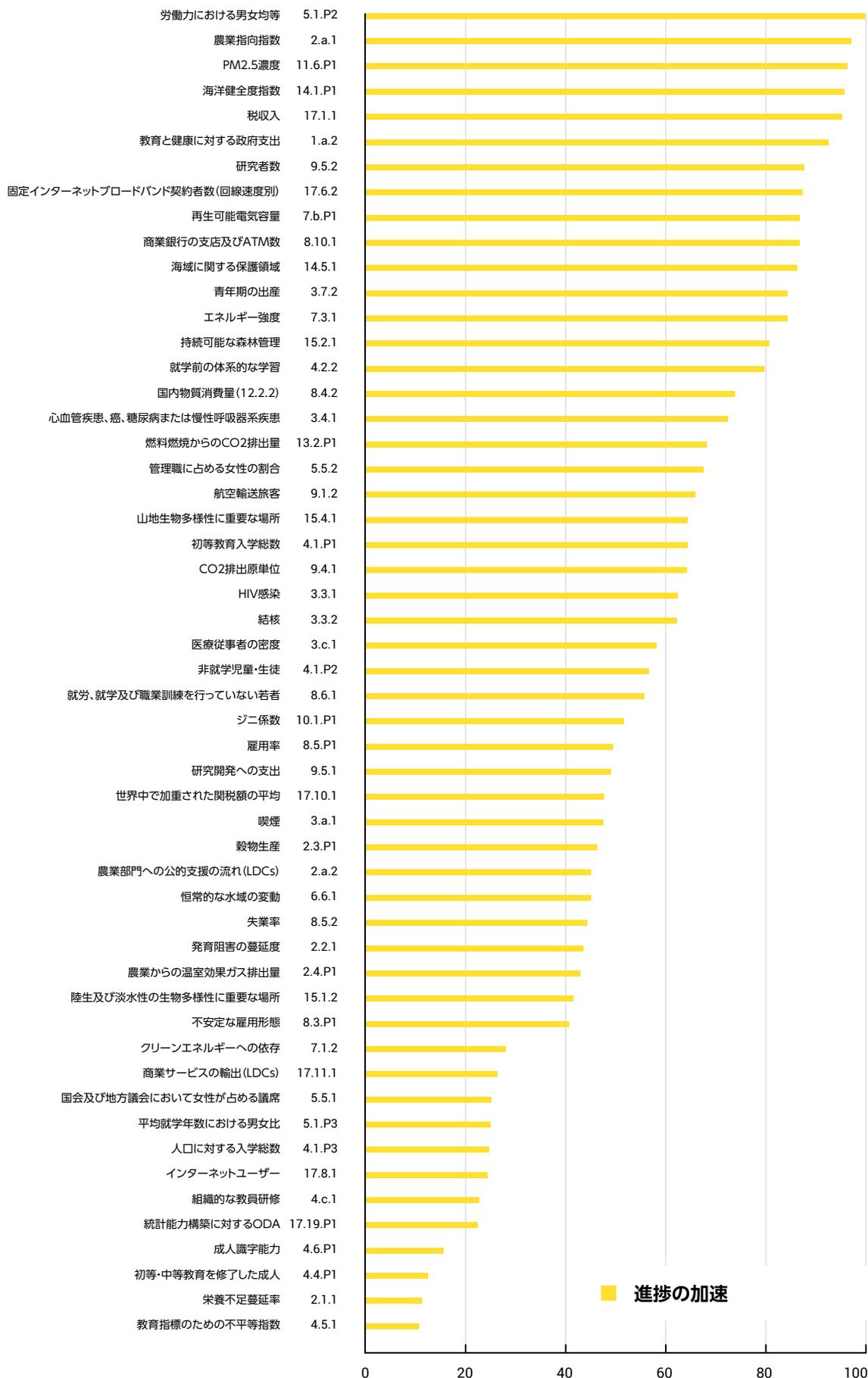
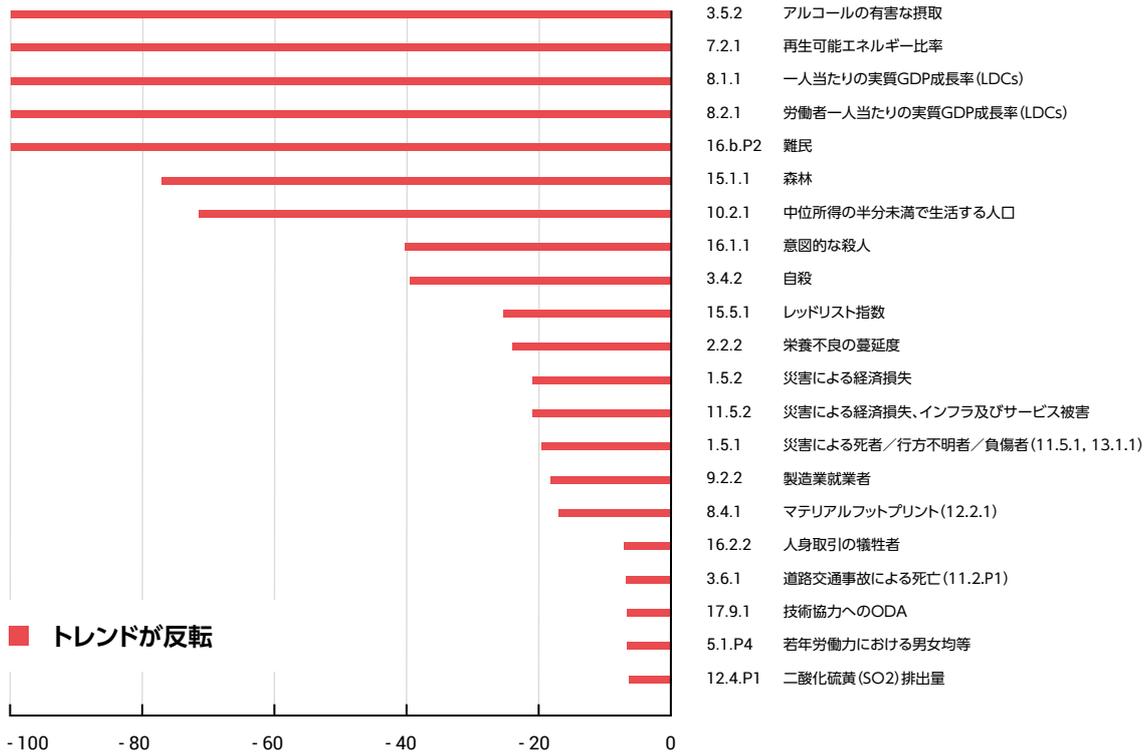


図18. 2030年に予想される進捗のギャップ：東南アジア



軌道に乗っている指標

- 1.1.1 国際的な貧困
- 1.4.1 基本的な水・衛生サービスへのアクセス
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.3 マラリア
- 3.9.3 意図的ではない汚染
- 3.b.1 国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口
- 3.d.1 保健キャンペーンと健康危機への備え
- 4.3.1 学校教育・学校教育以外の教育
- 5.1.P1 男女賃金格差
- 6.2.1 野外での排泄習慣/手洗い場
- 7.1.1 電気へのアクセス
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.10.2 銀行口座を持つ成人
- 9.2.1 製造業付加価値
- 9.b.1 中位・先端テクノロジー産業の付加価値
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 11.1.P1 野外での排泄習慣(都市)
- 17.19.1 途上国で統計能力を強化するための財源

図19. 2030年に予想される進捗のギャップ：東南アジア

南西アジア

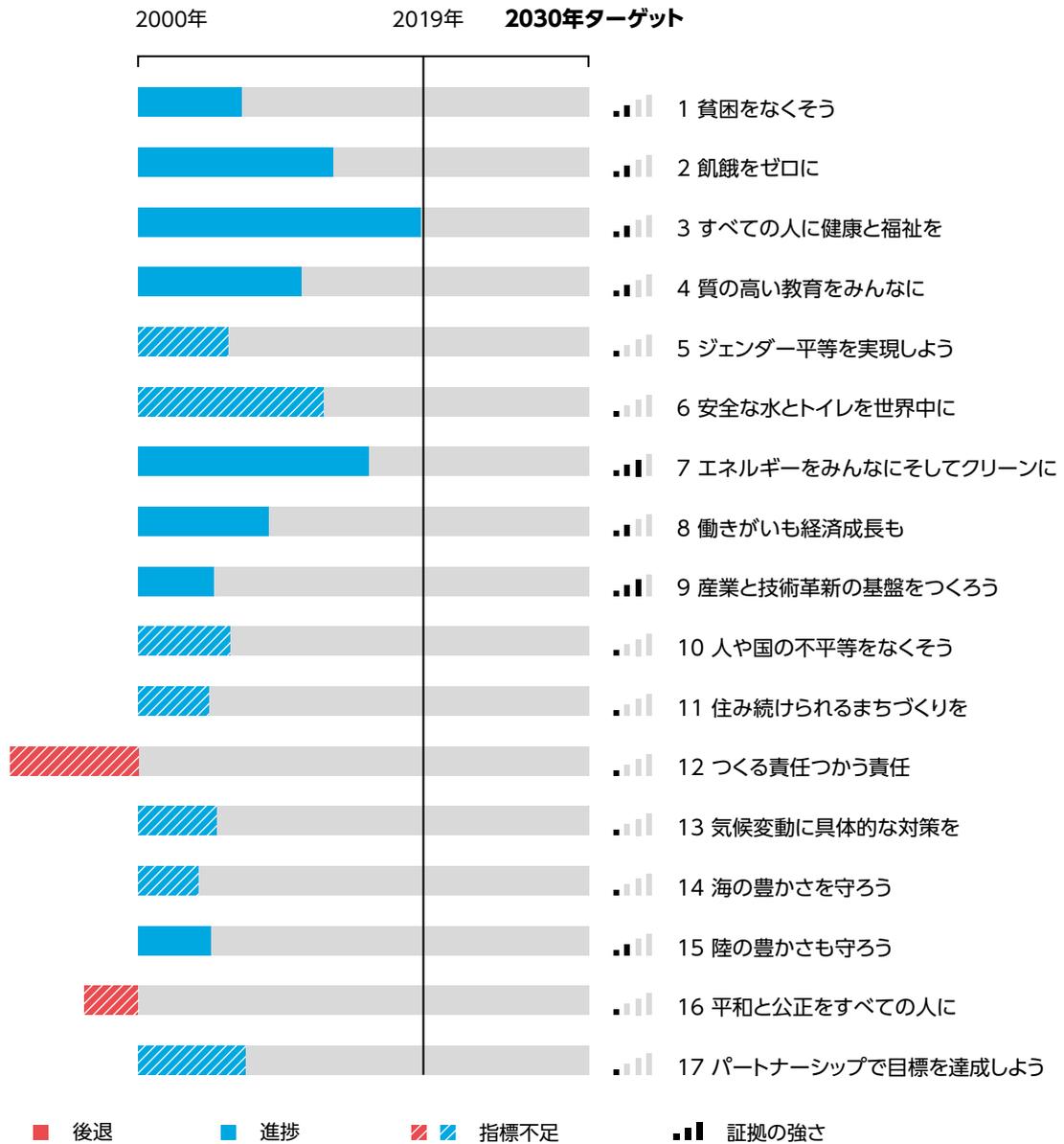


図20. 2019年におけるSDGの進捗状況のスナップショット：南西アジア

目標 1

- 1.1 国際的な貧困
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

目標 2

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.a 農業への投資
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

目標 3

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.5 物質乱用
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

目標 4

- 4.1 効果的な学習成果
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.c 質の高い教員
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金

目標 5

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

目標 6

- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.1 安全な飲料水
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

目標 7

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

目標 8

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の設定
- 8.4 資源効率
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

目標 9

- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

目標 10

- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

目標 11

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.2 公共輸送システム
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

目標 12

- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達の慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金

目標 13

- 13.2 気候変動対策
- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

目標 14

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

目標 15

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

目標 16

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.b 非差別的な法規
- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築

目標 17

- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性

■ ターゲット達成への進捗が維持されている

■ ターゲットを達成するための進捗を加速する必要がある

■ トレンドが反転している

■ 計測不可

図21. 2030年に予想される進捗のダッシュボード：南アジア

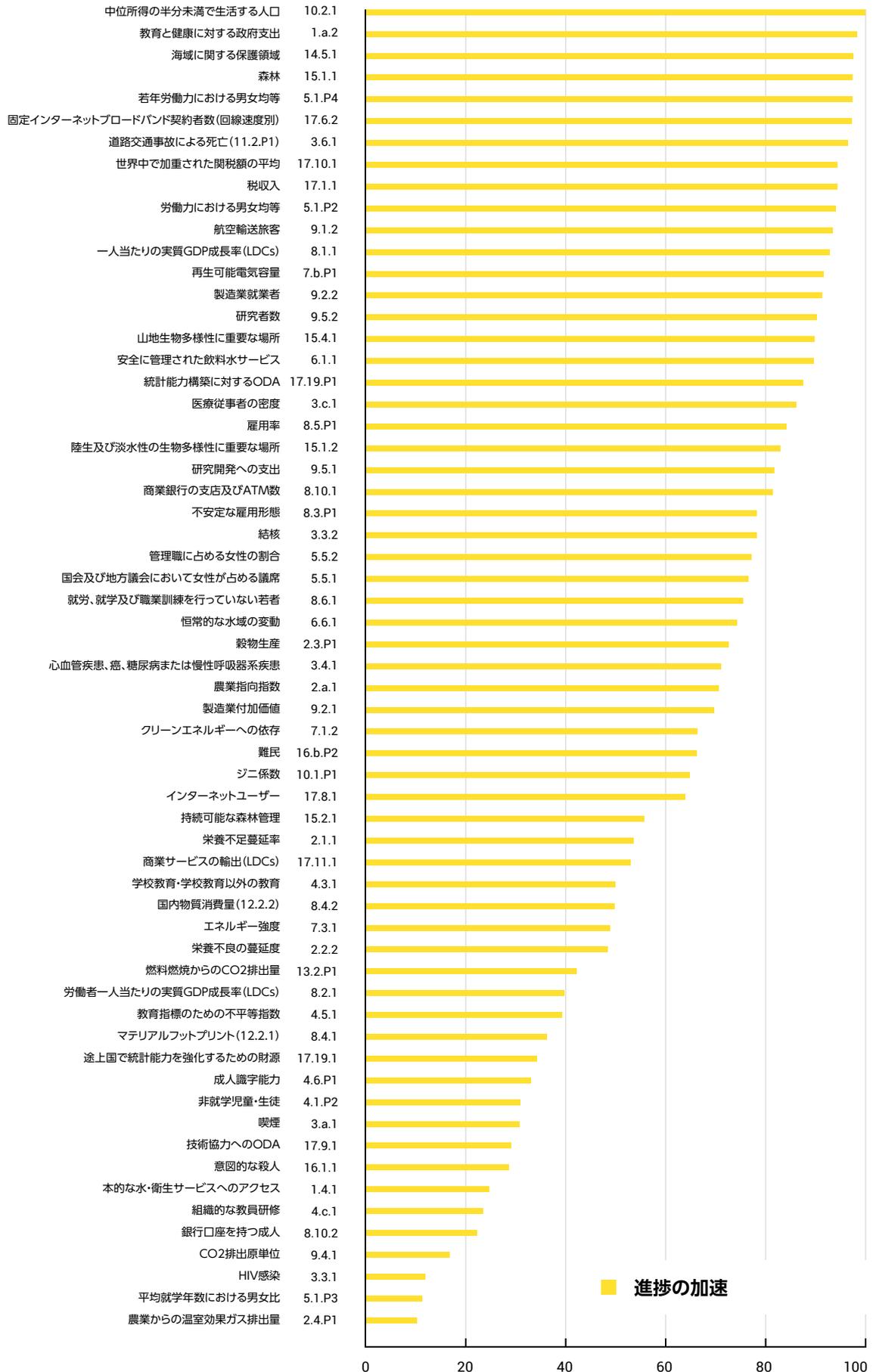
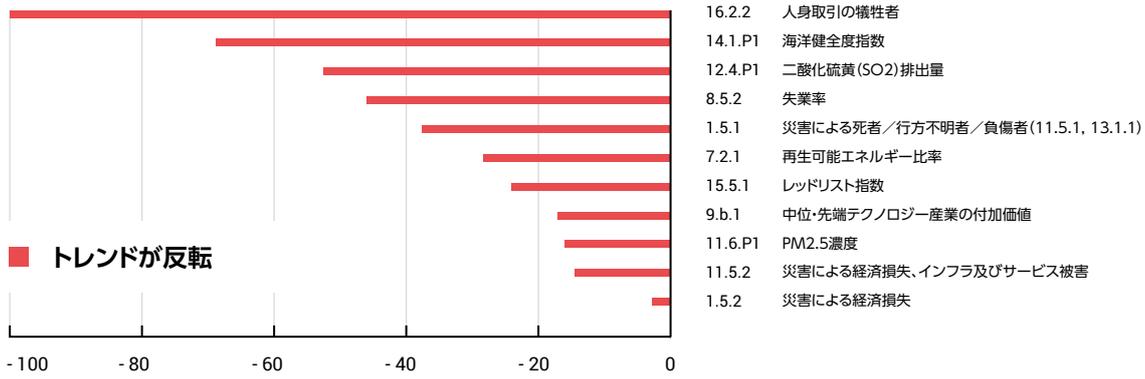


図22. 2030年に予想される進捗のギャップ：南西アジア



軌道に乗っている指標

- 1.1.1 国際的な貧困
- 2.2.1 発育障害の蔓延度
- 2.a.2 農業部門への公的支援の流れ(LDCs)
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.3 マラリア
- 3.4.2 自殺
- 3.5.2 アルコールの有害な摂取
- 3.7.2 青年期の出産
- 3.9.3 意図的ではない汚染
- 3.b.1 国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口
- 3.d.1 保健キャパシティと健康危機への備え
- 4.1.P1 初等教育入学総数
- 4.1.P3 人口に対する入学総数
- 6.2.1 野外での排泄習慣/手洗い場
- 7.1.1 電気へのアクセス
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 11.1.P1 野外での排泄習慣(都市)

図23. 2030年に予想される進捗のギャップ：南西アジア

中央アジア

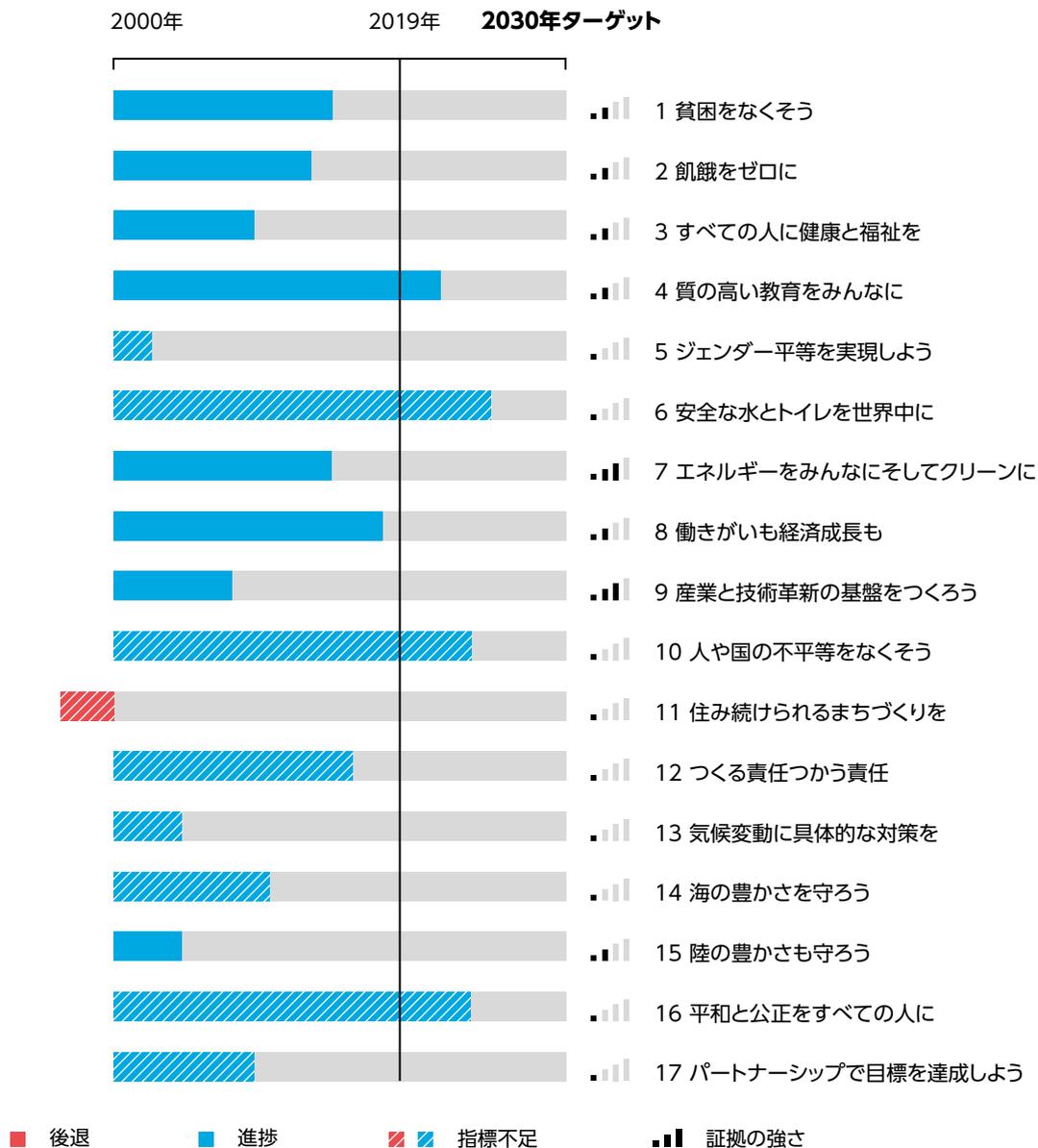


図24. 2019年におけるSDGの進捗状況のスナップショット：中央アジア

目標 1

- 1.1 国際的な貧困
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.b 貧困撲滅政策

目標 2

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.a 農業への投資
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

目標 3

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.5 物質乱用
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

目標 4

- 4.1 効果的な学習成果
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.c 質の高い教員
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金

目標 5

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

目標 6

- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.1 安全な飲料水
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

目標 7

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.a エネルギーに関する国際協力

目標 8

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.6 ニートの若者
- 8.3 中小零細企業の設定
- 8.4 資源効率
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

目標 9

- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

目標 10

- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

目標 11

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

目標 12

- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達の慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金

目標 13

- 13.2 気候変動対策
- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

目標 14

- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

目標 15

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

目標 16

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.2 人身取引
- 16.b 非差別的な法規
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築

目標 17

- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性

■ ターゲット達成への進捗が維持されている

■ ターゲットを達成するための進捗を加速する必要がある

■ トレンドが反転している

■ 計測不可

図25. 2030年に予想される進捗のダッシュボード：中央アジア

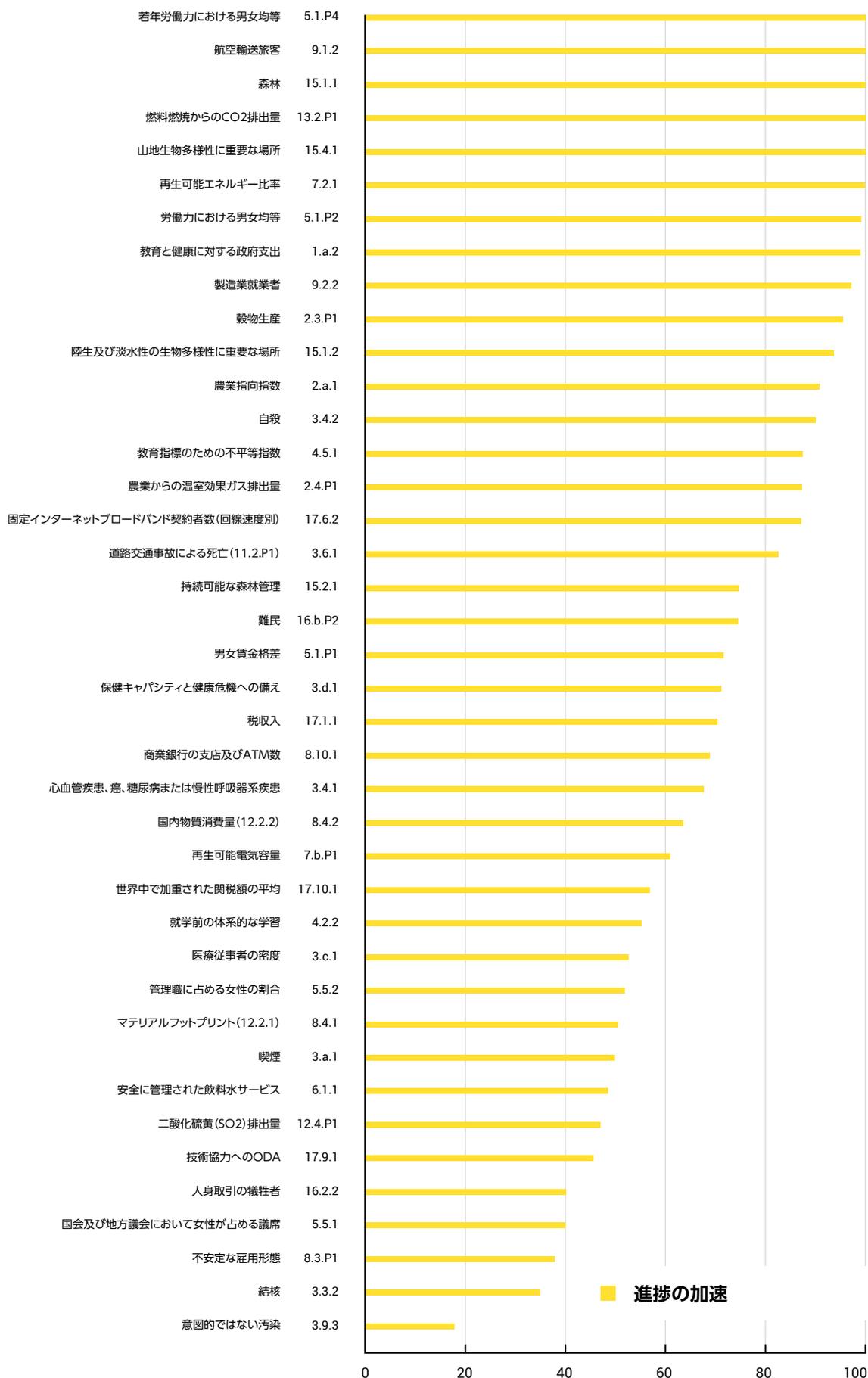
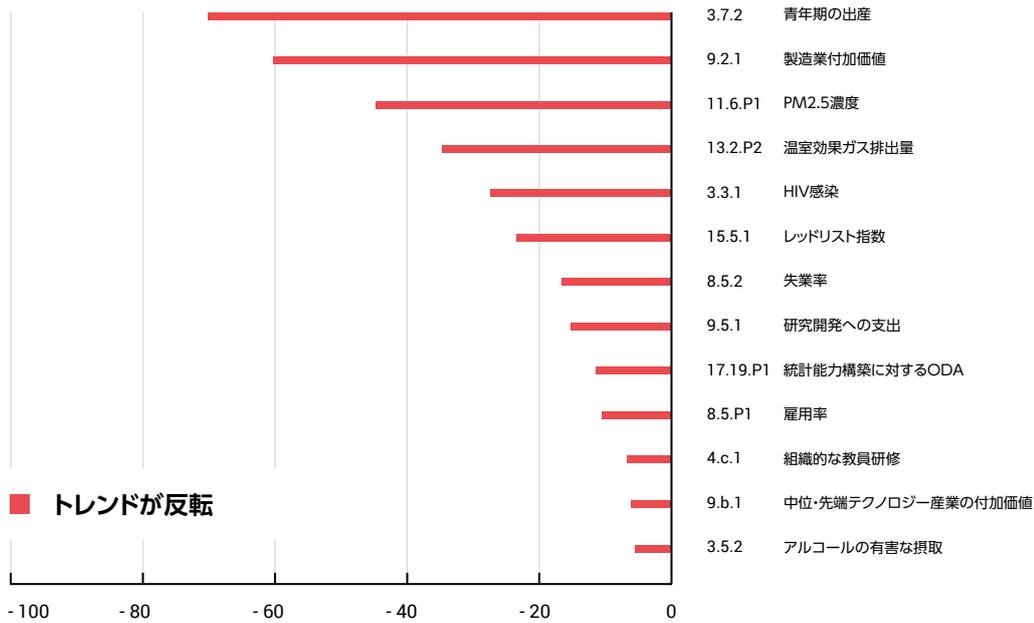


図26. 2030年に予想される進捗のギャップ：中央アジア



軌道に乗っている指標

- 1.1.1 国際的な貧困
- 1.4.1 基本的な水・衛生サービスへのアクセス
- 2.1.1 栄養不足蔓延率
- 2.2.1 発育阻害の蔓延度
- 2.2.2 栄養不良の蔓延度
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.3 マラリア
- 3.b.1 国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口
- 4.1.P1 初等教育入学総数
- 4.1.P2 非就学児童・生徒
- 4.1.P3 人口に対する入学総数
- 4.3.1 学校教育・学校教育以外の教育
- 6.2.1 野外での排泄習慣／手洗い場
- 6.6.1 恒常的な水域の変動
- 7.1.1 電気へのアクセス
- 7.1.2 クリーンエネルギーへの依存
- 7.3.1 エネルギー強度
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.10.2 銀行口座を持つ成人
- 8.6.1 就労、就学及び職業訓練を行っていない若者
- 9.4.1 CO2排出原単位
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 10.1.P1 ジニ係数
- 10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口
- 11.1.P1 野外での排泄習慣(都市)
- 16.1.1 意図的な殺人
- 17.8.1 インターネットユーザー
- 17.19.1 途上国で統計能力を強化するための財源

図27. 2030年に予想される進捗のギャップ：中央アジア

太平洋

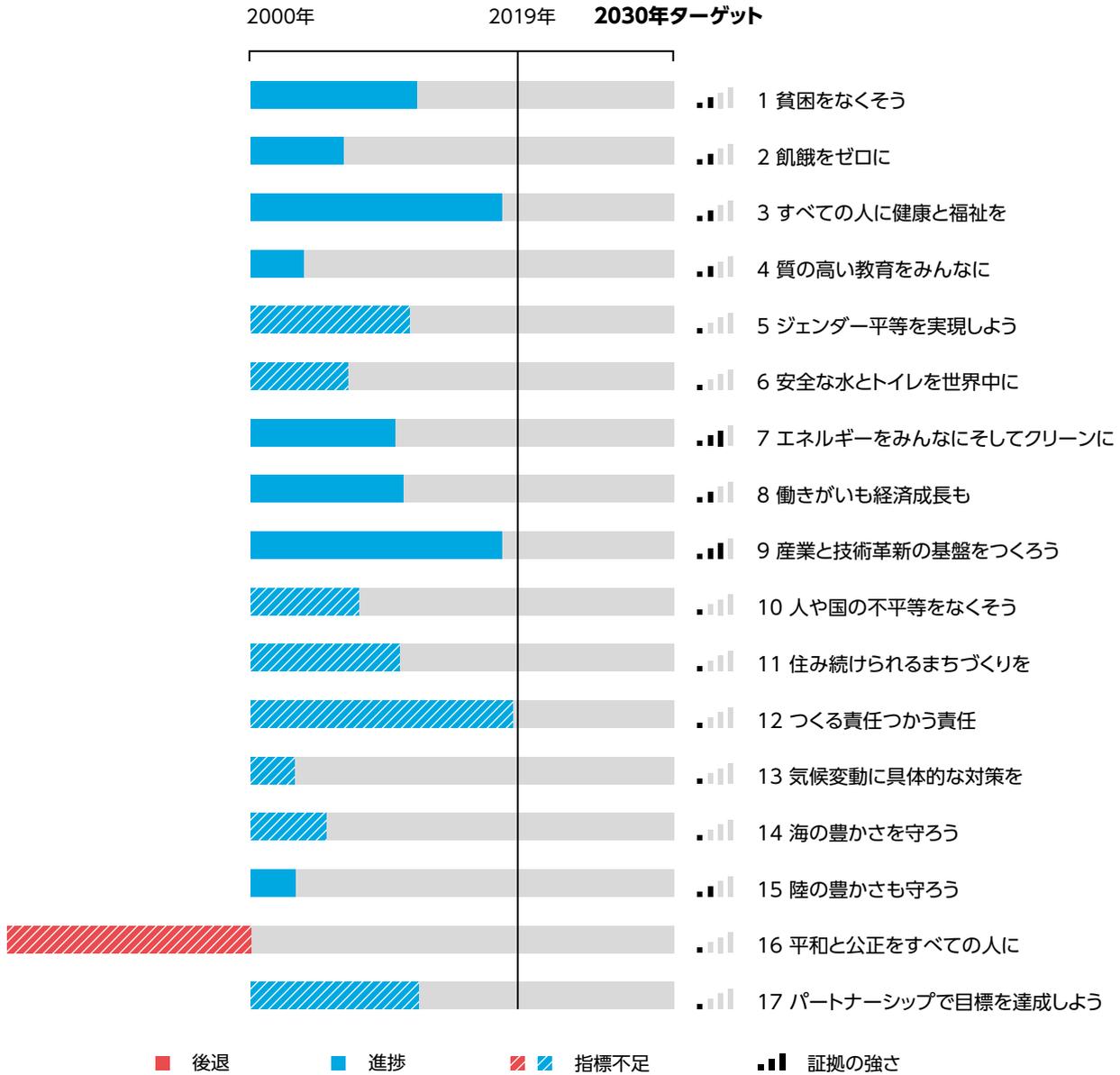


図28. 2019年におけるSDGの進捗状況のスナップショット：太平洋

目標 1

- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靭性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

目標 2

- 2.4 持続可能な農業
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.a 農業への投資
- 2.2 栄養不良
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

目標 3

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故
- 3.a たばこの規制
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

目標 4

- 4.2 乳幼児の発達
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員

目標 5

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

目標 6

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

目標 7

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.a エネルギーに関する国際協力

目標 8

- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.3 中小零細企業設立
- 8.4 資源効率
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.6 ニートの若者
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

目標 9

- 9.1 インフラ開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.a 強靭(レジリエント)なインフラ
- 9.b 国内の技術開発

目標 10

- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

目標 11

- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.5 災害への強靭性(レジリエンス)
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物

目標 12

- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達の慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金

目標 13

- 13.1 強靭性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

目標 14

- 14.1 海洋汚染
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

目標 15

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

目標 16

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.b 非差別的な法規
- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築

目標 17

- 17.1 課税及び徴税
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.7 技術の移転
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性

■ ターゲット達成への進捗が維持されている

■ ターゲットを達成するための進捗を加速する必要がある

■ トレンドが反転している

■ 計測不可

図29. 2030年に予想される進捗のダッシュボード：太平洋

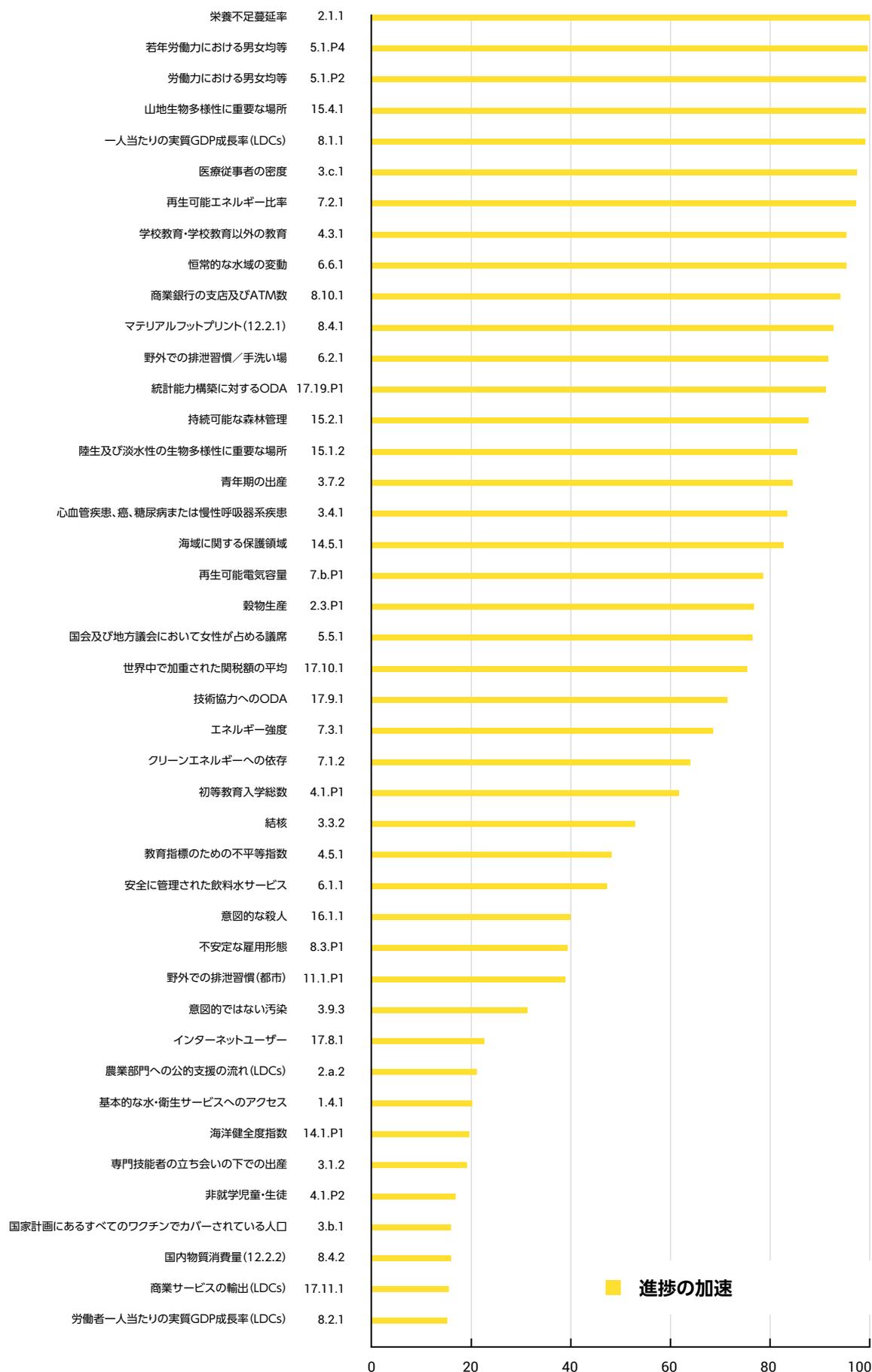
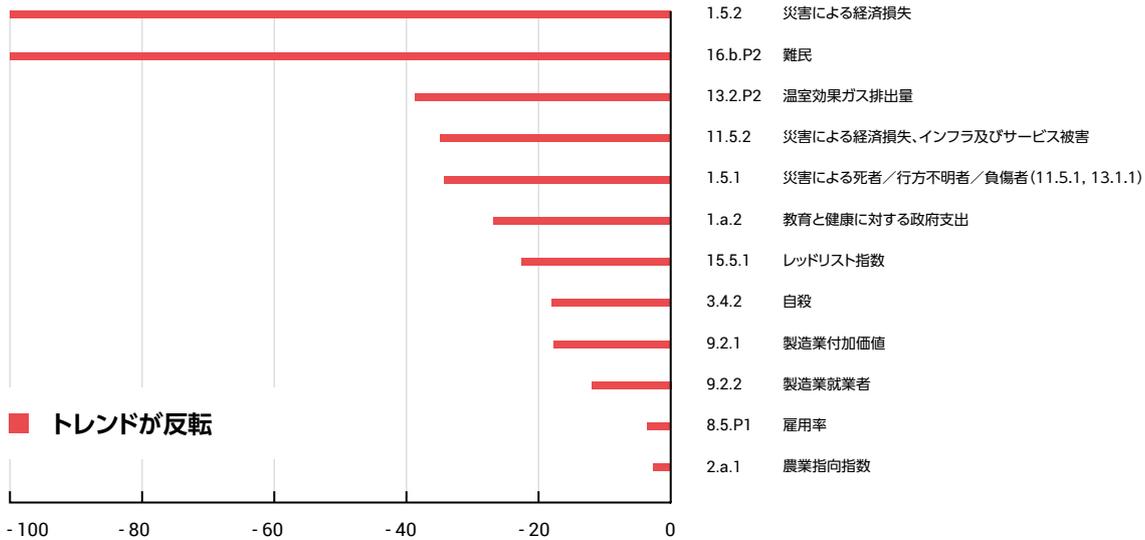


図30. 2030年に予想される進捗のギャップ：太平洋



軌道に乗っている指標

- 2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.5.2 アルコールの有害な摂取
- 3.6.1 道路交通事故による死亡
- 3.a.1 喫煙
- 3.d.1 保健キャパシティと健康危機への備え
- 4.1.P3 人口に対する入学総数
- 4.2.2 就学前の体系的な学習
- 7.1.1 電気へのアクセス
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 9.1.2 航空輸送旅客
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 11.2.P1 道路交通事故による死亡
- 11.6.P1 PM2.5濃度
- 12.4.P1 二酸化硫黄(SO2)排出量
- 15.1.1 森林
- 17.1.1 税収入
- 17.19.1 途上国で統計能力を強化するための財源

図31. 2030年に予想される進捗のギャップ：太平洋

Annex 2 – テクニカルノート

アジア太平洋SDG進捗評価は、2017年7月6日の総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に関して合意されたグローバルな指標の枠組みに基づいている。地域及び準地域の指標の値は、ESCAP統計オンラインデータベース⁹から集められた。定義されたSDG指標に関し十分なデータが入手できない場合、国際的に認められた情報源から追加的な指標を使用している。国の分類及び指標の定義に関する情報は、ESCAPのウェブサイト¹⁰から入手できる。

より大きな国や経済によるバイアスを避けるため、地域レベル及び準地域レベルでは、加重集計ではなく、指標の中央値を使用している。¹¹

本セクションでは、SDG進捗評価の方法に関する基本的な情報を提供する。より詳細な議論は、ワーキングペーパー「Tracking progress towards the SDGs: measuring the otherwise ambiguous progress (SDGsの進捗状況のトラッキング: あいまいな進捗の測定のために)」¹²及び「A weighted extrapolation method for measuring SDG progress (SDGの進捗を測定するための加重外挿法)」¹³で提供されている。

指標の選択

指標は、次の3つの基準で選択された:

1. データの入手可能性: 対象とする地域または準地域の50%以上の国について、2つ以上のデータポイントがあること。

2. 透明な目標値が設定可能なこと。
3. メタデータが明白かつ十分に説明されていること。

上記基準のいずれも満たさない指標は分析から除外される。

進捗をたどる方法

2つの主要な測定法が地域及び準地域のSDGsの進捗状況を評価するために用いられる: 「現在状況指数」と「予想進捗指数」である。この指数は、以下の2つの項目に対応する:

1. 現在状況指数: 2000年以降、どの程度の進捗があったか?
2. 予想進捗指数: 2030年までにターゲットはどの程度達成される可能性があるのか?

予想進捗指数は、指標の予測値とその目標値との差を測定する。両方の指数は、サブ指標のレベル(系列的なもの、細分化したもの、またはサブコンポーネント)で作成され、必要に応じて指標やターゲット、更には目標の各レベルで集計が可能である。

本分析では、現在状況指数は目標レベル(スナップショット)で表示され、予想進捗指数はターゲットや指標レベル(ダッシュボードと進捗のギャップ)で表示される。

9 See http://data.unescap.org/escap_stat/.

10 See http://data.unescap.org/escap_stat/#methodDefinition.

11 Bidarbakht-Nia, A. (2018). "Regional aggregates: Masking change in regional disparities?", ESCAP, Working Paper Series. Available from www.unescap.org/resources/working-paper-series-sdwp06march-2018-regional-aggregates-masking-regional-disparities.

12 Bidarbakht-Nia, A. (2017). "Tracking progress towards the SDGs: measuring the otherwise ambiguous progress", ESCAP Working Paper Series. Available from www.unescap.org/resources/working-paper-series-sdwp05may-2017-tracking-progress-towards-sdgs-measuring-otherwise.

13 Bidarbakht-Nia, A. (2017). "A weighted extrapolation method for measuring SDG progress", ESCAP Working Paper Series. Available from <https://www.unescap.org/resources/working-paper-series-sdwp04march-2017-weighted-extrapolation-method-measuring-sdgs>.

現在状況指数

個々の指標に対しSDGターゲットに対応する特定の数値が与えられている場合、本年及び2000年の数値が2000年以降の進捗を測るのに用いられ、それは2030年までにそのターゲットを達成するのに必要な進捗と対比して示される。

現在状況指数は、次の2つのステップで作成される：

ステップ1—それぞれの指標ごとに、これまでの進捗（図1の青いバー）を計測する方法を作成し、2000～2030年に必要な全体の進捗と比較する。

ステップ2—目標を達成するためにどれだけの進捗が見られたのか、あるいは、まだどれだけの進捗が必要なのかを見るために、ステップ1で用いられた方法を組み合わせ、決められたスケールで「達成された進捗の平均値」と「達成に必要な進捗の平均値」を示す1つのインデックスを作成する。

2000年と現在の指標値を I_0 と I_{cv} で表し、2030年の目標値を「TV」で表すものとする。そして、2000年と2030年の指標の数値を0から10の範囲で標準化すると、本年の指標の標準化した値は0から10の範囲で、次のように計算できる：

$$I_{cv}^N = \frac{I_{cv} - I_0}{|TV - I_0|} \times D \quad \text{in which}$$

$$D = \begin{cases} 10 & \text{increasing is desirable} \\ -10 & \text{decreasing is desirable} \end{cases}$$

上記は望ましい方向が明確な場合に当てはまる。

パリティ指標 (parity indicators) に関しては、その具体的な数値は以下のように計算される。

$$I_{cv}^N = 10 - \frac{|TV - I_{cv}|}{|TV - I_0|} \times 10$$

その地域（または準地域）が2000年から前進している場合、それぞれの目標の下の指標の標準化された数値の平均は0から10の間の数値となる。しかし、地域が後退している場合、その数値は負となり、その数字は後退の大きさを示す。

現在の数値がすでに目標値に達している、またはそれを超えている指標の場合、現在状況指数を計算する必要はない。その場合には、すべて10となる。

各目標に関連するすべての指標についてデータが利用可能である理想的な状況の場合、このような現在状況指数は、17の目標すべてにわたって、等しく強固な計測を可能にする。しかし、この地域では、定義されたSDG指標の42%未満についてのみデータが入手可能であり、しかも、それは17の目標すべてに均一となっている訳ではない。評価は新しい指標が追加されると影響を受けやすいため、その結果は慎重に解釈される必要がある。指標の数とデータの利用可能性が昨年から大幅に増加したため、本報告書の分析結果は、前年のものと比較されるべきではない。

予想進捗指数

この指数は、予想される進捗と目標とする進捗とを比較する。目標年の指標値を予測し、その予測値を、達成目標値を基準として比較することで、これまでの進捗ペースが維持されると仮定することにより、目標年の終わり（2030年）までに、ターゲットにどれだけ近づくことが必要となるかを提示する。これは、ターゲット達成に向けて現段階で予測されるギャップを示しているものと理解できる。

目標年の指標 I の予測値を I_t で、基準となる年の値を I_b で表すと、進捗ギャップは、基準となる年から後退していない場合は P で、指標値が基準となる年から後退した場合は $100 - P$ で算出できる。望ましい方向がターゲットにより明らかである場合、 P の値は次のように定義される：

$$P = \frac{|TV - I_t|}{|TV - I_b|} \times 100$$

パリティ指標の場合、以下の数式が満たされる場合には、後退していないと考えられる。

$$|TV - I_t| \leq |TV - I_b|$$

予想進捗指数は、ターゲットの達成が期待できない指標についてのみ計算できる。予測値がすでにターゲットを達成しあるいは超過達成している場合、更には2030年までに達成すると予想される場合には、指標は自動的に「達成される」と分類され、予想進捗指数は0に設定される。

Pの値は、期待される進捗に基づいて、0から100の範囲で設定される。現在のレベルから後退が予想される場合、Pは100より大きくなる。

Pの値が100以下の場合には、ターゲットを達成するために更なる努力や進捗の加速が必要と解釈される。100より大きい場合、 $100 - P$ は後退の規模を表す。

指標は3つの予め定義された達成レベルに分類される：

$0 \leq P \leq 10$	(Will meet the target with current rate or minor extra effort)
$10 < P \leq 100$	(Need to accelerate the current rate of progress to achieve the target)
$P > 100$	(Regression or no progress expected)

集成

2020年においては、合計134の指標を使用してSDG進捗評価のための現在状況指数を計算している。しかし、これらのうち10の指標は2030年の予測に十分なデータが利用可能でなく、予想進捗指数の計算には使用されなかった。例えば、医療従事者の密度などのように、一つの指標に複数の構成要素 (variation) がある場合、すべての要素が計算に使用される。それぞれの構成要素は、各指標の下で加重の合計が1になるように、調整される。最後に、進捗インデックスの加重平均が、その指標の進捗指数として算出される。

細分化された統計

性別や場所、年齢と性別の組合せによる細分化は、24の指標について利用可能であった。細分化された統計を考慮するに当たって、各指標について脆弱なグループは、対応する母集団よりも進捗が遅いものとして識別された。例えば、2000年以降、全失業率が3%減少したが、それが男性で4%、女性で2.5%であった場合、女性グループは脆弱と見なされる。各指標の下では、脆弱なグループの系列や他の系列 (母集団の系列または他の指標の系列) は、加重の合計が全体で1になるように調整されている。脆弱なグループを考慮することで、各指標の進捗状況は、ひとつ以上のサブ人口集団の進捗が遅いと加重によって、ペナルティを課されることとなる。

進捗状況をトラッキングする二つの計測法を適用するに当たって、最低2%の変化を、指標レベルでの進捗/後退と判断する閾値とした。つまり、トラッキング中の全体的な変化が2%以上の増減 (増減は実際の変化が望ましい方向かどうかによる) があつた場合のみ、はじめてそれは変化と認められた。

外挿法

2つの計測法で進捗を算出するには、本年及びこれまでの年における欠損値の推定や代入 (imputation) が必要である。これらの欠損値は、時間に関連させて加重する加重回帰法を使用して推定され、指標値の重要性は、用いられたデータがどれほど最近のものであるかに比例するものと仮定している。

ある地域において指標*I*に関し*n*個のデータ点が*T*年の期間にわたって利用可能であるとする。今、我々は、*t*年の指標値を推定するものとする。

$T = t_n - t_1$ において、 t_n と t_1 は、それぞれデータのある最後の年と最初の年である。この二つの時点では、それぞれ指標*I*のデータが利用可能である。時間関連の加重は、ターゲット年 (*t*) までの時間的距離に比例して、各年の変化率を増大または減少させる乗数として機能する。与えられた国/地域の*t*年の指標値を推定する*i*番目のデータポイントに対する時間関連の加重は、以下のようになる：

$$w_i = \frac{(t - t_1)}{(t - t_i)} \quad (t_1 < t_i < t_n)$$

この時間関連の加重は、異なる指標に使用される回帰モデルに組み込まれた。(例えば、災害関連の指標やODAその他の財政援助など) 指標が時間に依存しない少数の例外的なケースにおいては、時間関連の加重は使用されなかった。

地域ターゲット値の設定

169のSDGターゲットのうち、暗示的であれ明示的であれ、特定のターゲット値（目標値）があるのは30%のみである。その他のものについては、本報告書では「チャンピオン地区」アプローチを使用してターゲット値を設定した。これは過去に実行可能であることが証明されており、利用可能なデータの使用を最適化するものである。その考え方とは、この地域のトップパフォーマーを特定し、その国々の平均変化率を、地域全体が目指すべき変化率として設定することである。この地域全体のチャンピオンとみなされる仮想地区に属するトップパフォーマーの国を複数想定する。これらの国の平均の変化率が、特定の指標に対するこの地域の目標変化率と見なされる。つまり、この地域全体がSDGsの最終年までの15年間、そのチャンピオン地区と同様に機能することができれば、2030年までの目標値の達成が期待できるのである。続いて、チャンピオン地区の変化率を基準年の地域全体の変化率とすることで、この地域の普遍的な目標値を導き出すことができるのである。ちなみに、本報告書では、地域全体の値は、データが利用可能なすべての国の指標値の中央値としている。

このチャンピオン地区アプローチは、次の2つのタイプの指標を扱う場合、困難が生じる：

タイプ1：国レベルで変化率を推定するためのデータが不十分な指標

タイプ2：ほとんどの国が非常に低いレベルから始まって過去15年間にわたり急速な進捗を遂げた指標に関しては、この間に観測された成長率を合理的に将来に適用することができない。例えば女性が議会の議席を占める割合や、海域における保護区の割合、インターネットを使用している人口の割合などが含まれる。これらの指標の急速な変化は、技術の進歩や未開発資源の利用、またはミレニアム開発目標などの開発アジェンダによってもたらされたパラダイムシフトなどが原因となった可能性がある。

これら2種類の指標については、代替アプローチが取られる。変化率を使用するのではなく、まず、最新の利用可能なデータに基づいて上位5カ国のトップパフォーマーを特定する。そして、チャンピオン地区アプローチによらず、この地域の目標値はそれら5カ国の平均値とする。この場合、変化の方向が増加なのか減少なのかにより、最大の数値か最小の数値を採用する。上位5カ国のトップパフォーマーを特定する際には、偏りを避けるため例外的な国は除外する。

指標 I の目標値を設定するものとする：

ケース1：2000年以降、さまざまな変化を示す多くの国について、少なくとも2つのデータポイントが利用可能である。この場合、最も高い変化率を持つ5カ国の最初と最新の利用可能なデータを使用して γ (ガンマ) を算出する。それは、5つの最も高い増減率に関する年間平均変化率となる。

γ (ガンマ) は2つのステップで計算される。最初のステップは、最初と最新の指標値に基づいて各国の平均年間成長率の幾何平均を推定することである。2番目のステップは、上位5カ国の変化率について幾何平均をとることである。多くの場合、一つまたは少数の国で例外的な成長が見られる。これらの例外的な国は、上位5カ国の平均が他の国々にとって現実的で達成可能でありながら、意欲的な目標とするために、計算から除外される。

ケース2：国レベルの変化率を推定するためのデータが不十分な指標については、各国の最新のデータを使用して目標値を計算する：

ターゲット値：望ましい変化が増加または減少のどちらであるかに応じて、それぞれ最大値または最小値を持つ5カ国の指標値の平均とする。但し、ケース1のように例外的な値は除外している。

最後に、指標の目標値は次のように計算される：

$$TV = \begin{cases} tv & \text{Indicators of type (i) and (ii)} \\ (1+r)^{15} \times I_{2015} & \text{other indicators} \end{cases}$$

基準年 (I_{2015}) の指標値が利用できない場合、上記に説明した通り、適切な外挿法を適用して推定する。

証拠強度—目標レベルでの指標の充足性

指標の利用可能性は相当に制限されているので、目標レベルで集計された結果は、グローバルなSDG指標の数値に加え、国際的に認められた情報源からのものも併せたものとなっている。後者は前者に代わるものではないが、そうしなければ分析が不可能であったターゲットを対象に適用した。従って、目標レベルでの証拠の完全性を地球レベルで評価する際には、それらを考慮する必要がある。証拠としての強度は、次のような比率で定義される：

$$\text{Evidence Strength factor} = \frac{T_{Used} + P_{Used}}{T_{Global} + P_{Used}}$$

ここで、 T_{Global} 、 T_{Used} と P_{Used} は、それぞれ、「グローバルなSDG指標の枠組み」の指標の総数、計算に使用されたグローバル指標の数、及び国際的に広く認識されている情報源に基づく指標の数を表す。

参考のため、以下の表における「シンボル」は、同表のそれぞれの「証拠強度係数」に対応している。

シンボル	証拠強度係数	解釈
	0	指標なし
	0から1/3まで (1/3を含む)	指標不足
	1/3から2/3まで (2/3を含む)	中程度の 利用可能性
	2/3から1まで	高い 利用可能性
	1	完全な 利用可能性

Annex 3 – SDG進捗評価に選択された指標一覧

本報告書の分析で使用されたSDG指標一覧(及び各ターゲット値並びにデータの出典)

指標の略称	出典	指標	ターゲット(レート)†
目標 1			
国際的な貧困	SDG	1.1.1 一日当たり1.90ドル未満で生活をしている人口の割合、雇用の% [男女別、年齢別、雇用状態別]	0
各国の貧困**	SDG	1.2.1 各国の貧困ライン以下で生活している人口の割合 [都市化]	7
社会保護	SDG	1.3.1 対象となる人口、人口の% – 社会援助プログラム[五分位数] – 社会保険プログラム[五分位数] – 失業手当 – 年金	87.2 31.3 100 100
基本的な水道・衛生サービスへのアクセス	SDG	1.4.1 基本的な飲料水と衛生サービスを利用する人口、パーセンテージ [都市化]	100
災害による死者/行方不明者/負傷者	SDG	1.5.1 災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数、人口100,000人当たり	0
災害による経済損失	SDG	1.5.2 災害による直接的経済損失、100万米ドル	0
教育と健康に対する政府支出	SDG	1.a.2 全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合、国家支出の% – 教育 – 健康	25.5 23.8
目標 2			
栄養不足蔓延率	SDG	2.1.1 栄養不足蔓延率、人口の%	0
中程度または重度な食料不安の蔓延度***††	SDG	2.1.2 中程度または重度な食料不安の蔓延度、人口の%	6.3
発育障害の蔓延度	SDG	2.2.1 中程度または重度の発育障害のある子ども、5歳未満の子どもの%	(0.5)‡
栄養不良の蔓延度	SDG	2.2.2 栄養不良の蔓延度、5歳未満の子どもの% [中程度または重度の肥満、中程度または重度のやせ]	3
穀物生産	FAO	2.3.P1 穀物生産、ヘクタール当たりkg	5500
農業からの温室効果ガス排出量	FAO	2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量 – 農業からのGDP1,000 (2010) 米ドル当たりトン	(0.9)
農業指向指数	SDG	2.a.1 農業指向指数、指数	1
農業部門への公的支援の流れ(LDCs)	SDG	2.a.2 農業部門への公的支援の流れ(LDCs)、受領別、2017年100万米ドル	(2)

指標の略称 出典 指標 ターゲット (レート)†

目標 3

妊産婦死亡率	SDG	3.1.1 妊産婦死亡率、出生100,000件当たりの死亡	70
専門技能者の立ち会いの下での出産	SDG	3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産、出生の%	100
5歳未満児死亡率	SDG	3.2.1 5歳未満児死亡率、出生1,000件当たりの死亡 [男女別]	25
新生児死亡率	SDG	3.2.2 新生児死亡率、出生1,000件当たりの死亡	12
HIV感染	SDG	3.3.1 新規HIV感染、人口100,000人当たり [年齢別、男女別]	0
結核	SDG	3.3.2 結核感染率、人口100,000人当たり	0
マラリア	SDG	3.3.3 マラリア感染率、リスクのある人口1,000人当たり	0
心血管疾患、癌、糖尿病または慢性呼吸器系疾患	SDG	3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病または慢性呼吸器系疾患の死亡率、確率 (%) [男女別]	7.8
自殺	SDG	3.4.2 自殺、人口100,000人当たり [男女別]	4.3
アルコールの有害な摂取	SDG	3.5.2 一人当たりのアルコール消費量、年間リットル	2.1
道路交通事故による死亡	SDG	3.6.1 道路交通事故による死亡、人口100,000人当たり	7.8
近代的手法の家族計画**	SDG	3.7.1 近代的手法の家族計画の要望、出産可能年齢にある女性の%	100
青年期の出産	SDG	3.7.2 青年期の出生率、女性1,000人当たりの出生 (15~19歳)	13
健康関連の家計支出**	SDG	3.8.2 家計の支出に占める健康関連支出が大きい人口、人口の% - 10%以上 - 25%以上	5.2 1.1
意図的ではない汚染	SDG	3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率、人口100,000人当たり [男女別]	0.3
喫煙	SDG	3.a.1 現在の喫煙率、15歳以上の人口における% [男女別]	14.2
国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口	SDG	3.b.1 ワクチン接種が可能な対象人口、人口の%、ジフテリア-破傷風-百日咳 (DPT3) に対する3回接種; 肺炎球菌結合型3回目のワクチン接種 (PCV3); 麻疹 (MCV2)	100
医療従事者の密度	SDG	3.c.1 医療従事者の密度、人口10,000人当たり - 歯科医院 - 看護及び助産人員 - 調剤人員 - 医師	8.2 74.8 6.5 23.1
保健キャパシティと健康危機への備え	SDG	3.d.1 国際保健規則 (IHR) コアキャパシティ指数、指数	100

目標 4

最低限の習熟度 (読解力・算数) **	SDG	4.1.1 中学校での最低限の習熟度、パーセンテージ [男女別] - 数学 - 読解力	91.7 89
初等教育入学総数	UNESCO	4.1.P1 初等教育入学総数、初等教育適齢児童数の%	99.3

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
非就学児童・生徒	UNESCO	4.1.P2 初等教育、中学校の非就学児童・生徒、パーセンテージ [男女別]	0
人口に対する入学総数	UNESCO	4.1.P3 初等教育修了時、中学校修了時の総数、パーセンテージ [男女別]	100
就学前の体系的な学習	SDG	4.2.2 体系的な学習 (初等教育入学の1年前) への参加率、パーセンテージ [男女別]	100
学校教育・学校教育以外の教育	SDG	4.3.1 職業中等教育校に在籍する15~24歳の割合、パーセンテージ	11.7
初等・中等教育を修了した成人	UNESCO	4.4.P1 学歴、パーセンテージ [男女別] - 初等教育及びそれ以上を修了 - 高等教育及びそれ以上を修了	100 91
教育指標のための不平等指数	SDG	4.5.1 ジェンダーパリティ指数、女性/男性比率 - 体系的な学習への参加率 (初等教育入学の1年前) - 就学前、初等教育、中学校、高等学校における訓練を受けた教員 - 職業中等教育校に在籍する15~24歳の割合 - 成人の識字率	1
成人識字能力	UNESCO	4.6.P1 成人識字率、15歳以上の人口の% [男女別]	100
奨学金のためのODA (LDCs) **	SDG	4.b.1 奨学金のためのODAフローの量 (LDCs)、2017年100万米ドル	(2)
組織的な教員研修	SDG	4.c.1 中等教育、就学前、初等教育、高等教育における訓練を受けた教員、パーセンテージ [男女別]	100

目標 5

男女賃金格差	ILO	5.1.P1 男女賃金格差、雇用者、パーセンテージ	0
労働力における男女均等	ILO	5.1.P2 労働力 (25歳以上)、女性/男性比率	1
平均就学年数における男女比	SDG §	5.1.P3 平均就学年数における男女比、人口25歳以上、女性/男性比率	1
若年労働力における男女均等	ILO	5.1.P4 若年労働力 (15~24才)、女性/男性比率	1
国会及び地方議会において女性が占める議席	SDG	5.5.1 国会において女性が占める議席、議席の%	30.9
管理職に占める女性の割合	SDG	5.5.2 管理職の雇用に占める女性の割合、パーセンテージ	50
女性研究者**	UNESCO	5.5.P1 女性研究者、研究開発人員の%	50

目標 6

安全に管理された飲料水サービス	SDG	6.1.1 安全に管理された飲料水を使用している人口、人口の% [都市化]	100
野外での排泄習慣／手洗い場	SDG	6.2.1 - 野外での排泄習慣のある人口、人口の% [都市化] - 基本的な手洗い場を利用できる人口、人口の% [都市化]	0 100

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
水ストレス**††	SDG	6.4.2 総淡水採取量、年ごとの総再生可能水の%	16.9
恒常的な水域の変動	SDG	6.6.1 水域の変動、土地面積の%	
		– 永続的	1.6
		– 永続的、おそらく永続的	1.4
上下水道関係のODA (LDCs) **	SDG	6.a.1 上下水道関連のODA (LDCs)、2017年100万米ドル	(2)
上下水道管理への参加のための政策・手続**	SDG	6.b.1	
		– サービス利用者/コミュニティが計画プログラムに参加するための法律手続または政策がある国: 農村の飲料水供給、10 = 明確に定義されている; 5 = 明確に定義されていない; 0 = 該当なし	10
		– 農村の飲料水供給の計画プログラムに参加している利用者/コミュニティがある国、3 = 高; 2 = 中程度; 1 = 低; 0 = 該当なし	3

目標 7

電気へのアクセス	SDG	7.1.1 電気へのアクセス、人口の%	100
クリーンエネルギーへの依存	SDG	7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口、人口の%	100
再生可能エネルギー比率	SDG	7.2.1 再生可能エネルギー消費量 (SDG)、総最終エネルギー消費量の%	25.7
エネルギー強度	SDG	7.3.1 エネルギー強度 (2011 PPP)、2011PPPのGDP単位当たりメガジュール	2
クリーン/再生可能エネルギーへの国際支援 (LDCs) **	SDG	7.a.1 クリーン/再生可能エネルギーへの国際支援 (LDCs)、2016年100万米ドル	(2)
再生可能電気容量	IRENA	7.b.P1 再生可能電気容量、合計、1人当たりキロワット	468

目標 8**

一人当たりの実質GDP成長率 (LDCs)	SDG	8.1.1 一人当たりのGDP成長率 (2010年米ドル、年間平均、LDCs)、一人当たりの年間変化率 (%)	7
一人当たりの実質GDP成長率	SDG	8.1.P1 一人当たりのGDP成長率 (2010年米ドル、年間平均)、一人当たりの年間変化率 (%)	0
労働者一人当たりの実質GDP成長率 (LDCs)	SDG	8.2.1 労働者一人当たりのGDP (LDCs)、年間変化率 (%)	5.3
労働者一人当たりの実質GDP成長率	SDG	8.2.P1 労働者一人当たりのGDP、年間変化率 (%)	0
不安定な雇用形態	ILO	8.3.P1 不安定な雇用形態、総雇用における% [男女別]	30.8
マテリアルフットプリント	SDG- UNEP	8.4.1 マテリアルフットプリント、1米ドル (2010) GDP当たりKg	
		– 合計	1.3
		– バイオマス	0.4
		– 化石燃料	0.1
		– 金属鉱石	0.1
		– 非金属ミネラル	0.5
– 一人当たりトン	6.6		

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
国内物質消費量	SDG	8.4.2 国内物質消費量、1米ドル (2010) GDP当たりKg - 総強度 - バイオマス - 化石燃料 - 金属鉱石 - 非金属ミネラル - 一人当たりトン	1.1 0.4 0.1 0.02 0.4 6.6
失業率	SDG	8.5.2 失業率 (15歳以上)、労働力の% [男女別]	2.6
雇用率	ILO	8.5.P1 雇用率、全体、15歳以上人口の% [男女別]	62.8
就労、就学及び職業訓練を行っていない若者	SDG	8.6.1 就労、就学及び職業訓練を行っていない (NEET)、15~24歳人口の% [男女別]	9.7
労働災害***††	SDG	8.8.1 致命的な労働災害の発生率、100,000人の労働者における1年当たりの件数	0
商業銀行の支店及びATM数	SDG	8.10.1 銀行、保険及び金融サービスへのアクセス、成人100,000人当たり - 現金自動預払機 (ATM) の数 - 商業銀行の支店数	200 42
銀行口座を持つ成人	SDG	8.10.2 銀行口座を持つ成人 (15歳以上)、人口の% [男女別]	100

目標 9

航空輸送旅客	SDG-WB	9.1.2 航空輸送旅客、人口1,000人当たり	1378
貨物・旅客の鉄道輸送**	WB	9.1.P1 鉄道 - 輸送された貨物、トン-GDP 1,000ドル当たりkm - 旅客 (WB)、1,000人の乗客-一人当たりkm	50.9 160
製造業付加価値	SDG	9.2.1 活動ごとのGDP: 製造業、GDPの%	14.1
製造業就業者	SDG	9.2.2 製造業就業者 (SDG)、全労働者の%	26.8
ローンまたは与信枠が設定された小規模製造業***††	SDG	9.3.2 ローンまたは与信枠が設定された小規模製造業の割合、パーセンテージ	38.3
CO2排出原単位	SDG	9.4.1 二酸化炭素 (CO2) 排出量、1米ドル (2010) GDP当たりKg - 製造付加価値の単位当たり - 燃料燃焼由来	0.3 0.1
研究開発への支出	SDG	9.5.1 GDPに占める研究開発への支出、GDPの%	0.8
研究者数	SDG	9.5.2 研究者 (フルタイム相当)、100万人当たり	3000
中位・先端テクノロジー産業の付加価値	SDG	9.b.1 中位・先端テクノロジー産業の付加価値、全付加価値の%	30
モバイルネットワークにアクセス可能な人口	SDG	9.c.1 少なくとも2G、3G及び4Gのモバイルネットワークにアクセス可能な人口、人口の%	100

指標の略称 出典 指標 ターゲット (レート)†

目標 10

ジニ係数	WB	10.1.P1 ジニ係数、所得平等係数	29.5
中位所得の半分未満で生活する人口	SDG-WB	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口、人口の%	4.4
GDP労働分配率**††	SDG-ILO	10.4.1 GDP労働分配率、GDPの%	55.2
開発のためのリソースフローの総額**	SDG, UNCTAD	10.b.1 - 開発のためのリソースフローの総額、受領別 (LDCs)、ドナー別、100万米ドル - 海外直接投資の流入 (LDCs)、GDPの%	(2) (1.5)
送金コスト**	SDG	10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト、パーセンテージ	2.7

目標 11

野外での排泄習慣 (都市)	SDG§	11.1.P1 野外での排泄習慣のある人口、都市人口の%	0
道路交通事故による死亡	SDG§	11.2.P1 道路交通事故による死亡、人口100,000人当たり	7.8
災害による死者/行方不明者/負傷者	SDG	11.5.1 災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	0
災害による経済損失、インフラ及びサービス被害	SDG	11.5.2 災害に起因する直接的経済損失、100万米ドル、及び重要なインフラへの被害と基本サービスの途絶、件数	0
PM2.5濃度	WB	11.6.P1 - PM2.5の年平均濃度、1立方メートル当たりマイクログラム - WHO Interim Target-2ガイドライン (1立方センチメートル当たり25マイクログラム) を超えるレベルでPM2.5大気汚染に曝された人口、人口の%	12 45

目標 12

マテリアルフットプリント	SDG-UNEP	12.2.1 マテリアルフットプリント、1米ドル (2010) GDP当たりKg - 合計 - バイオマス - 化石燃料 - 金属鉱石 - 非金属ミネラル - 一人当たりトン	1.3 0.4 0.1 0.1 0.5 6.6
国内物質消費量	SDG	12.2.2 国内物質消費量、1米ドル (2010) GDP当たりKg - 総強度 - バイオマス - 化石燃料 - 金属鉱石 - 非金属ミネラル - 一人当たりトン	1.1 0.4 0.1 0.02 0.4 6.6
有害廃棄物の発生量/処理量**††	SDG	12.4.2 有害廃棄物の発生量、一人当たりKg	27
二酸化硫黄 (SO2) 排出量	EU	12.4.P1 二酸化硫黄 (SO2) 排出量、一人当たりKg	2.5
化石燃料補助金**	IEA	12.c.P1 総エネルギー補助金、GDPの%	0

指標の略称 出典 指標 ターゲット(レート)†

目標 13

災害による死者/ 行方不明者/負傷者	SDG	13.1.1 災害による死者数/行方不明者数/負傷者数	0
燃料燃焼からのCO2 排出量	SDG§	13.2.P1 燃料燃焼からのCO2排出量 - 1米ドル(2010) GDP当たりKg - 一人当たりCO2換算トン	0.3 2.9
温室効果ガス排出量	EU	13.2.P2 温室効果ガス総排出量 - 一人当たりCO2換算トン - CO2換算100万トン	1.1 (0.8)

目標 14

海洋健全度指数	OHI	14.1.P1 海洋健全度指数、スコア	80
海域に関する保護領域	SDG	14.5.1 保護領域でカバーされた主要な海洋生態系領域の割合、パーセンテージ	75

目標 15

森林	SDG	15.1.1 森林、土地面積の%	43.9
陸生及び淡水性の生物多 様性に重要な場所	SDG	15.1.2 保護区でカバーされている重要な場所、パーセンテージ - 淡水性生物多様性対象 - 陸生生物多様性対象	43.6 91.4
持続可能な森林管理	SDG	15.2.1 持続可能な森林管理に向けた進捗 - 森林地域純変化率、パーセンテージ - 長期管理計画のある森林地域、パーセンテージ - 法的に確立された保護区のある森林地域、パーセンテージ - 森林の地上バイオマス、1ヘクタール当たりトン	0.7 58.9 19.8 127.3
山地生物多様性に重要な 場所	SDG	15.4.1 山地生物多様性に重要な場所、パーセンテージ	93.3
レッドリスト指数	SDG	15.5.1 レッドリスト指数総計、指数	1
生物多様性に係わるODA (LDCs)**	SDG	15.b.1 生物多様性に係わるODAの合計(LDCs)、受領別、 2017年100万米ドル	2

目標 16

意図的な殺人	SDG	16.1.1 意図的な殺人、人口100,000人当たり[男女別]	(0.6)
人身取引の犠牲者	SDG	16.2.2 人身取引の犠牲者	0
判決を受けていない 勾留者††	SDG	16.3.2 判決を受けていない勾留者(公判前)、刑務所収容者の%	0
賄賂***††	SDG	16.5.2 賄賂発生(賄賂を要求された企業)、パーセンテージ	3.7
政府支出**	SDG	16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出、パーセンテージ	100
国内避難民***††	UNHCR	16.b.P1 国内避難民、1,000人	0
難民	UNHCR	16.b.P2 出身国別難民、1,000人	(0.6)

指標の略称 出典 指標 ターゲット (レート)[†]

目標 17

税収入	SDG-IMF	17.1.1 収入、GDPの% – 税収入 – 政府収入 (中央政府)	33 42.1
国内予算に占める税収**	SDG	17.1.2 国内予算に占める税収、GDPの%	71.3
OECD-DACからの ODA**††	SDG	17.2.1 OECD-DACからのODA、GNIの% – LDCs – すべての国々	0.2 0.7
海外直接投資の流入 (LDCs)**	UNCTAD	17.3.1 海外直接投資の流入 (LDCs)、GDPの%	(1.5)
個人送金額**	SDG	17.3.2 個人送金受領額 (LDCs)、GDPの%	4
債務**	SDG	17.4.1 債務、財やサービス、第一次所得の輸出に占める負債の%	0.8
固定インターネット ブロードバンド契約者数 (回線速度別)	SDG	17.6.2 毎秒10Mbit相当またはそれ以上の速度の固定ブロードバンド 契約数、人口100人当たり	100
インターネットユーザー	SDG	17.8.1 インターネットユーザー、人口の%	100
技術協力へのODA	SDG	17.9.1 技術協力へのODA (総支出)、2017年100万米ドル	(2)
世界中で加重された 関税率の平均	SDG	17.10.1 最恵国待遇及び特惠関税を受けているLDCsに対する関税率、 全製品、パーセンテージ	0
商業サービスの輸出 (LDCs)	SDG-WTO	17.11.1 商業サービス及び商品の輸出 (LDCs)、世界のサービス輸出の%	(2)
先進国による関税の平均 (LDCs)**	SDG	17.12.1 最恵国待遇及び特惠関税を受けているLDCsに対する 先進国による平均関税率、全製品、パーセンテージ	0
途上国で統計能力を 強化するための財源	SDG	17.19.1 開発途上国における統計能力の強化のために利用可能な資金、 100万米ドル	(2)
統計能力構築に対する ODA	OECD	17.19.P1 統計能力構築に対するODA、2017年100万米ドル	(2)

† 括弧内のレートは2015年の指標値の乗数として、ターゲット値を算出するために適用されている。

‡ ターゲット値は、2012年のレートと指標レベルを乗算することで算出される。

§ 指標はグローバルSDGデータベースを出典としているが、補足として異なるSDGターゲット下でも使用されている。

** データ不足のため、準地域の進捗評価に使用されていない指標。

†† データ不足のため、予測進捗指数 (ダッシュボード) に使用されていない指標。

‡‡ 本報告書の地域労働市場指標は、ILOモデル化された推定値シリーズの2018年11月版から導出されている。この版は、以前の調査と比較して重要な改訂を提示するインドの2017/18定期労働力調査の労働統計を反映していない。世界及び地域の最新の推定値については、ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) を参照のこと。

Annex 4 – アジア太平洋地域及び準地域の国リスト

以下の表は、本報告書の分析で使用された地域・準地域グループと、それぞれのグループに対応する国を示している。

地域: アジア太平洋

アフガニスタン、米領サモア、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、クック諸島、北朝鮮、フィジー、仏領ポリネシア、ジョージア、グアム、香港 (中国)、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、キリバス、キルギスタン、ラオス、マカオ (中国)、マレーシア、モルディブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニウエ、北マリアナ諸島、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、ロシア、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、トンガ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム

準地域: 北東アジア (ENEA)

中国、北朝鮮、香港 (中国)、日本、マカオ (中国)、モンゴル、韓国

準地域: 中央アジア (NCA)

アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

準地域: 太平洋 (PACIFIC)

米領サモア、オーストラリア、クック諸島、フィジー、仏領ポリネシア、グアム、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニウエ、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ

準地域: 東南アジア (SEA)

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム

準地域: 南西アジア (SSWA)

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、イラン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、トルコ

Annex 5 – [Navigating Policy with Data to Leave No One Behind] 宣言に対するモニタリング指標

[Navigating Policy with Data to Leave No One Behind] 宣言の採択にあたり、各国は隔年の進捗報告書が作成されるよう要請した。報告書の初版は、できるだけ入手可能な情報を土台としながら、モニタリングのための労力とコストを最小限に抑えることを目的としたモニタリングと評価の枠組みに基づいて、2020年に発行される。モニタリングのための主要な情報源としては、Partnership in Statistics for Development in the 21st Century (PARIS21) によって開発されたStatistical Capacity Monitor¹⁴、Open Assessment Repository¹⁵、統計への支援に関するパートナー報告書 (PRESS: Partner Report on Support to Statistics)¹⁶、及び世界銀行の統計的能力指標 (Statistical Capacity Indicator)¹⁷、Open Data Watchによるオープンデータインベントリインデックス (ODIN: Open Data Inventory Index)¹⁸などがある。表1は、宣言の9つのコミットメントに関するモニタリング及び評価枠組みの指標のマッピングを示している。

14 www.statisticalcapacitymonitor.org/indicator/ 参照。

15 The Open Assessment Repositoryは開発中。 <http://oar.paris21.org/> 参照。

16 <https://paris21.org/press> 参照。

17 <http://datatopics.worldbank.org/statisticalcapacity/> 参照。

18 <https://odin.opendatawatch.com/> 参照。

Navigating Policy with Data to Leave No One Behind宣言(コミットメント)	モニタリング及び評価枠組み(指標)	ターゲット	現在の スコア
(a) 統計開発と国家開発政策・計画を統合する	a.1 NSDSまたは国家統計計画の存在(国の%)	100	69.0
	a.2 実施中の国家統計計画の有無(SDG 17.18.3)(国の%)	100	90.3
(b) 国家モニタリング枠組みと一連の指標を開発し、予算編成と統合する	b.1 ODIN全体のデータカバレッジスコア(平均インデックススコア、0-100; 目標=平均上位5カ国)	58.8	38.8
	b.2 SDGの進捗報告のための国家公式専用オンラインポータルが存在(国の%)	100	87.5
	b.3 統計能力のソースデータ評価(平均スコア; 目標=平均上位5カ国)	100	65.2
(c) ユーザーを代表するNSSへのハイレベル諮問機関を設置する	c.1 NSOの活動、主にプログラムの優先順位について統計官の責任者に助言する国家統計審議会または関連組織の存在(国の%)	100	52.4
(d) NSSの役割と責任を特定し、ビジネスプロセスを変革する	d.1 統計能力の方法論評価(平均スコア; 目標=平均上位5カ国)	98.0	56.9
(e) NSOsの責任者がNSSで主導的役割を果たすことができるようにする	e.1 国家統計法がFPOS(SDG 17.18.2)に準拠しているかどうか(国の%)	100	70.8
(f) 新しい革新的な技術を活用し、データ共有のためのパートナーシップを構築する	f.1 Statistical DataとMetadata eXchange、SDMXの使用(国の%)	100	57.1
(g) コミュニケーションと統計リテラシー	g.1 NSOがユーザーに積極的にアウトリーチを行っているかどうか(国の%)	100	51.7
	g.2 NSOがソーシャルメディア(Facebook及び/またはTwitter)を使用してデータの普及及び情報発信を行っているかどうか(国の%)	100	27.1
	g.3 ODIN全体のデータオープン性スコア(平均スコア; 目標=平均上位5カ国)	75.7	42.5
(h) 統計アドボカシーと意識向上	h.1 国家統計計画が十分に資金提供されているかどうか(SDG 17.18.3)(国の%)	100	72.7
	h.2 NSOデータ普及方針(国の%)	100	38.1
(i) 宣言に沿った国家戦略/政策	i.1 統計インデックス*の使用(平均インデックススコア; 目標=平均上位5カ国)	89.2	38.4
	i.2 国際的品質管理枠組みベストプラクティスへの準拠(GDDS、DQAF、Total Quality Management、ISO EN 9001等)(国の%)	100	71.4

表1. モニタリング枠組み指標に関する宣言のコミットメントのマッピング

* 国の政策文書における統計用語と指標を参考にした複合指標。この指標のサブインデックスには、複雑さのレベル、細分化、セクター分布、モニタリングと評価枠組みが含まれる。

国連の出版物は世界中の書店ならびに代理店から入手可能です。
近隣の書店、代理店に連絡頂くか、もしくは下記のいずれかにコンタクト下さい。

**Customers in: America, Asia and
the Pacific**

Email: order@un.org
Web: un.org/publications
Tel: +1 703 661 1571
Fax: +1 703 996 1010

Mail Orders to:
United Nations Publications
P.O. Box 960
Herndon, Virginia 20172
United States of America

**Customers in: Europe, Africa and
the Middle East**

United Nations Publication
c/o Eurospan Group
Email: info@eurospangroup.com
Web: un.org/publications
Tel: +44 (0) 1767 604972
Fax: +44 (0) 1767 601640

Mail Orders to:
United Nations Publications
Pegasus Drive, Stratton Business Park,
Biggleswade, Bedfordshire SG18 8TQ
United Kingdom

United Nations Publication

Sales no.: E.20.II.F 10
Copyright © 2020 United Nations
All rights reserved
Printed in Bangkok

ISBN: 978-92-1-120807-8
eISBN: 978-92-1-0049580
ST/ESCAP/2900

United Nations
Economic and Social Commission for
Asia and the Pacific
Statistics Division
United Nations Building, Rajadamnern Nok
Avenue, Bangkok 10200, Thailand
Fax: 66 2 288-1082
Email: stat.unescap@un.org
escap-publicationsoffice@un.org
Website: www.unescap.org



本報告書は、アジア太平洋地域ならびに5つの準地域における持続可能な開発目標 (SDGs) 進捗のトレンドとモニタリングのためのデータの入手可能性について分析し、2030年までのSDGs達成にあたり克服すべきギャップを評価している。本評価は、目標に向けた地域の行動を軌道に乗せ続け、諸問題が発生した場合には対処が確実に行われ、そしてすべての関係者が継続して関与することを目的としている。本報告書は、アジア太平洋地域において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の優先順位付け、計画、実施及びフォローアップに関わるすべてのステークホルダーにとって非常に有益な一冊である。

ISBN: 978-92-1-120807-8



9 789211 208078